

Ⅲ－５.各施設種別の調査結果：母子生活支援施設

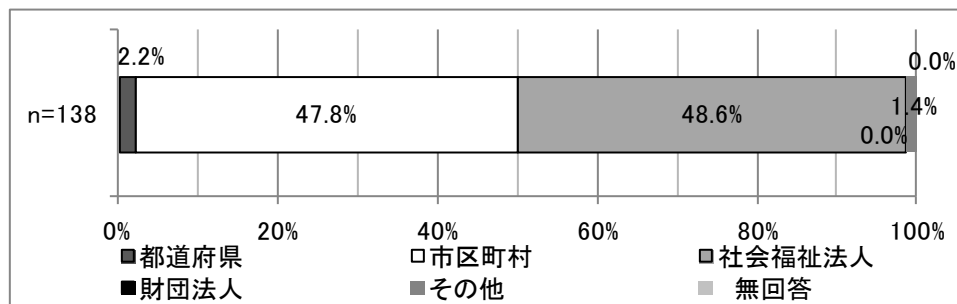
1. 施設の概要

(1) 施設の概要

➤ 設置主体

設置主体の構成をみると、「都道府県」2.2%、「市区町村」47.8%、「社会福祉法人」48.6%、「その他」1.4%であった。

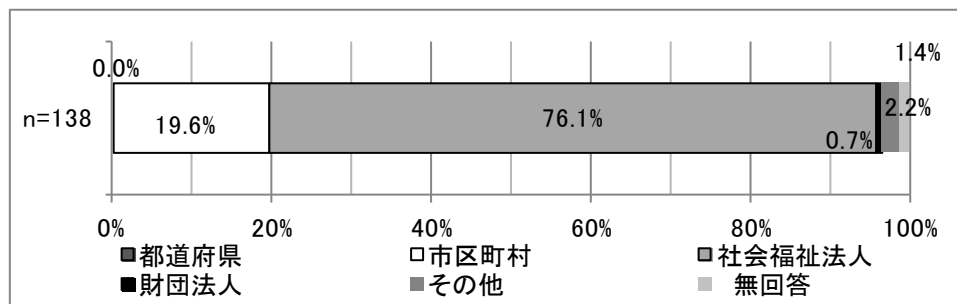
図表Ⅲ-5-1-1 設置主体【単数回答】



➤ 運営主体

運営主体の構成をみると、「市区町村」19.6%、「社会福祉法人」76.1%、「財団法人」0.7%、「その他」2.2%であった。

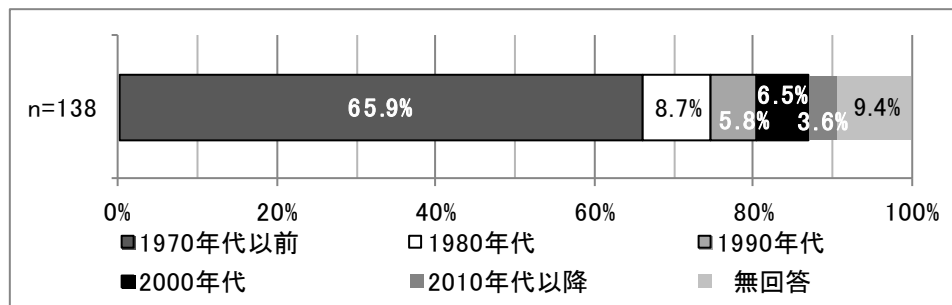
図表Ⅲ-5-1-2 運営主体【単数回答】



➤ 開設年月

開設年月の構成をみると、「1970年代以前」が65.9%、「1980年代」が8.7%であった。

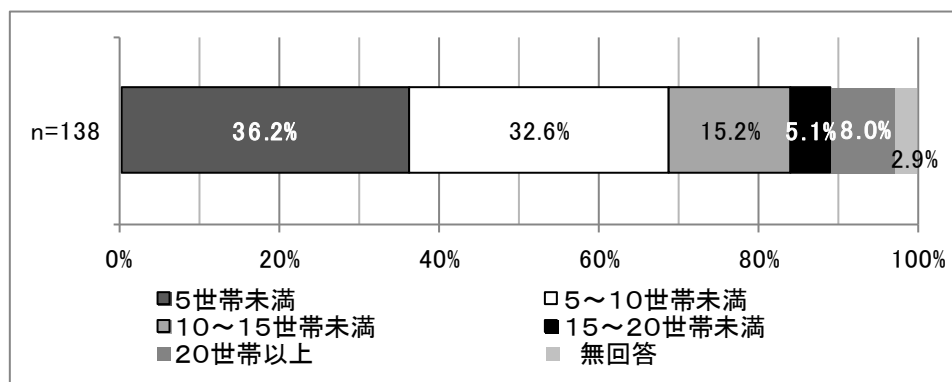
図表Ⅲ-5-1-3 開設年月【単数回答】



➤ 平成26年度入所世帯数

平成26年度に入所した世帯数の構成をみると、「5世帯未満」36.2%、「5～10世帯未満」が32.6%の順であった。

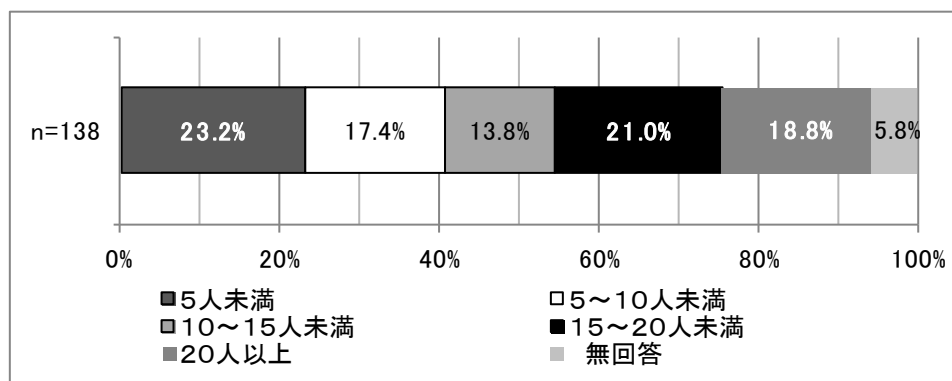
図表Ⅲ-5-1-4 平成26年度入所世帯数【単数回答】



➤ 平成26年度入所児童数

平成26年度に入所した児童数の構成をみると、「5人未満」23.2%、「5～10人未満」が17.4%であった。

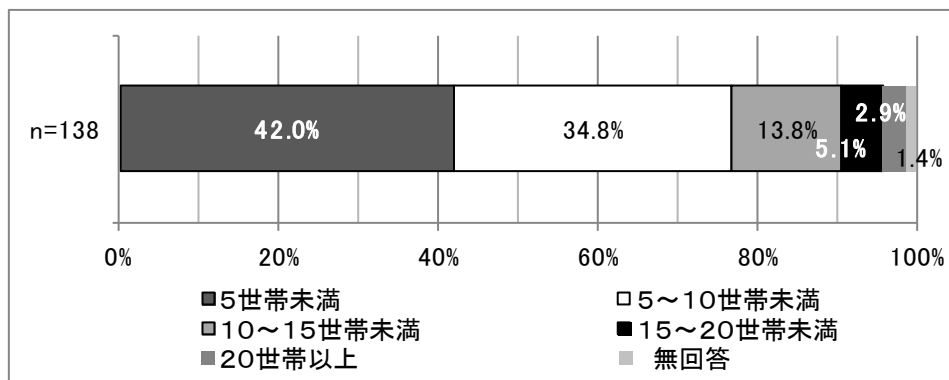
図表Ⅲ-5-1-5 平成26年度入所児童数【単数回答】



➤ 平成 26 年度退所世帯数

平成 26 年度退所世帯数の構成をみると、「5 世帯未満」42.0%、「5～10 世帯未満」が 34.8%であった。

図表Ⅲ-5-1-6 平成 26 年度退所世帯数【単数回答】



(2) 配置職員

回答施設における配置職員の実人数をみると、「全職員」は平均 10.6 人、うち家庭支援専門相談員は、1.8 人、心理療養担当職員 1.5 人、個別担当職員 1.2 人であった。

図表Ⅲ-5-1-7 配置職員数(実人数)

上段：施設／下段：%

	回答数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	回答のあった施設の平均値
全職員								10.6
(うち)家庭支援専門相談員	138	21	5	3	2	6	101	1.8
	100.0	15.2	3.6	2.2	1.4	4.3	73.2	
(うち)心理療養担当職員	138	7	37	11	8	3	72	1.5
	100.0	5.1	26.8	8.0	5.8	2.2	52.2	
(うち)個別担当職員	138	6	68	1	2	1	60	1.2
	100.0	4.3	49.3	0.7	1.4	0.7	43.5	

母子生活支援施設に家庭支援専門相談員は配置されていないため、多くの施設が「0 人」もしくは「無回答」としている。

しかし、「1 人」以上の職員を配置していると回答した施設が複数あり、利用者・退所者のニーズに応じて施設独自の職員配置によって支援体制を構築していることがうかがい知れる。

ただし、配置基準の母子支援員を家庭支援専門相談員と読み替えて回答した施設があることも考えられる。

2. 親子関係再構築支援の目標別該当児童数

(1) 目標別該当児童数

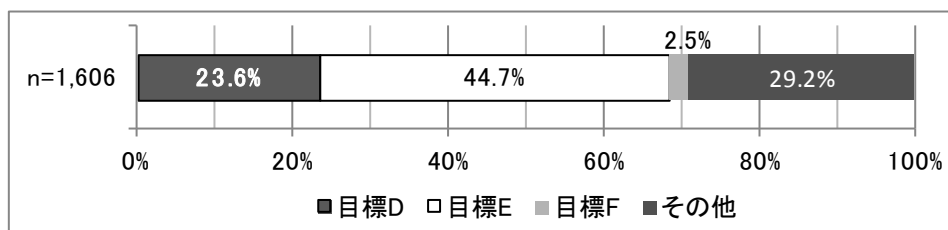
① 目標別該当児童数の構成比

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童について、親子関係再構築支援の目標別該当児童数をみると、回答施設 138 施設、総児童数 1,606 人の構成比は、「目標 D」23.6%、「目標 E」44.7%、「目標 F」2.5%、「その他」29.2%であった。

「DV 被害を受けて入所」となった親子は 988 世帯 (70.3%)、「家庭復帰後 (児童養護施設等を退所後) の虐待防止に限らず、子どもの引き取りのために母子生活支援施設の機能を利用する世帯 (分離していた子どもを引き取って入所 (入所中の引き取りを含む)) 世帯は、36 世帯 (2.6%) であった。

家庭復帰のために必要に応じて、より母子生活支援施設が利用されることが期待されている。その上で、「目標 F」の児童が 2.5%いることは、母子生活支援施設が有する機能と役割の証左であると同時に、その更なる可能性を示唆しているといえる。

図表Ⅲ-5-2-1 目標別該当児童数の構成比【単数回答】



参考：該当世帯数

	世帯数 (世帯)	構成比 (%)
目標D: 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する	328 世帯	23.3%
目標E: 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する	613 世帯	43.6%
目標F: 家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する	39 世帯	2.8%
目標G: その他	425 世帯	30.2%
合計	1,405 世帯	100.0%
(再掲)DV 被害を受けて入所	988 世帯	70.3%
(再掲) 家庭復帰後の虐待防止に限らず、子どもの引き取りのために母子生活支援施設の機能を利用する世帯	36 世帯	2.6%

【母子生活支援施設における親子関係再構築支援の目標】

目標 D. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する

目標 E. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する (家族保全)

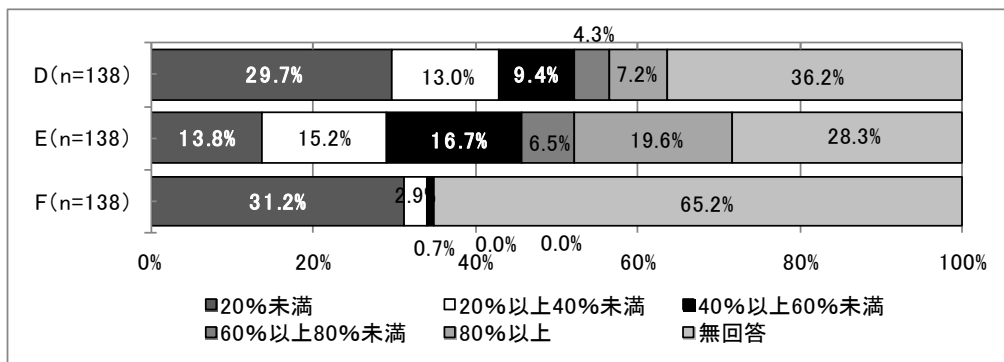
目標 F. 家庭復帰後 (児童養護施設等を退所後)、虐待を防止し良好な親子関係を維持する

② 目標別該当児童数の構成比の施設間分布

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童について、親子関係再構築支援の目標別該当児童数の構成比について、回答施設 138 施設間のばらつきをみると、「目標 D」は、「20%未満」29.7%、「20%以上 40%未満」13.0%、「目標 E」では「80%以上」19.6%、「40%以上 60%未満」16.7%、「20%以上 40%未満」15.2%、「目標 F」では、「20%未満」31.2%の順に多くなっていた。

なお、目標別構成比について「変動係数」をみると、「目標 F」の施設間のばらつきが最も大きいことが示された。

図表Ⅲ-5-2-2 目標別該当児童数の構成比の施設間分布



【施設ごとの目標別構成比の平均値、標準偏差および変動係数】

	母子生活支援施設			
	施設数	平均値	標準偏差	変動係数
目標 D	88	32.3	30.0	92.9
目標 E	99	52.1	32.2	61.8
目標 F	48	5.2	10.8	207.7

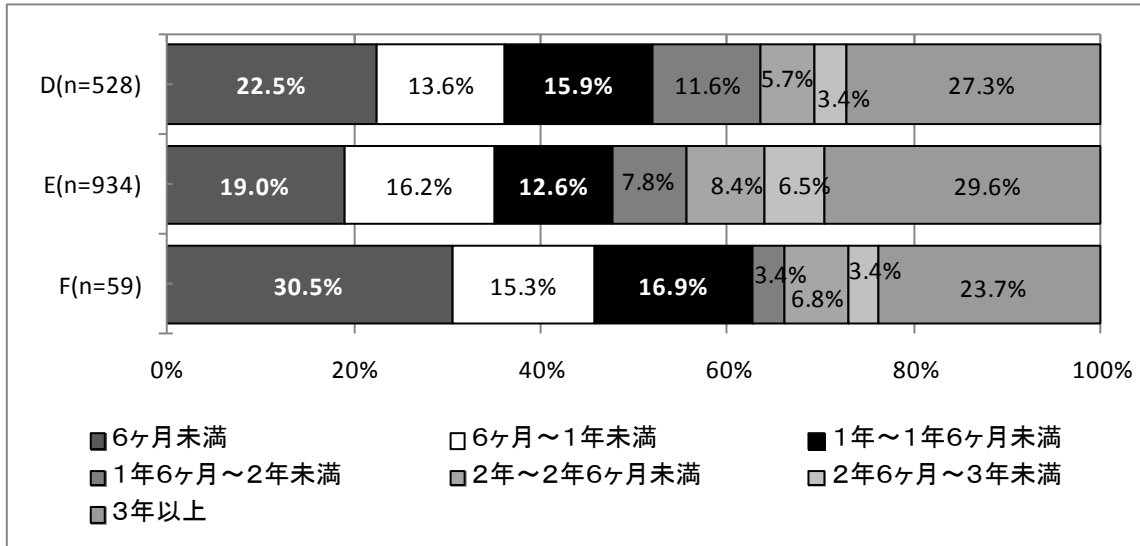
「目標 F」に施設間にばらつきが特に大きいという結果は、母子生活支援施設の利用形態が契約であること、入所の窓口が福祉事務所であるという特性を考慮すると、母親の意向や児童相談所や福祉事務所の支援計画等に由るところが大きいと思われる。

今後、家庭復帰のために母子生活支援施設のさらなる利用促進を期待したい。

③ 目標別入所期間別の児童数の構成比

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童について、親子関係再構築支援の目標別、入所期間別の児童数をみると、「目標 D」、「目標 E」、「目標 F」ともに「6ヶ月未満」がそれぞれ 22.5%、19.0%、30.5%と最も多くなっていた。

図表Ⅲ-5-2-3 目標別、入所期間別の児童数の構成比【単数回答】



(2) 目標別にみた支援の実施状況

① 目標別にみた支援を実施している児童の割合

➤ 目標 D

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 D」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、90.6%、「支援②」78.9%、「支援③」46.7%であった。

「支援④-1」73.6%、「支援④-2」80.0%、「支援④-3」55.4%であった。

「支援⑤」は 70.2%、「支援⑥」が 14.9%であった。

➤ 目標 E

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 E」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、80.8%、「支援②」65.0%、「支援③」39.2%であった。

「支援④-1」65.2%、「支援④-2」70.1%、「支援④-3」56.9%であった。

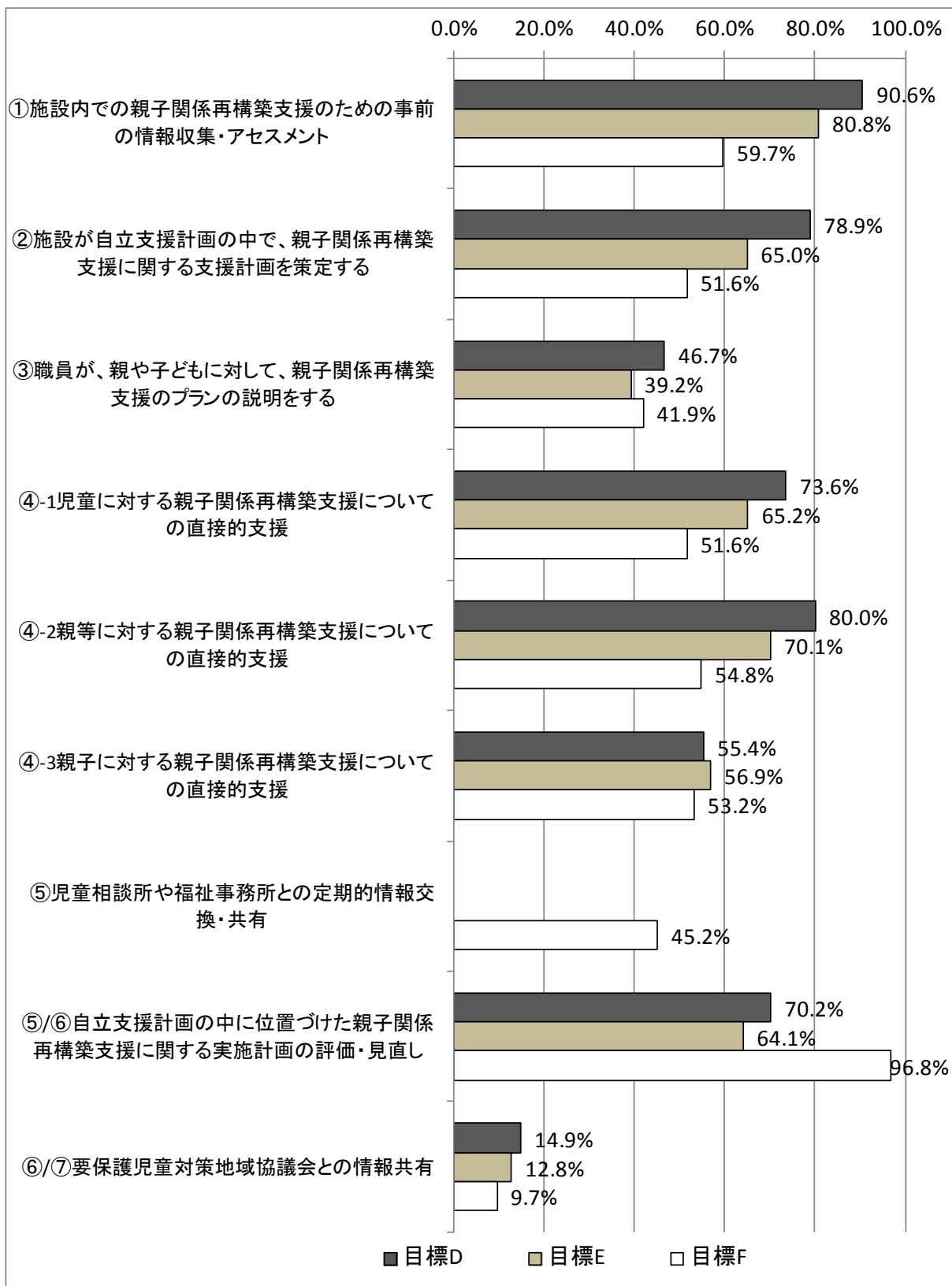
「支援⑤」は 64.1%、「支援⑥」が 12.8%であった。

➤ 目標 F

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 F」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、59.7%、「支援②」51.6%、「支援③」41.9%であった。

「支援④-1」51.6%、「支援④-2」54.8%、「支援④-3」53.2%であった。「支援⑤」は 45.2%、「支援⑥」が 96.8%、「支援⑦」は 9.7%であった。

図表Ⅲ-5-2-4 目標別にみた支援を実施している児童の割合
 (目標D:n=531, 目標E:n= 1,013, 目標F:n=62)



注)調査を行なった目標別の支援内容は、「Ⅱ 総合調査結果:施設種別間の比較」、「2. 親子関係再構築支援の目標別にみた支援の実施状況」に示している。グラフが表示されていない支援内容(項目)は、当該目標の児童の支援内容として調査を行っていない項目である。

② 目標別にみた支援を実施している児童の割合の分布

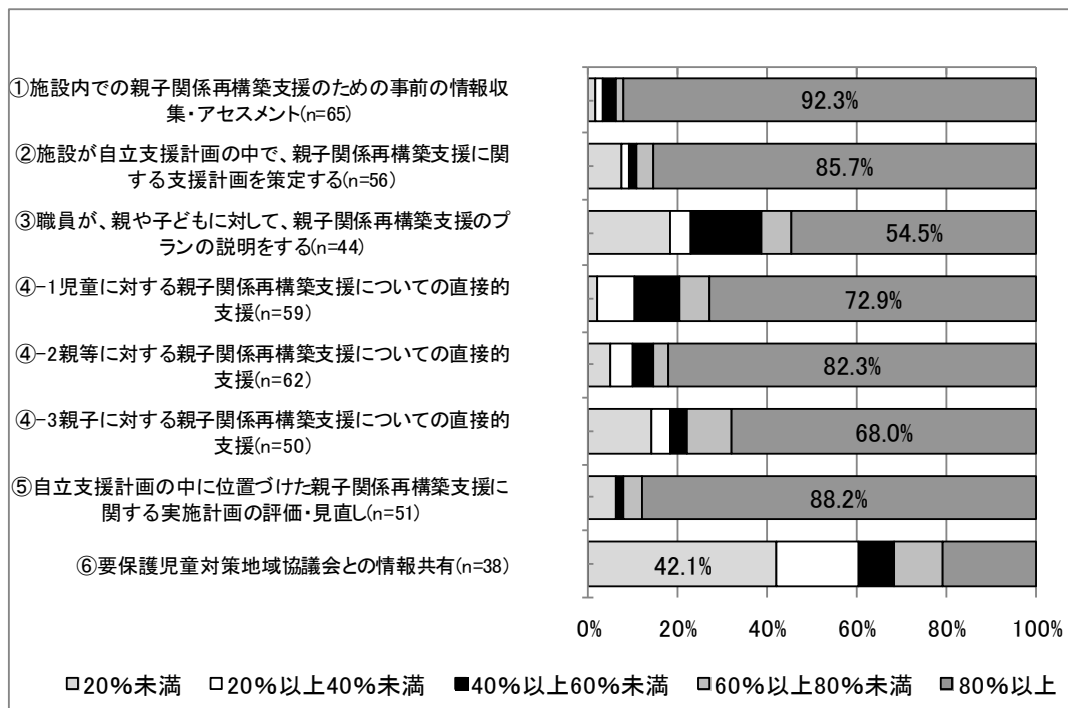
➤ 目標 D

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 D」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援②」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑤」いずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、92.3%、85.7%、54.5%、72.9%、82.3%、68.0%、88.2%と最も多くなっていた。

「支援⑥」は、「20%未満」が 42.1%で最も多くなっていた。

これらの結果から、目標 D の状況にある児童では、本来、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）は、実施率の分布から、多くの施設で実施されている（ばらつきが小さい）と考えられた。一方、プランの説明（支援内容③に該当）に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-5-2-5 目標別にみた支援を実施している児童の割合の分布 ①～③



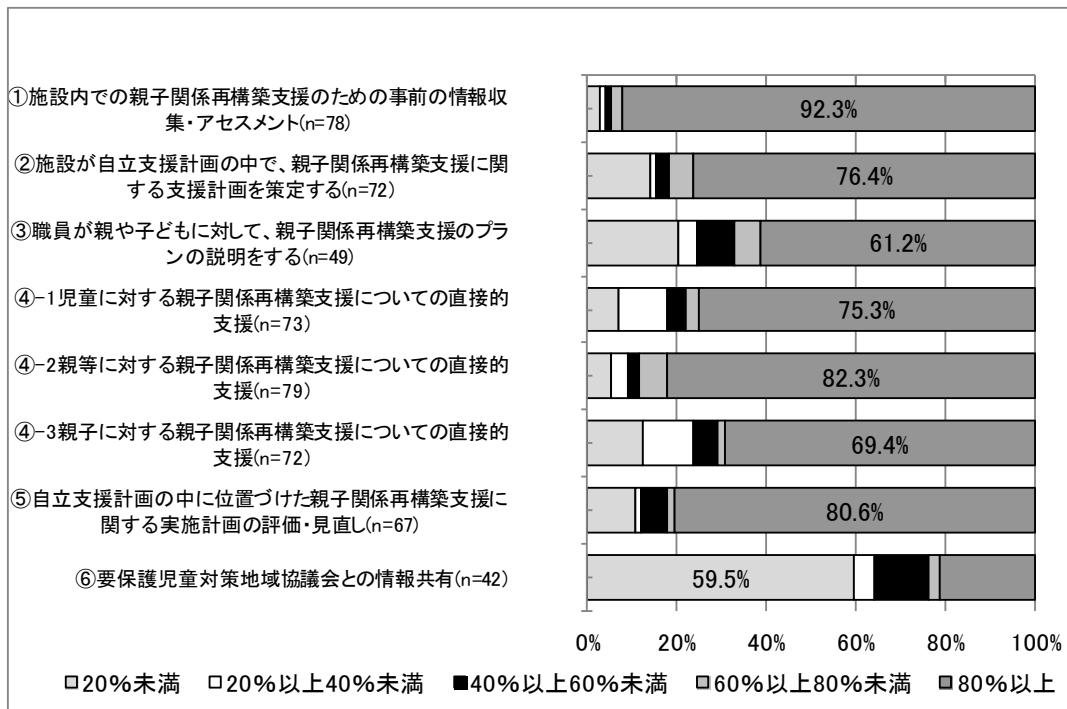
➤ 目標 E

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 E」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援②」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑤」いずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、92.3%、76.4%、61.2%、75.3%、82.3%、69.4%、80.6%と最も多くなっていた。

「支援⑥」は、「20%未満」が 59.5%で最も多くなっていた。

これらの結果から、目標 E の状況にある児童では、本来、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）は、実施率の分布から、両項目ともに実施率が高いが、アセスメントの方が、より多くの施設で実施されている（ばらつきが小さい）と考えられた。一方、プランの説明（支援内容③に該当）に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

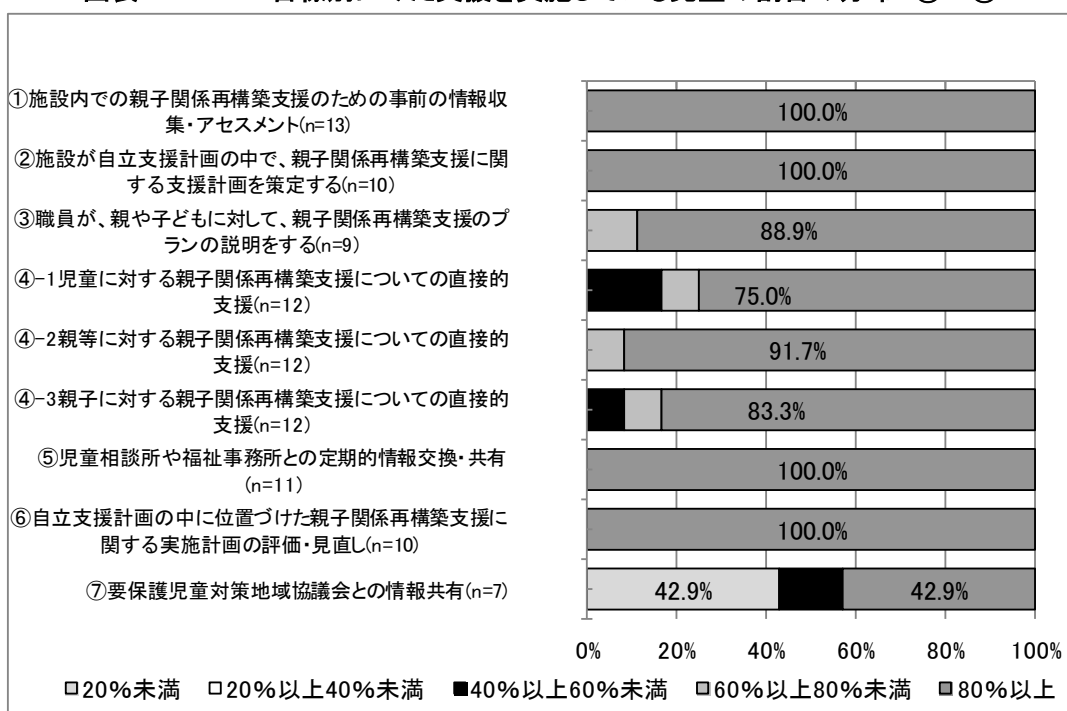
図表Ⅲ-5-2-6 目標別にみた支援を実施している児童の割合の分布 ①～③



➤ 目標 F

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 F」の児童に対して支援を行っている割合について、回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援②」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑤」、「支援⑥」いずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、100.0%、100.0%、88.9%、75.0%、91.7%、83.3%、100.0%、100.0%と最も多くなっていた。「支援⑦」は「20%未満」および「80%以上」が42.9%と最も多くなっていた。これらの結果から、目標 F の状況にある児童では、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）は、全ての施設で実施されていた。また、プランの説明（支援内容③に該当）も高い実施率であり、その施設間のばらつきが小さいことが示された。

図表Ⅲ-5-2-7 目標別にみた支援を実施している児童の割合の分布 ①～③



③ 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

➤ 目標D

平成27年10月1日時点で在籍していた児童のうち「目標D」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）」、「コモンセンス・ペアレンティング」がそれぞれ4.5%であった。

図表Ⅲ-5-2-8 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	88施設	4施設	4.5%
TF-CBT	88施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	88施設	0施設	0.0%
MY TREE	88施設	1施設	1.1%
精研式ペアレントトレーニング	88施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	88施設	4施設	4.5%
ペアレントプログラム	88施設	1施設	1.1%
ノーバディーズパーフェクト	88施設	0施設	0.0%
トリプルP	88施設	0施設	0.0%
親グループ活動	88施設	0施設	0.0%
CARE	88施設	1施設	1.1%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	88施設	1施設	1.1%
PCIT	88施設	0施設	0.0%
AF-CBT	88施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	88施設	1施設	1.1%

➤ 目標 E

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 E」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）」7.1%、「コモンセンス・ペアレンティング」7.1%、「親子（グループ）活動」が 5.1%であった。

図表Ⅲ-5-2-9 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生き立ちの整理)	99施設	7施設	7.1%
TF-CBT	99施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	99施設	0施設	0.0%
MY TREE	99施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	99施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	99施設	7施設	7.1%
ペアレントプログラム	99施設	1施設	1.0%
ノーバディーズパーフェクト	99施設	0施設	0.0%
トリプルP	99施設	0施設	0.0%
親グループ活動	99施設	3施設	3.0%
CARE	99施設	1施設	1.0%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	99施設	1施設	1.0%
PCIT	99施設	0施設	0.0%
AF-CBT	99施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	99施設	5施設	5.1%

➤ 目標 F

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 F」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「コモンセンス・ペアレンティング」4.2%、「ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）」2.1%、「CARA」2.1%であった。

母子生活支援施設では、親子の暮らしを支える日常的な支援によって家族としての安心・安全な生活を守り、母と子それぞれに寄り添いながら、親子関係再構築支援を並行して実践していくことが可能である。またインケアにより親子の状況や変化をつぶさにとらえ、状況に応じて即座に対応できる等の利点もある。

母子生活支援施設では、生活上の支援において日常的に親子関係再構築支援を実践しており、またそのスキルを持ち合わせている。今後の取組として、上記のような専門的な定型のプログラムの実践の広がりと同様に、母子生活支援施設が本来的に持つ機能を強化し、十分に活用していく必要があるといえる。

図表Ⅲ-5-2-10 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

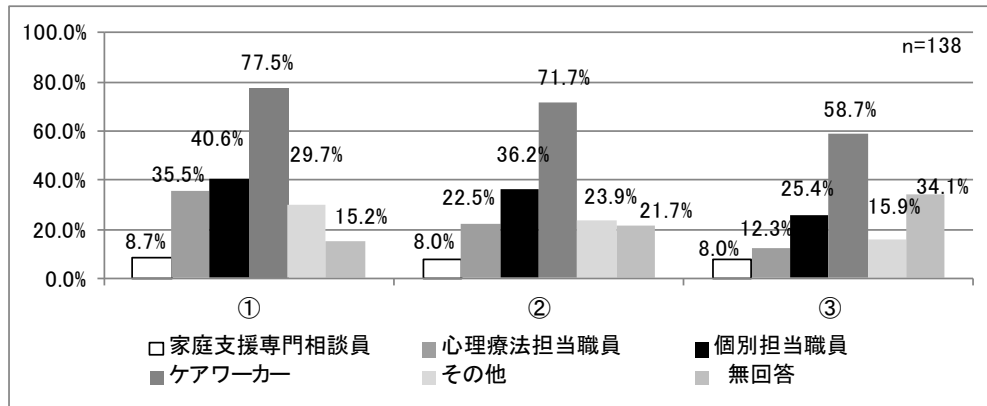
	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	48施設	1施設	2.1%
TF-CBT	48施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	48施設	0施設	0.0%
MY TREE	48施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	48施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	48施設	2施設	4.2%
ペアレントプログラム	48施設	0施設	0.0%
ノーバディーズパーフェクト	48施設	0施設	0.0%
トリプルP	48施設	0施設	0.0%
親グループ活動	48施設	0施設	0.0%
CARE	48施設	1施設	2.1%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	48施設	0施設	0.0%
PCIT	48施設	0施設	0.0%
AF-CBT	48施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	48施設	0施設	0.0%

3. 親子関係再構築支援の業務分担

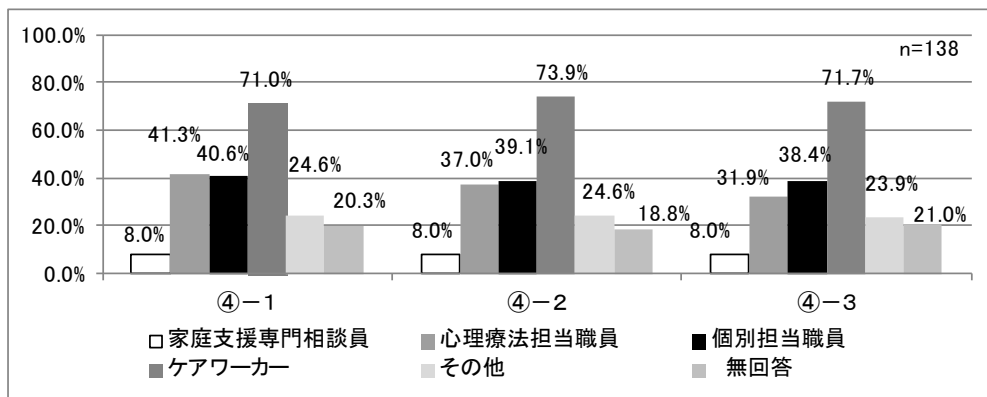
親子関係再構築支援に関する職員間の役割分担について、支援内容別に関わっている職員の職種をみると、「支援①」、「支援②」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑤」、「支援⑥」、「支援⑦」のいずれも、「ケアワーカー」が77.5%、71.7%、58.7%、71.0%、73.9%、71.7%、73.2%、73.9%、47.8%と最も多くなっていた。

同様に、主担当者の職種をみると、いずれの支援も、「ケアワーカー」が52.2%、49.3%、38.4%、47.8%、50.7%、49.3%、44.9%、50.0%、25.4%と最も多くなっていた。

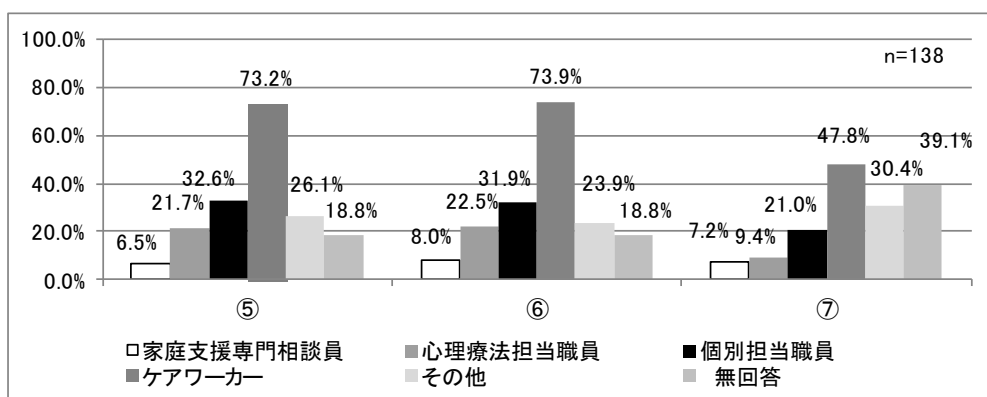
図表Ⅲ-5-3-1 関わっている職員 ①・②・③の構成比【複数回答】



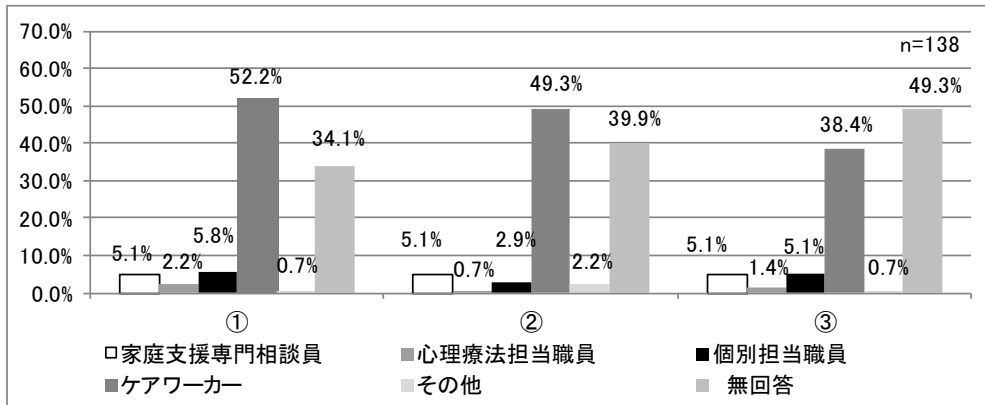
図表Ⅲ-5-3-2 関わっている職員 ④-1・④-2・④-3の構成比【複数回答】



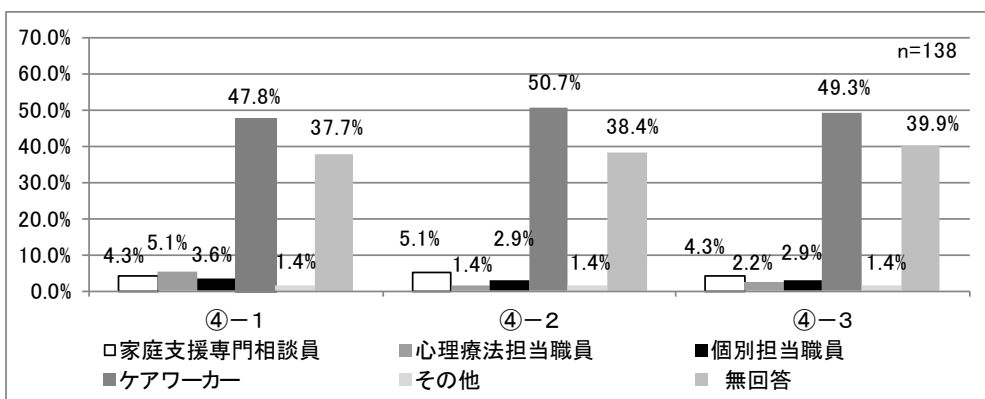
図表Ⅲ-5-3-3 関わっている職員 ⑤・⑥・⑦の構成比【複数回答】



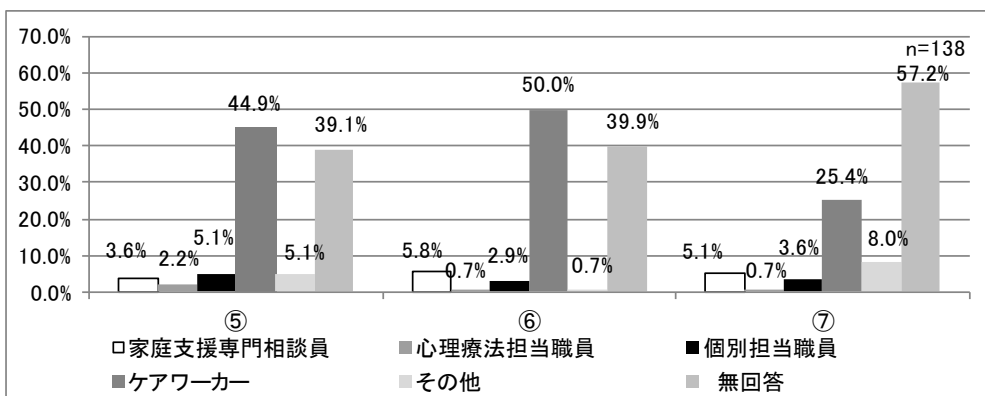
図表Ⅲ-5-3-4 主担当 ①・②・③の構成比【複数回答】



図表Ⅲ-5-3-5 主担当 ④-1・④-2・④-3の構成比【複数回答】



図表Ⅲ-5-3-6 主担当 ⑤・⑥・⑦の構成比【複数回答】

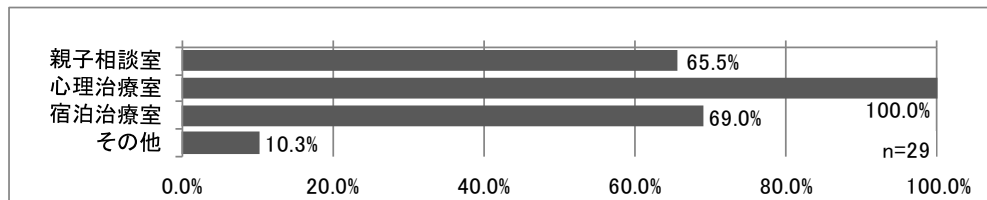


4. 設備の整備状況

(1) 設備種類別の整備状況

施設設備の整備状況をみると、「親子相談室」65.5%、「心理治療室」100.0%、「宿泊治療室」69.0%で整備されていた。

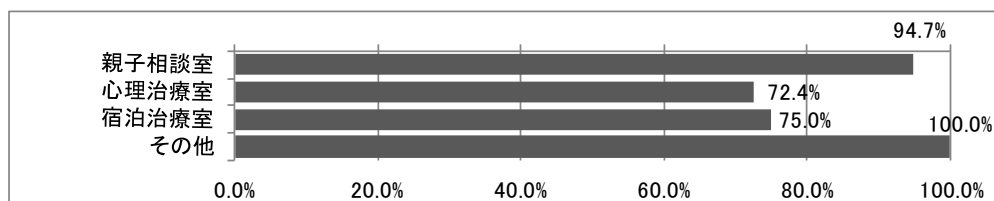
図表Ⅲ-5-4-1 設備種類別の整備状況 設備がある割合【複数回答】



(2) 親子関係再構築支援を目的とした使用状況

親子関係再構築支援を目的とした各施設の使用状況をみると、「親子相談室」94.7%、「心理治療室」72.4%、「宿泊治療室」75.0%、「その他」100.0%で使用されていた。

図表Ⅲ-5-4-2 親子関係再構築支援を目的とした使用状況 使用している割合【複数回答】



5. 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況

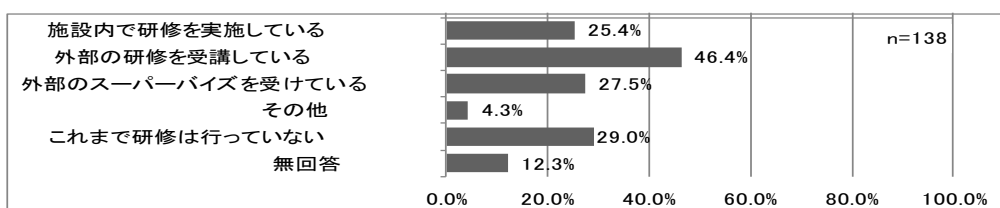
親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況を見ると、「施設内で研修を実施している」25.4%、「外部の研修を受講している」46.4%、「外部のスーパーバイズを受けている」27.5%、「その他」4.3%であった。「これまで研修を行っていない」割合は、29.0%であった。

施設内で研修を実施している場合の内容を見ると、「アセスメント方法」74.3%、「プログラムの実施方法」34.3%、「その他」20.0%であった。

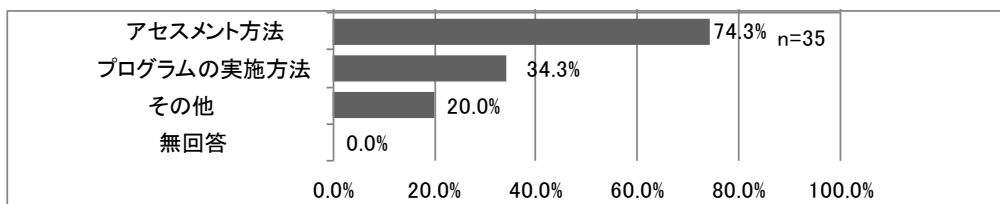
外部の研修を受講している場合の内容については、「アセスメント方法」68.8%、「プログラムの実施方法」29.7%、「その他」23.4%であった。

外部のスーパーバイズを受けている場合の内容については、「アセスメント方法」73.7%、「プログラムの実施方法」、「その他」がそれぞれ18.4%であった。

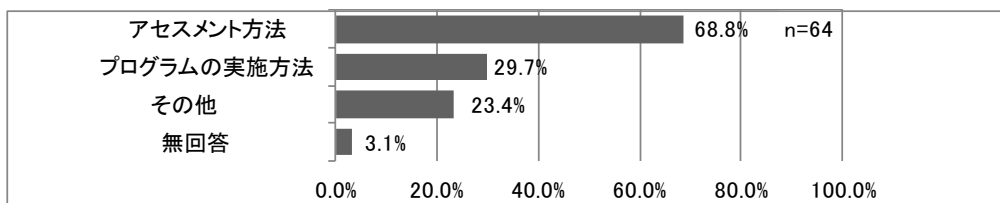
図表Ⅲ-5-5-1 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況【複数回答】



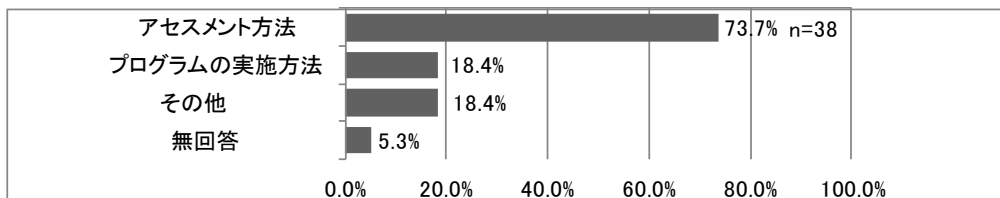
図表Ⅲ-5-5-2 施設内で研修を実施している場合の内容【複数回答】



図表Ⅲ-5-5-3 外部の研修を受講している場合の内容【複数回答】



図表Ⅲ-5-5-4 外部のスーパーバイズを受けている場合の内容【複数回答】

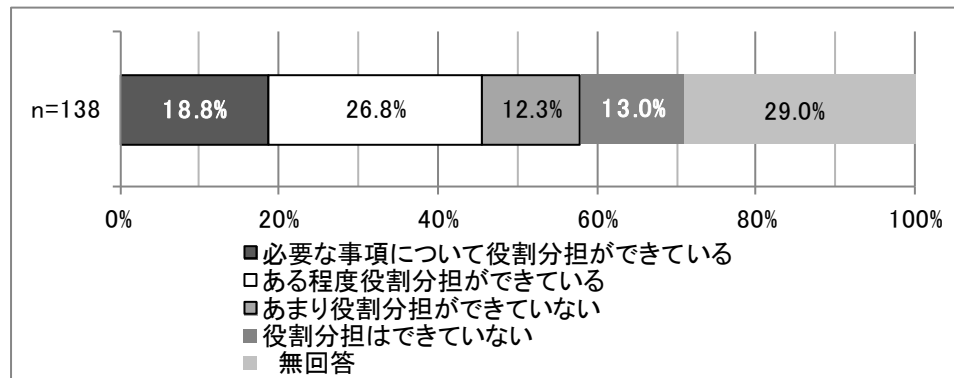


6. 親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携について

(1) 役割分担の状況

親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携について、役割分担の状況を見ると、「ある程度役割分担ができていない」26.8%が最も多く、次いで「必要な事項について役割分担ができていない」18.8%の順であり、役割分担ができていない（という「必要な事項について役割分担ができていない」、「ある程度役割分担ができていない」の合計）が約5割であった。

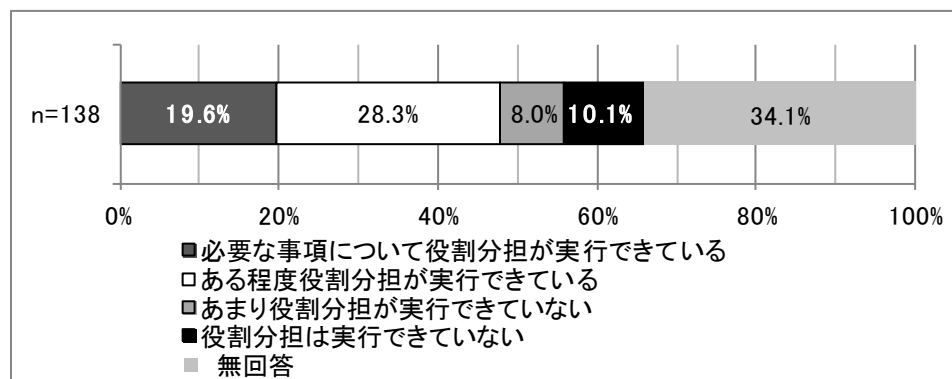
図表Ⅲ-5-6-1 役割分担の状況【単数回答】



(2) 役割分担の実行状況

役割分担の実行状況を見ると、「ある程度役割分担が実行できていない」28.3%、「必要な事項について役割分担が実行できていない」19.6%の順に多く、役割分担が実行できていない（「ある程度役割分担が実行できていない」、「必要な事項について役割分担が実行できていない」の合計）が約5割であった。

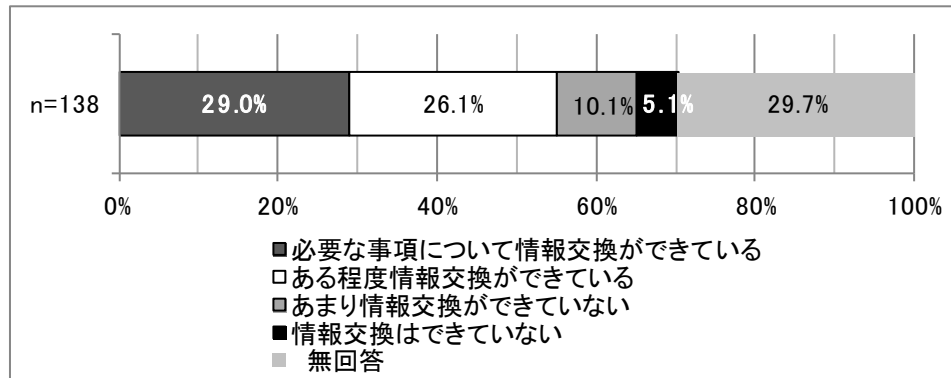
図表Ⅲ-5-6-2 役割分担の実行状況【単数回答】



(3) 情報交換の実施状況

情報交換の実施状況をみると、「必要な事項について情報交換ができている」29.0%、「ある程度情報交換ができている」26.1%、の順に多く、情報交換が実行できている（「ある程度情報交換ができている」、「必要な事項について情報交換ができている」の合計）が約6割であった。

図表Ⅲ-5-6-3 情報交換の実施状況【単数回答】



母子生活支援施設は他の社会的養護関係施設と違い入所窓口が福祉事務所である。そのことが、他の社会的養護関係施設と比べて児童相談所との役割分担・情報交換が「できている」「ある程度できている」とする回答の割合が少ないことと関係していると思われる。

ただし、たとえそうであっても、ガイドラインで示されている通り、早期に児童相談所と連携し、子どもの虐待に対するアセスメントが実施され、親子関係再構築支援として子どものケアを中心とした視点を持つことが大変重要であり、そのために児童相談所との密な連携による役割分担の明確化と情報交換が今後の課題といえる。

7. 自由回答

□児童相談所と方針が一致しない場合の対応

・ 協議の場、ケース会議等を設置する	40施設
・ 施設側で知りえた情報等を児童相談所に伝える等、情報共有を図る	14施設
・ 他機関、利用者を含めた三者で協議する	12施設
・ 不一致の事例がない。連携・関わりがない	9施設
・ アセスメントを実施、結果を共有する	5施設
・ 協議を行った上で、最終的には児童相談所の判断に委ねる	3施設
・ 児童相談所の意見を優先する	2施設
・ 自立支援計画の見直しを行う	1施設
・ 措置元の意見を尊重	1施設

□関係機関との連携（児童相談所）

・ 情報共有がなされていない。定期的な情報交換の場作りの必要性	27施設
・ 施設としての支援方針を伝えきれていない	9施設
・ 役割分担を明確にする必要がある	8施設
・ 家庭復帰の目安や条件に関して認識のずれがある	8施設
・ 担当者が多忙であり個別ケースに時間がかけられない	4施設
・ 保護者への積極的な介入、プログラムの提供が行われていない	3施設
・ 人員不足	3施設
・ 保護者の現状把握を積極的に行っていない	2施設
・ 職員間の対応にばらつきがある	2施設
・ 援助計画や自立支援計画の確認や見直しが定期的に行われていない	2施設
・ ケースワーカーの異動が頻繁にあるため、方針を共有化し、それに基づき継続的に支援することが難しい	1施設

□関係機関との連携（福祉事務所）

・ 自治体によって対応に差がある	19施設
・ 役割分担を明確にする必要がある	15施設
・ 職員間の対応にばらつきがある	9施設
・ 情報共有がなされていない	9施設
・ 職員のスキルに関する課題	6施設
・ 家庭復帰の目安や条件に関して認識のずれがある	6施設
・ 入所前の連携が必要	6施設
・ 児童相談所との連携	4施設
・ 保護者の現状把握を積極的に行っていない	1施設
・ 退所に向けてのアフターケアの体制づくり	1施設
・ ケースワーカーの異動が頻繁にあるため、方針を共有化し、それに基づき継続的に支援することが難しい	1施設

□今後導入したいと考えている取組み等

・ 家庭支援専門相談員等の人員増	25施設
・ 職員のスキル強化	14施設
・ 専門的なプログラムの導入	12施設
・ 親子生活訓練室の整備	3施設
・ 親子宿泊設備の整備	2施設
・ 家庭復帰に向けたアセスメント、家庭復帰に向けた計画策定の強化	2施設
・ 退所後のアフターケアの実施	2施設

□親子関係再構築支援を強化する上で必要な条件

・ 関係機関との連携強化	29施設
・ 職員のスキル強化	25施設
・ 人員増	18施設
・ 親への支援、養育スキルの指導	11施設
・ 児童相談所との連携強化	8施設
・ 親子プログラムの積極的導入	4施設
・ 関係機関との役割分担の明確化	3施設
・ 設備の整備	3施設
・ 保護者との信頼関係構築、課題認識の共有化	3施設
・ アセスメント、再評価の定期的な実施	2施設
・ 家庭復帰後のアフターケアの強化	2施設
・ 地域の見守り体制の強化	1施設

□親子関係再構築支援を実施する上での課題

・ 親への支援、養育スキルの指導	17施設
・ 保護者との信頼関係構築、課題認識の共有化	14施設
・ 職員のスキル強化	10施設
・ 関係機関との連携	8施設
・ 人材確保(量的)	7施設
・ 母子生活支援施設が親子関係再構築にできることの周知	6施設
・ 人材確保(質的)	5施設
・ 児童相談所の親子関係再構築支援に対する機能強化	4施設
・ 家庭復帰後のアフターケアの実施	4施設
・ 親子プログラム等の実施	4施設
・ 児童相談所との役割分担、方針を一致させるための工夫	3施設
・ 保護者の情報把握	2施設
・ 情報収集と共有化	2施設
・ 施設職員の家庭復帰に対する意識づけ	1施設
・ 関連プログラムの導入	1施設

□本調査への意見等

・ 設問内容が当該センター向けの構成でない等の理由で回答するのに判断がつかないケースがあった	11施設
・ 関係機関との連携や家庭との関係性づくりに関する問題点	6施設
・ 明確な事例(ものさし)を知りたい	2施設
・ 母子生活支援施設が親子関係再構築における役割の周知	2施設
・ 家庭復帰後のアフターケアの実施	1施設
・ 予防的支援の重要性と課題	1施設

8. 考察

(1) 親子関係再構築支援の意識と支援計画への明文化

入所理由のほとんどは”大人の事情”であり、子どもはその影響を受け振り回される存在である。暴力と貧困、阻害と孤立によって、多くの世帯は家族機能が脆弱化し、親子関係の再構築支援が必要となる。

母子生活支援施設の支援は課題解決支援と日常生活支援に大別されるが、きめ細やかな日常生活支援と肯定的な職員の関わりは、すべて親子関係再構築支援に集約されていく。

日々の親(母)子への声掛け、介入、調整と日常生活支援の一つひとつが親子関係再構築支援であるという意識と個別支援計画への明文化によって、施設が有する機能と役割を再確認する必要がある。

(2) 児童養護施設等から家庭復帰するケースでの母子生活支援施設の利用促進

母子生活支援施設は、社会的養護関係施設で唯一、親(母)子が安心・安全な環境で同居しながら個別の支援を受けることができ、職員は家族関係や家族の生活に着目して、親子の生活を常に見守り支えることができる。

母子生活支援施設に入所中に他の兄弟姉妹を児童養護施設等から引き取るケースを含めて、これまで親(母)子再統合に向けた支援の実績は一定数あり、親子関係再構築支援のノウハウは蓄積されているが、そのことがあまり知られていない。

児童養護施設等に入所する子どものうち、母子家庭の子どもが多数いるが、家庭復帰する際の支援計画の策定にあたって、母子生活支援施設の利用が必ず選択肢に上がっているとは言い難い(親子の生活の連続性の問題も考えられる)。

母子生活支援施設では、親(母)子が一緒に生活している利点を活かし、母子分離を未然に防ぎ、児童養護施設等から家庭復帰した家族へのアフターケア(母子生活支援施設側から見るとインケア)と、母子生活支援施設を退所後のアフターケアに取り組んでいる。その機能と役割を関係機関に伝え、理解を得る努力が必要である。

(3) 児童相談所との連携強化

母子生活支援施設の利用の窓口は福祉事務所であり、児童相談所との連携は他の社会的養護関係施設に比べて十分とは言えない。母子生活支援施設では親(母)の姿を日々の生活の中で多面的に捉えることができ、常にファミリーソーシャルワークの視点で支援を展開しているため、施設が持つ情報や親(母)との関係性は家庭復帰前後の支援に活かすことができる。

(4) 要保護児童対策地域協議会等の地域の関係機関との連携強化

母子生活支援施設は通過型の施設であり、インケアの時点から地域で家族がそれぞれの自立した生活が送れるようネットワーク作りを行っている。事例集にもある通り、要保護児童対策地域協議会、民生委員児童委員、教育機関、医療機関、NPO等の各関係機関との連携強化が、「切れ目のない」親子関係再構築支援を可能とする。

(5) 親子関係再構築支援に関するプログラムの研修と導入

親子関係再構築支援に関するプログラムは本調査票にある通り、国内外で各種開発されている。それらのプログラムを施設及び施設利用者の状況に照らし合わせて精査し、協議会もしくは施設単位で研修体系に組み込むことで、専門的な支援と人材育成が図られる。

これまでに施設で培われた親子関係再構築支援に関するエビデンスとノウハウを体系化することで、平準的な支援プログラムが構築できる。

(6) 施設間格差の是正

支援に係る施設間格差は全国母子生活支援施設協議会で長年議論され、各施設でその是正に向けた努力がなされている。親子関係再構築支援に関しても、上記の支援プログラムや第三者評価基準をもとに施設間格差の是正と支援の質の向上をめざす必要がある。

(7) ひとり親家庭の支援拠点（「ひとり親家庭支援センター」）に向けて

平成 27 年 12 月、子どもの貧困対策会議において「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が取りまとめられた。その中の「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」で母子生活支援施設はひとり親家庭の支援拠点として活用すると位置づけられた。

母子生活支援施設は、施設の機能を拡充し支援の専門性を向上させるとともに、社会的な認知度を高めることによって、親子関係再構築支援においても施設入所者だけでなく地域のひとり親への支援を推進していくことが必要である。

Ⅲ－６.各施設種別の調査結果：児童家庭支援センター

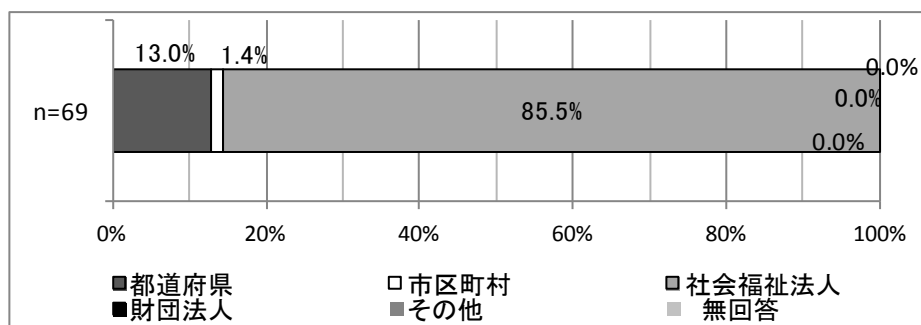
1. 施設の概要

(1) 施設の概要

➤ 設置主体

設置主体の構成をみると、「都道府県」13.0%、「市区町村」1.4%、「社会福祉法人」85.5%であった。

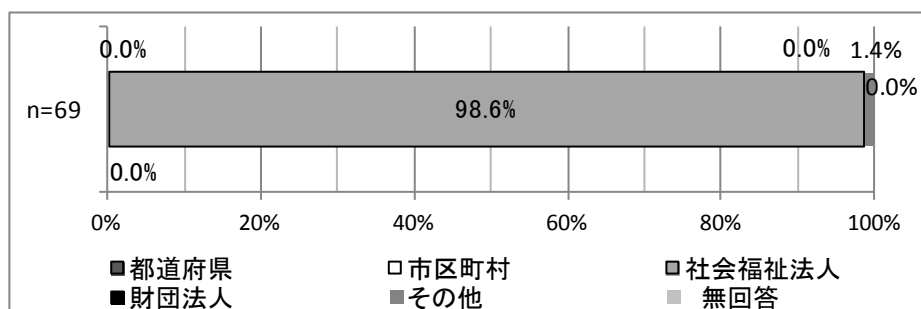
図表Ⅲ-6-1-1 設置主体【単数回答】



➤ 運営主体

運営主体の構成をみると、「社会福祉法人」98.6%、「その他」1.4%であった。

図表Ⅲ-6-1-2 運営主体【単数回答】

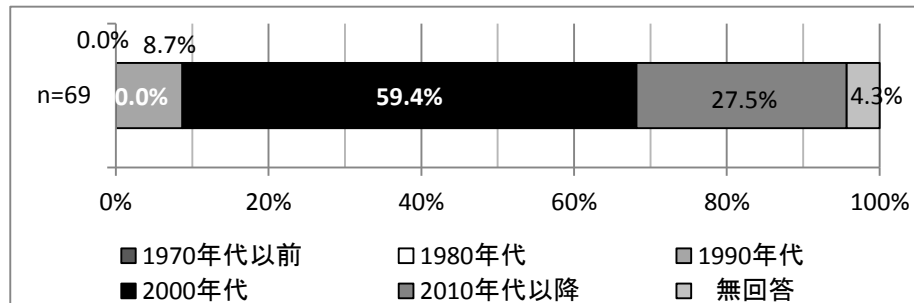


➤ 開設年月

開設年月の構成をみると、「2000年代」が最も多く59.4%、次いで「2010年以降」27.5%、「1990年代」8.7%であった。

なお、児童家庭支援センターが事業化されたのが1998年の児童福祉法改正時である。

図表Ⅲ-6-1-3 開設年月【単数回答】



(2) 配置職員数

回答施設における配置職員の実人数をみると、「全職員」は平均4.8人、「うち相談員」は、2.6人、「心理療法担当職員」、「その他」がそれぞれ1.3人であった。

職員配置基準は相談員2名、心理職員1名の計3名である。平均値が4.8名となっているのは、法人が独自に増配しているか、自治体の委託事業など他事業を受託しているか、非常勤職員を配置しているか、または本体施設と兼務している職員も計上している等の理由が考えられる。

図表Ⅲ-6-1-4 配置職員数(実人数)

上段:施設/下段:%

	回答数	0人	1人	2人	3人	4人以上	無回答	回答のあった施設の平均値
全職員								4.8
(うち)相談員	69	0	2	33	16	8	10	2.6
	100.0	0.0	2.9	47.8	23.2	11.6	14.5	
(うち)心理療法担当職員	69	0	46	8	2	2	11	1.3
	100.0	0.0	66.7	11.6	2.9	2.9	15.9	
(うち)その他	69	2	32	4	5	0	26	1.3
	100	2.9	46.4	5.8	7.2	0	37.7	

2. 親子関係再構築支援の目標別該当児童数

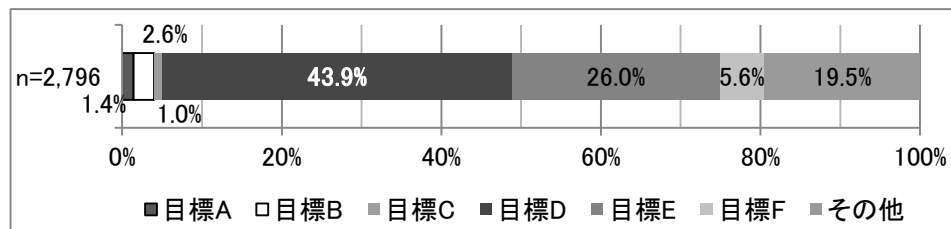
(1) 目標別該当児童数

① 目標別該当児童数の構成比

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童について、親子関係再構築支援の目標別該当児童数をみると、回答施設 69 施設、総児童数 2,796 人の構成比は、「目標 A」1.4%、「目標 B」2.6%、「目標 C」1.0%、「目標 D」43.9%、「目標 E」26.0%、「目標 F」5.6%であった。

目標 D、目標 E で約 7 割を占めており、地域家庭の在宅支援が中心となっていることが分かる。これは、社会的養護の側から地域支援を行う児童家庭支援センターの特質を表すものである。今後、目標 A の児童が家庭復帰し、目標 F に移行する過程においても役割発揮が期待される。

図表Ⅲ-6-2-1 目標別該当児童数の構成比【単数回答】



【児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援の目標】

目標 A：親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する。

目標 B：家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する。

目標 C：現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う。

目標 D：虐待リスクを軽減し、虐待を予防する。

目標 E：不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）。

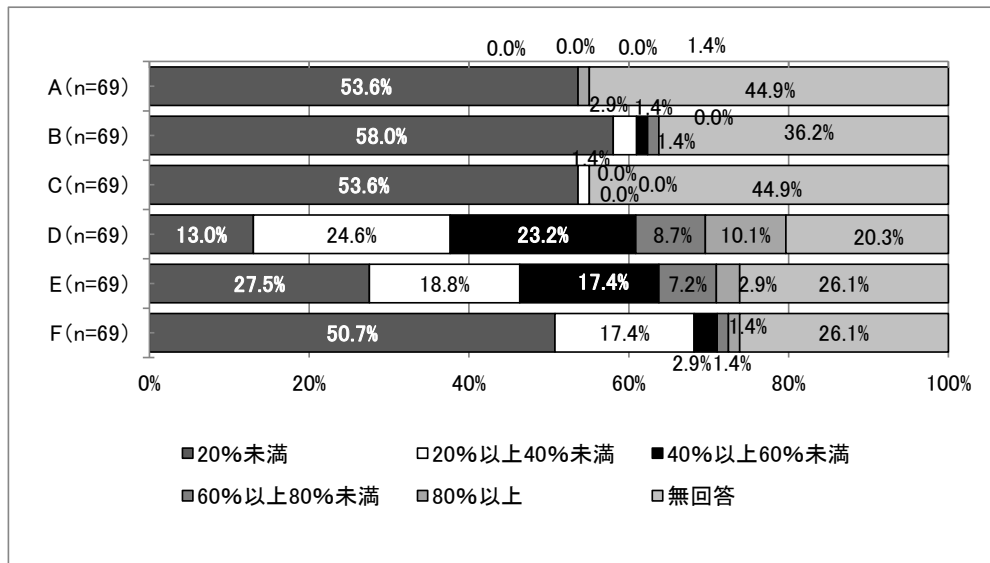
目標 F：家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する（アフターケア）。

② 目標別該当児童数の構成比の施設間分布

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童について、親子関係再構築支援の目標別該当児童数の構成比について、回答施設 69 施設間のばらつきをみると、「目標 A」では、「20%未満」が 53.6%、「80%以上」1.4%、「目標 B」では「20%未満」58.0%、「20%以上 40%未満」2.9%、「目標 C」では、「20%未満」53.6%、「20%以上 40%未満」1.4%、「目標 D」では、「20%以上 40%未満」と「40%以上 60%未満」がそれぞれ 24.6%、23.2%と多く、次いで「20%未満」が 13.0%、「目標 E」では「20%未満」27.5%、「20%以上 40%未満」18.8%、「目標 F」では、「20%未満」50.7%、「20%以上 40%未満」17.4%の順に多くなっていた。

なお、目標別構成比について「変動係数」をみると、「目標 A」、「目標 B」、「目標 C」の施設間のばらつきが大きいことが示された。

図表Ⅲ-6-2-2 目標別該当児童数の構成比の施設間分布【単数回答】



【施設ごとの目標別構成比の平均値、標準偏差および変動係数】

		児童家庭支援センター			
		施設数	平均値	標準偏差	変動係数
目 標	A	38	3.1	14.1	454.8
目 標	B	44	5.4	13.6	251.9
目 標	C	38	2.1	4.7	223.8
目 標	D	55	43.2	25.5	59.0
目 標	E	51	32.5	22.5	69.2
目 標	F	51	14.5	19.2	132.4

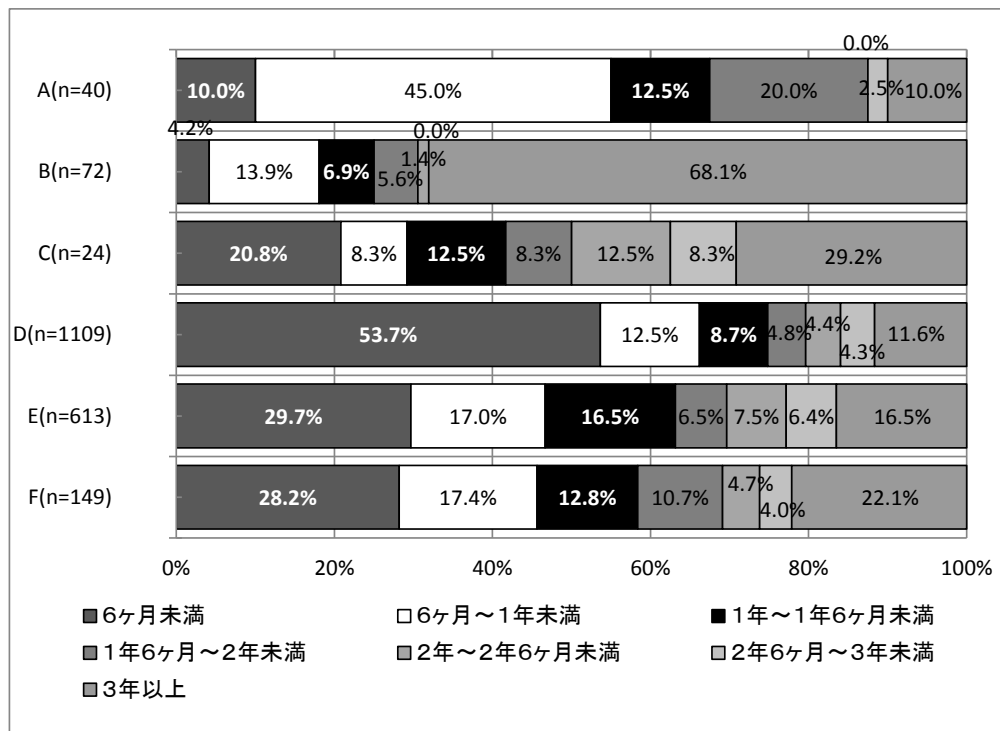
注:「変動係数」とは、標準偏差を平均値で除した値(パーセント表示)である。「変動係数」の値が大きい方が、施設間のばらつきが大きい傾向にあることを示す。

③ 目標別支援期間別の児童数の構成比

平成 27 年 10 月 1 日時点で在籍していた児童について、親子関係再構築支援の目標別、支援期間別の児童数をみると、「目標 A」は「6 ヶ月～1 年未満」が 45.0%、「目標 B」、「目標 C」は「3 年以上」がそれぞれ、68.1%、29.2%、「目標 D」「目標 E」「目標 F」は「6 ヶ月未満」がそれぞれ 53.7%、29.7%、28.2%と最も多くなっていた。

中心となっている目標 D、E、F を比較すると、よりリスクの高い E、F で支援期間が長くなる傾向が見られる。比較的短期間で異動のある行政機関に比べ、じっくりと関わることのできる民間機関の強みがある。

図表Ⅲ-6-2-3 目標別支援期間別の児童数の構成比【単数回答】



(2) 目標別にみた支援の実施状況

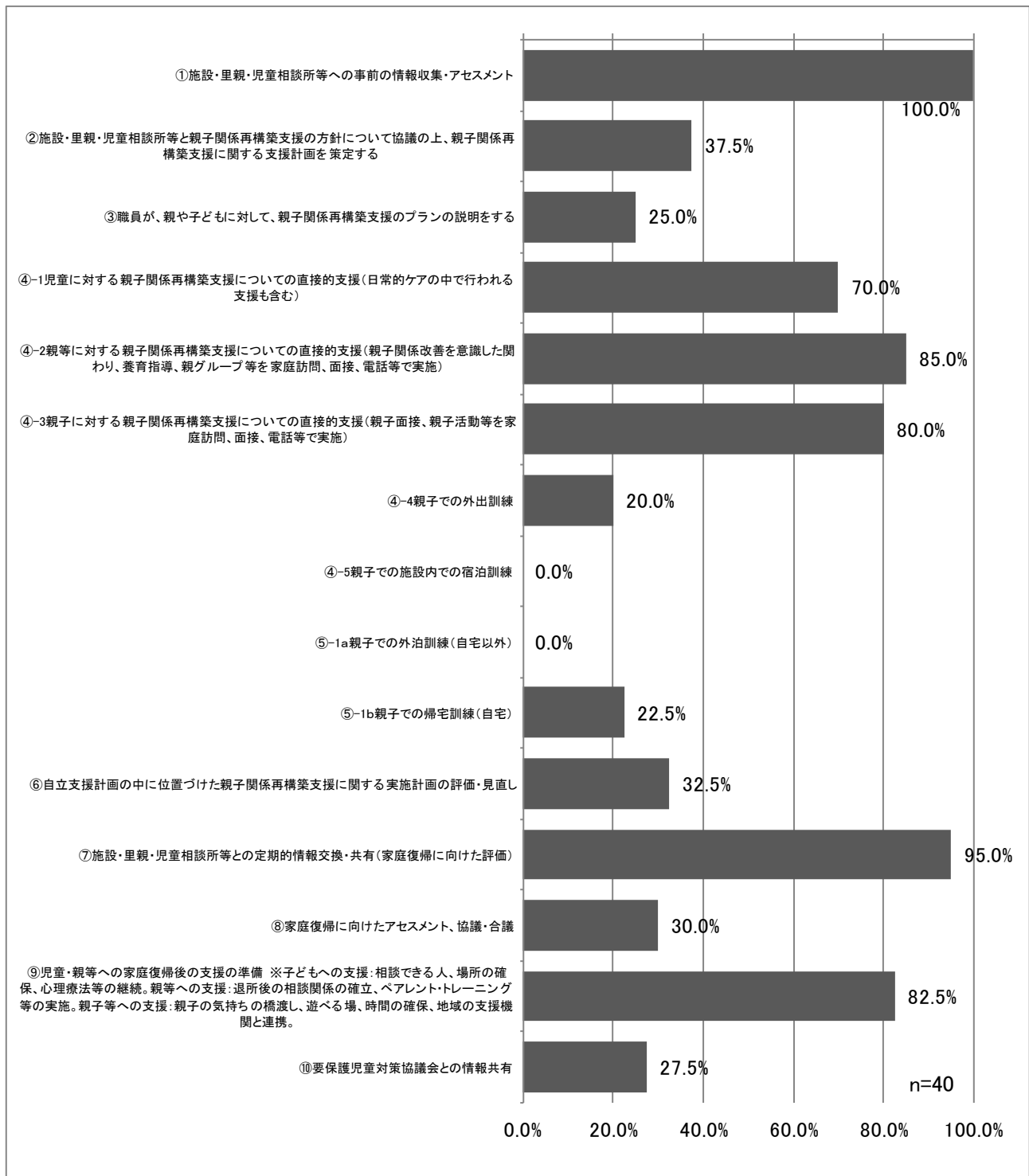
① 目標別にみた支援を実施している児童の割合

➤ 目標 A

平成 27 年 10 月 1 日時点で在籍していた児童のうち、「目標 A」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、100.0%、「支援②」37.5%、「支援③」25.0%であった。「支援④-1」70.0%、「支援④-2」85.0%、「支援④-3」80.0%、「支援④-4」20.0%、「支援④-5」0.0%であった。「支援⑤-1a」は0.0%、「支援⑤-1b」が22.5%、「支援⑥」32.5%、「支援⑦」95.0%であった。「支援⑧」は30.0%、「支援⑨」82.5%、「支援⑩」27.5%であった。

同じ項目⑩において、社会的養護入所型施設では5%～8.7%という結果であった。それに比して児童家庭支援センターは明らかに高率である。ここに児童家庭支援センターの存在意義がある。

図表Ⅲ-6-2-4 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【複数回答】



注)調査を行なった目標別の支援内容は、「Ⅱ 総合調査結果:施設種別間の比較」、「2. 親子関係再構築支援の目標別にみた支援の実施状況」に示している。グラフが表示されていない支援内容(項目)は、当該目標の児童の支援内容として調査を行っていない項目である。

➤ 目標 B

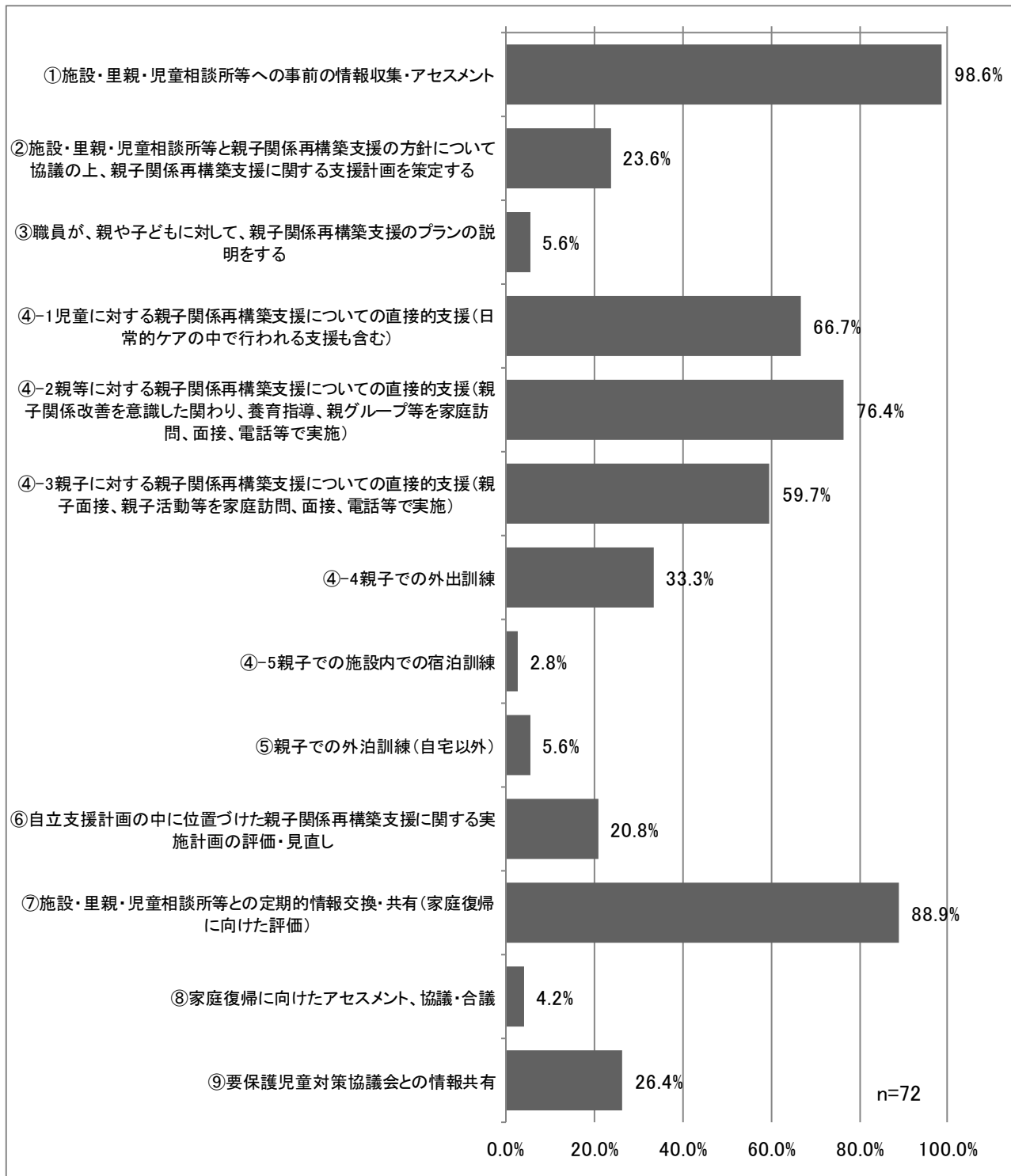
平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 B」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、98.6%、「支援②」23.6%、「支援③」5.6%であった。

「支援④-1」66.7%、「支援④-2」76.4%、「支援④-3」59.7%、「支援④-4」33.3%、「支援④-5」2.8%であった。

「支援⑤」が5.6%、「支援⑥」20.8%、「支援⑦」88.9%、「支援⑧」4.2%、「支援⑨」26.4%であった。

同じ項目⑨において、社会的養護入所型施設では2.8%～5.5%という結果であった。それに比して児童家庭支援センターは明らかに高率である。

図表Ⅲ-6-2-5 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑨【複数回答】



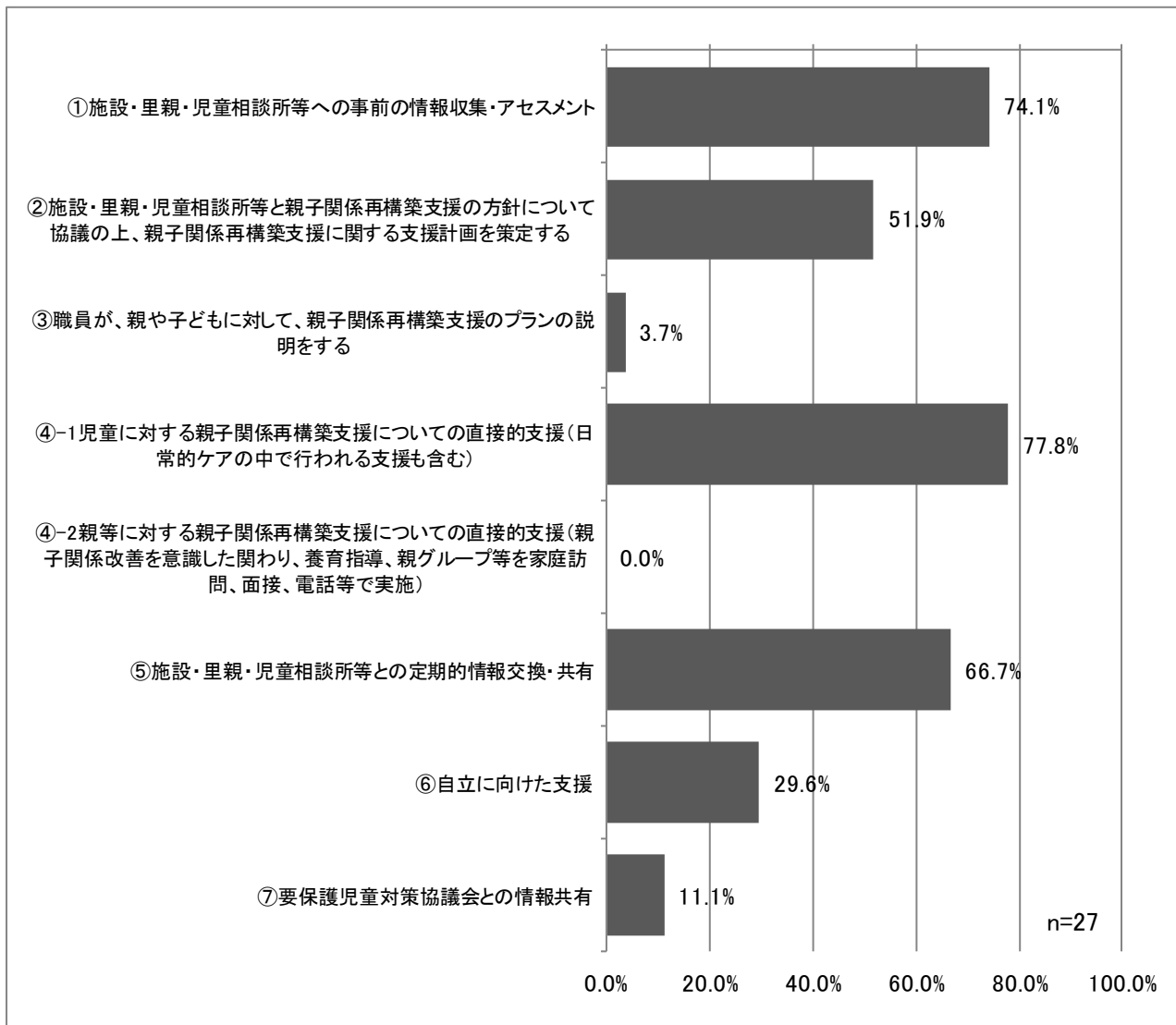
➤ 目標 C

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 C」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、74.1%、「支援②」51.9%、「支援③」3.7%であった。

「支援④-1」77.8%、「支援④-2」0.0%、「支援⑤」が 66.7%、「支援⑥」29.6%、「支援⑦」11.1%であった。

⑥にあるように、リービングケア、アフターケアも児童家庭支援センターの役割の 1 つである。⑦において、社会的養護入所型施設では 2.8%～10.7%という結果であった。それに比して児童家庭支援センターは明らかに高率である。

図表Ⅲ-6-2-6 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑦【複数回答】



➤ 目標D

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 D」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、54.5%、「支援②」16.0%、「支援③」15.6%であった。

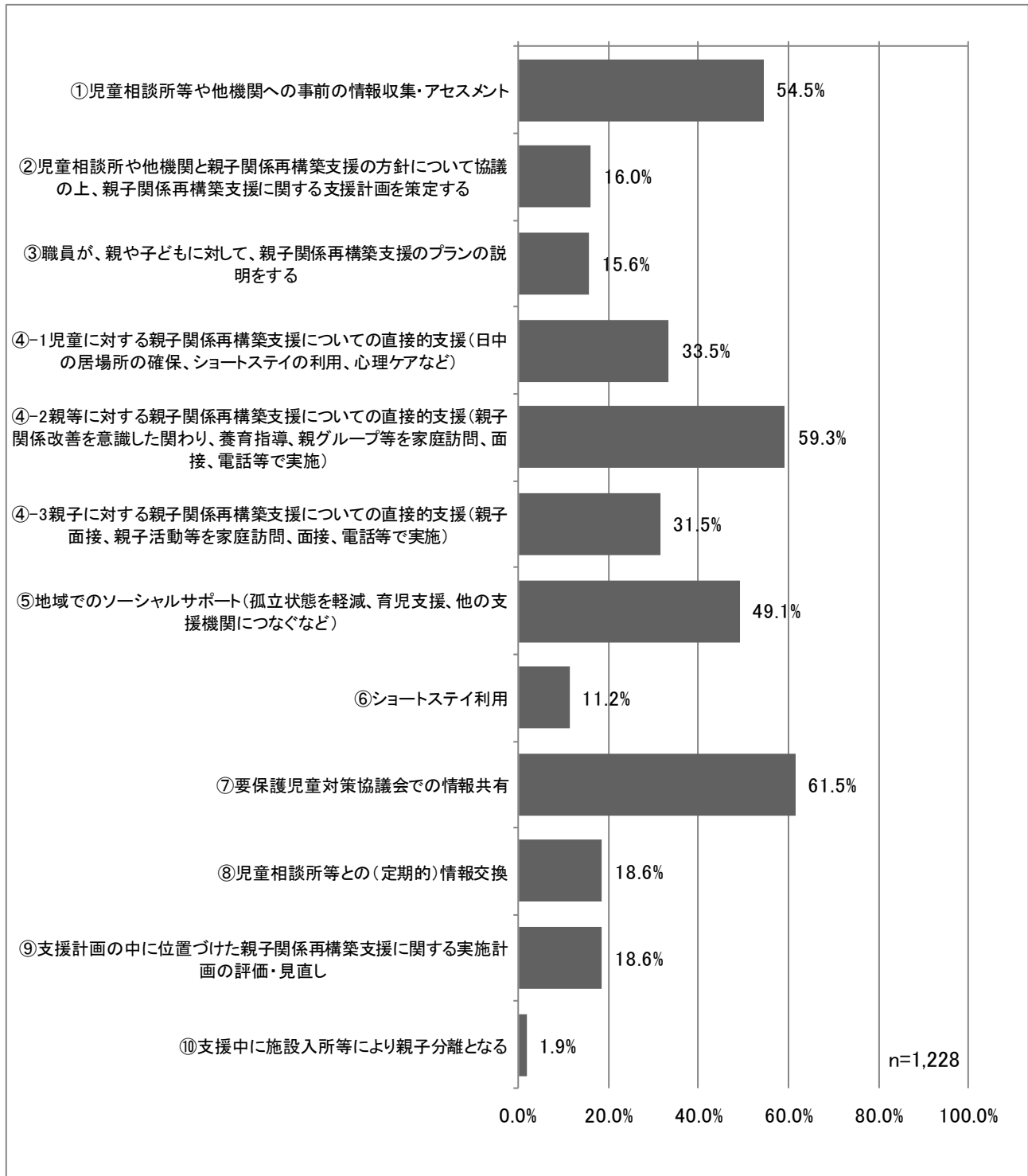
「支援④-1」33.5%、「支援④-2」59.3%、「支援④-3」31.5%、「支援⑤」が49.1%、「支援⑥」11.2%、「支援⑦」61.5%であった。

「支援⑧」18.6%、「支援⑨」18.6%、「支援⑩」1.9%であった。

「支援④-1」に示されているように、親子双方への支援が行われているが、子どもへの支援より親への支援の割合が高くなっている。

「支援⑤」の実施率より、児童家庭支援センターがソーシャルワーク機関としての役割を果たしていることを示しているといえる。「支援⑥」から児童家庭支援センターはショートステイ事業と密接につながっており、在宅支援の一環としてその利用率は1割を超えている点は、注目すべき事項である。「支援⑦」より要保護児童対策地域協議会との連携ケースが6割を超える高率となっており、注目すべき値であるといえる。

図表Ⅲ-6-2-7 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【複数回答】



➤ 目標 E

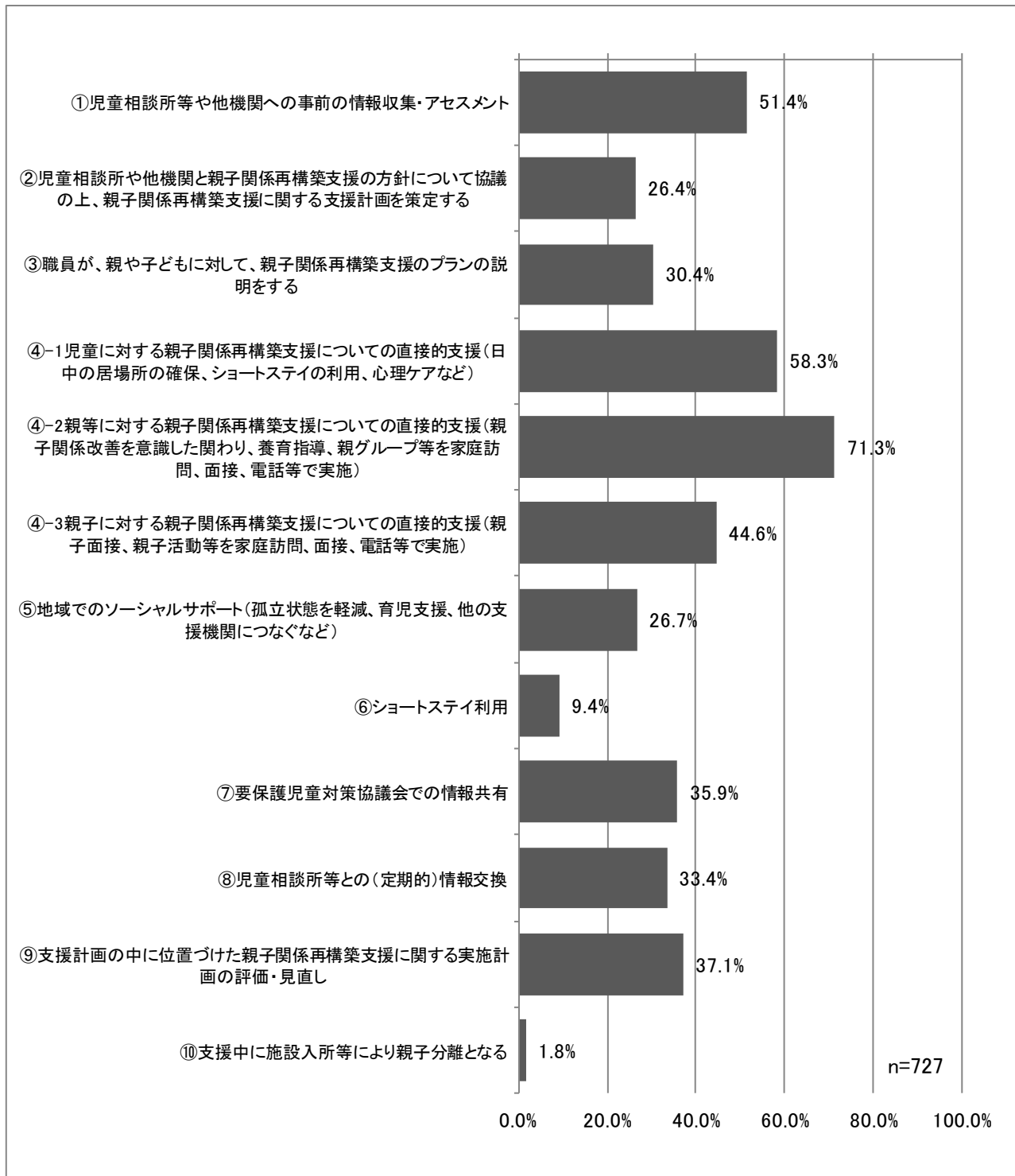
平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 E」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、51.4%「支援②」26.4%、「支援③」30.4%であった。

「支援④-1」58.3%、「支援④-2」71.3%、「支援④-3」44.6%、「支援⑤」が26.7%、「支援⑥」9.4%、「支援⑦」35.9%であった。

「支援⑧」33.4%、「支援⑨」37.1%、「支援⑩」1.8%であった。

④-1 より、目標 E は目標 D よりリスクの高いケースが想定され、親子双方へより積極的なアプローチがなされていることが分かる。子どもへの支援より親への支援の割合が高い傾向にあった。

図表Ⅲ-6-2-8 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【複数回答】



➤ 目標 F

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 F」の児童に対する支援の実施状況をみると、「支援①」は、80.3%「支援②」54.8%、「支援③」45.9%であった。

「支援④-1」50.3%、「支援④-2」61.8%、「支援④-3」38.9%、「支援⑤」が37.6%、「支援⑥」18.5%、「支援⑦」69.4%であった。

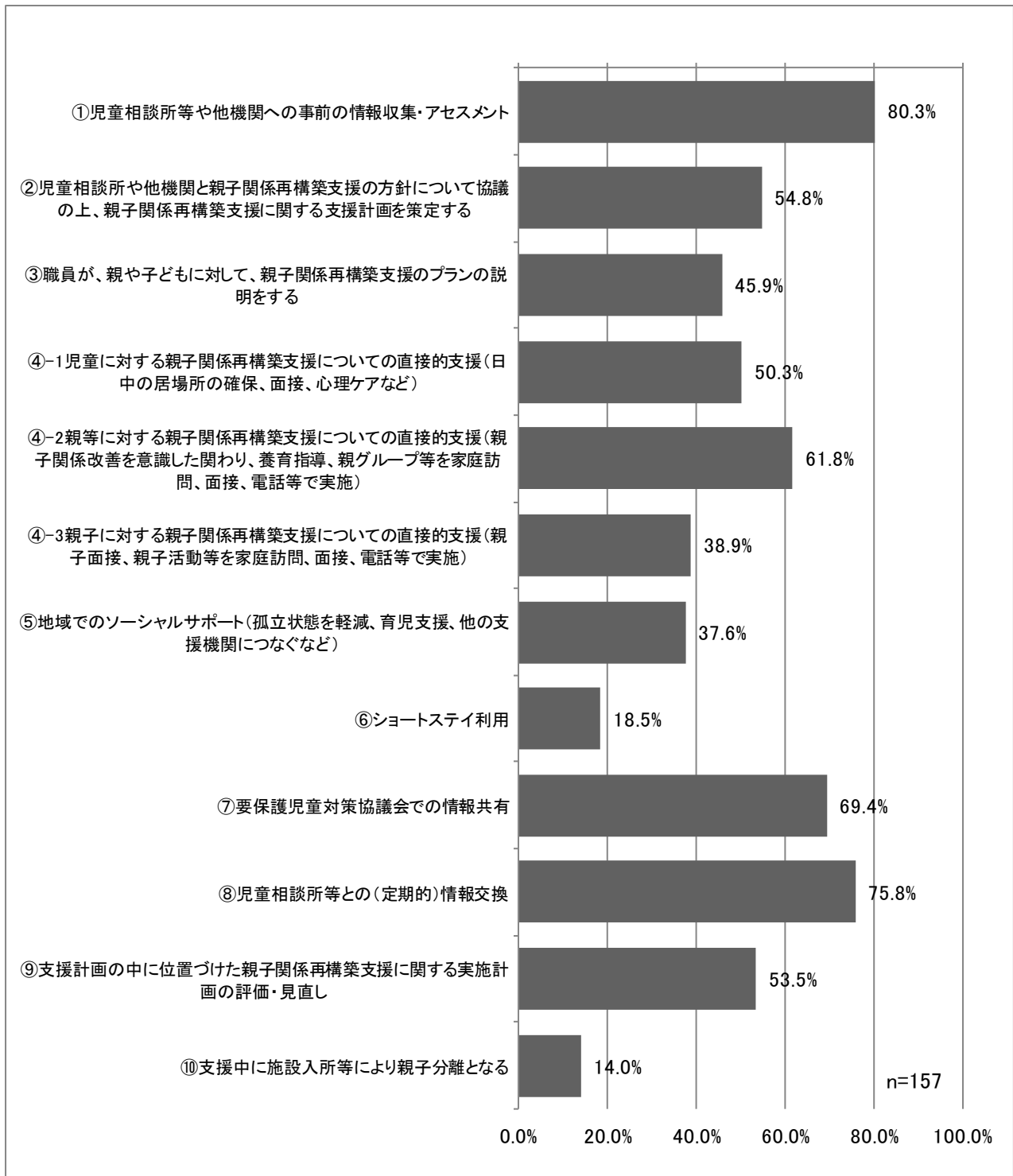
「支援⑧」75.8%、「支援⑨」53.5%、「支援⑩」14.0%であった。

①②③より、目標 F において児童相談所との連携は欠かせない。支援計画の策定率や、プランの説明の率も目標 D、F に比して高率となっている。ただし、100%を目指すべきであろう。

⑦より要保護児童対策地域協議会との連携が約 7 割と、高い値を示している。

⑩より在宅支援に移行した後、地域のネットワーク支援、そして児童家庭支援センターの支援を入れても再度親子分離になる割合が 14%となっている。この数値は、目標 F 該当ケースの支援の難しさを表しているのであろうか、それとも、支援に入ったからこの程度で抑えられているのであろうか。興味深い数値である。

図表Ⅲ-6-2-9 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【複数回答】



② 目標別にみた支援を実施している児童の割合の分布

➤ 目標 A

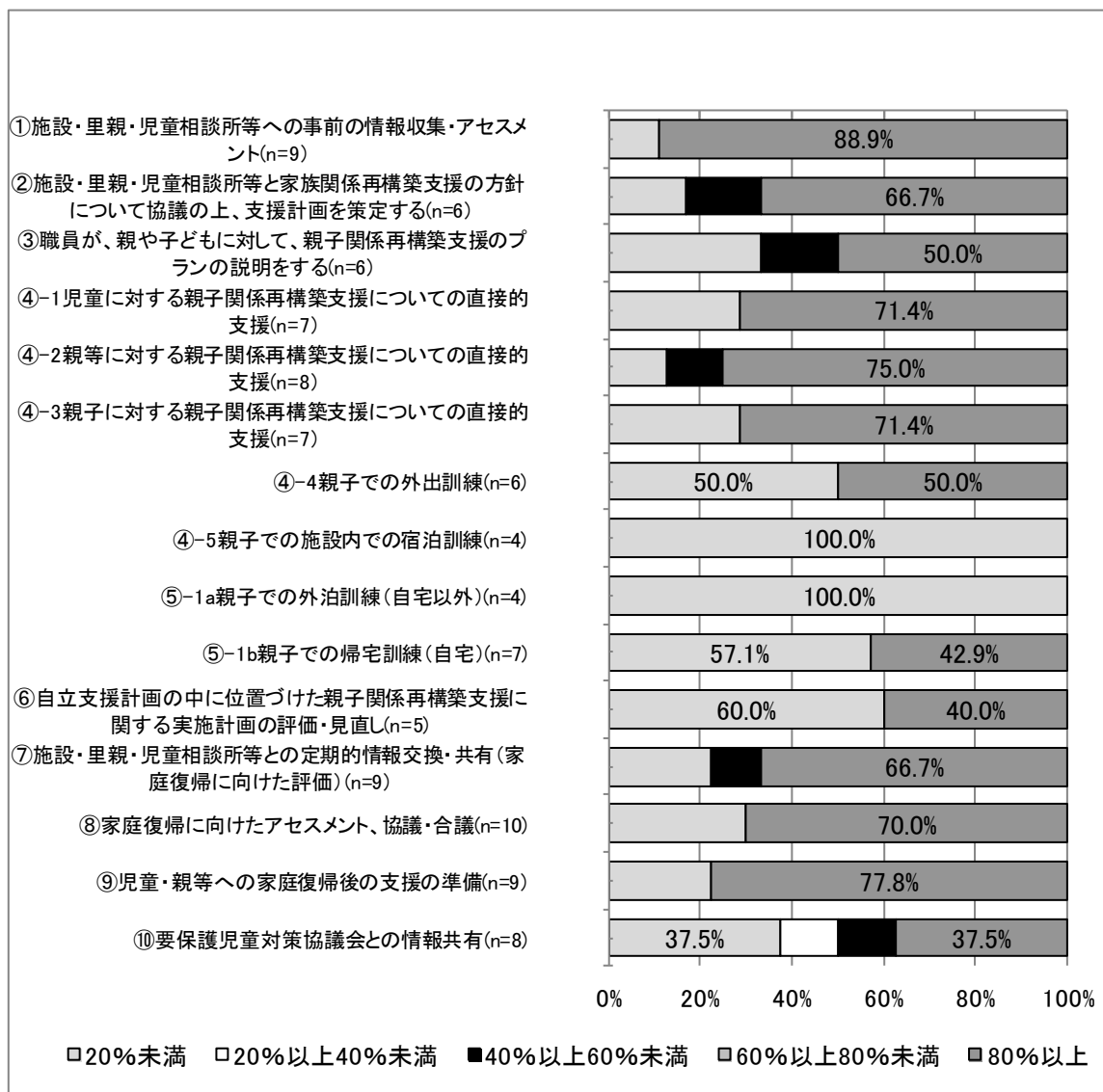
平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 A」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援②」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑦」、「支援⑧」、「支援⑨」のいずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、88.9%、66.7%、50.0%、71.4%、75.0%、71.4%、66.7%、70.0%、77.8%と最も多くなっていた。

「支援④-5」、「支援⑤-1a」、「支援⑤-1b」、「支援⑥」は、「20%未満」がそれぞれ 100.0%、100.0%、57.1%、60.0%で最も多くなっていた。

「支援④-4」、「支援⑩」は、「20%未満」および「80%以上」が同じ割合でそれぞれ 50.0%、37.5%で最も多くなっていた。

これらの結果から、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）、プランの説明（支援内容③に該当）についてみると、目標 A の状況にある児童では、計画策定、プランの説明に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-6-2-10 目標別にみた支援を実施している児童の割合の分布 ①～⑩【単数回答】



➤ 目標 B

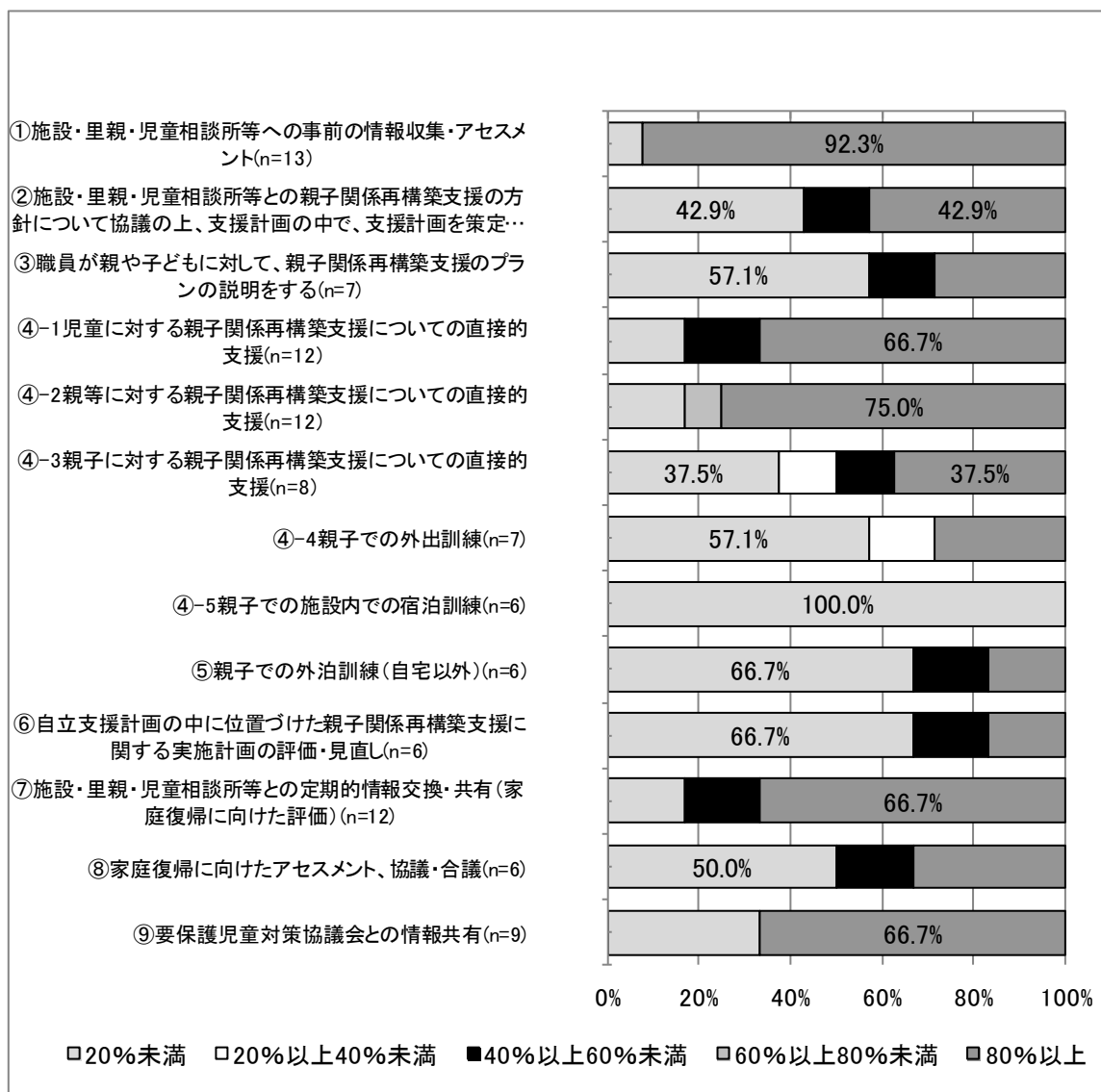
平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 B」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援⑦」、「支援⑨」のいずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、92.3%、66.7%、75.0%、66.7%、66.7%と最も多くなっていた。

「支援②」、「支援④-3」は、「20%未満」および「80%以上」が同じ割合でそれぞれ 42.9%、37.5%で最も多くなっていた。

「支援③」、「支援④-4」、「支援④-5」、「支援⑤」、「支援⑥」、「支援⑧」は、「20%未満」がそれぞれ 57.1%、57.1%、100.0%、66.7%、66.7%、50.0%で最も多くなっていた。

これらの結果から、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）、プランの説明（支援内容③に該当）についてみると、目標 B の状況にある児童では、計画策定、プランの説明に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-6-2-11 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑨【単数回答】



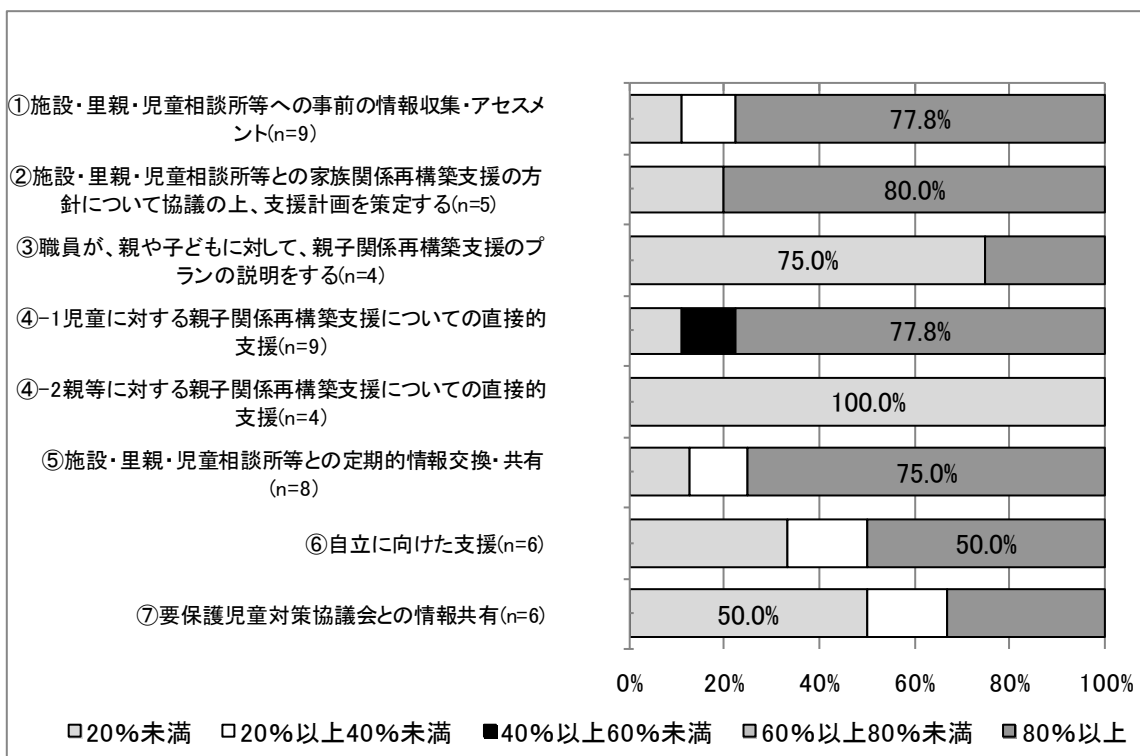
➤ 目標 C

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 C」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援②」、「支援④-1」、「支援⑤」、「支援⑥」のいずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、77.8%、80.0%、77.8%、75.0%、50.0%と最も多くなっていた。

「支援③」、「支援④-2」、「支援⑦」は、「20%未満」がそれぞれ 75.0%、100.0%、50.0%で最も多くなっていた。

これらの結果から、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）、プランの説明（支援内容③に該当）についてみると、目標 C の状況にある児童では、プランの説明に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-6-2-12 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑦【単数回答】



➤ 目標D

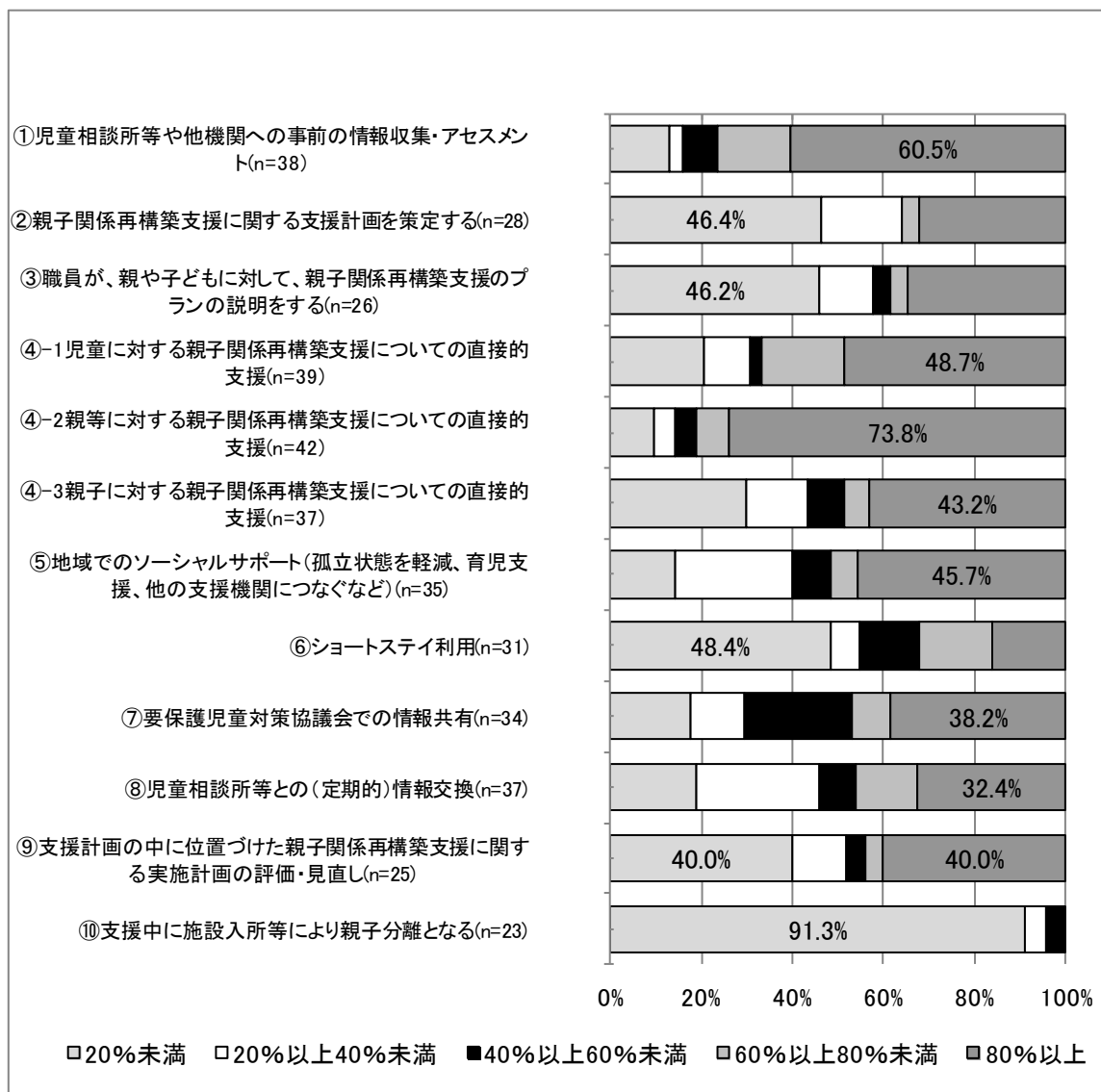
平成27年10月1日時点に在籍していた児童のうち、「目標D」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑤」、「支援⑦」、「支援⑧」のいずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、60.5%、48.7%、73.8%、43.2%、45.7%、38.2%、32.4%と最も多くなっていた。

「支援②」、「支援③」、「支援⑥」、「支援⑩」は、「20%未満」がそれぞれ46.4%、46.2%、48.4%、91.3%で最も多くなっていた。

「支援⑨」は、「20%未満」および「80%以上」が40.0%で最も多くなっていた。

これらの結果から、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）、プランの説明（支援内容③に該当）についてみると、目標Dの状況にある児童では、アセスメント、計画策定、プランの説明ともに、実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-6-2-13 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【単数回答】



➤ 目標 E

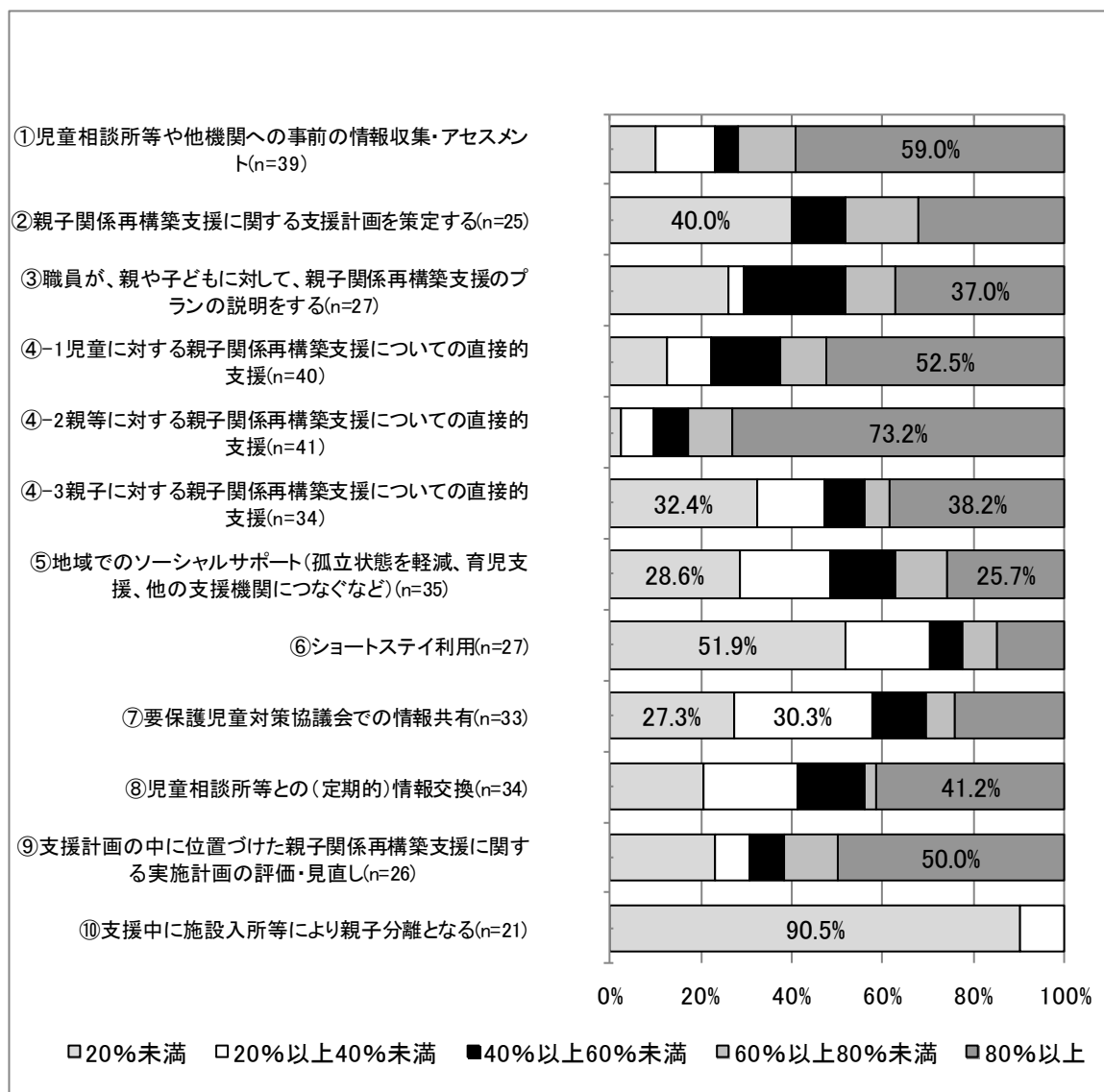
平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 E」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑧」、「支援⑨」のいずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、59.0%、37.0%、52.5%、73.2%、38.2%、41.2%、50.0%と最も多くなっていた。

「支援②」、「支援⑥」、「支援⑩」は、「20%未満」がそれぞれ 40.0%、51.9%、90.5%で最も多くなっていた。

「支援⑤」は「20%未満」28.6%、「80%以上」25.7%とともに多かった。「支援⑦」は「20%以上 40%未満」30.3%、「20%未満」27.3%とともに多かった。

これらの結果から、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）、プランの説明（支援内容③に該当）についてみると、目標 E の状況にある児童では、アセスメント、計画策定、プランの説明に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-6-2-14 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【単数回答】



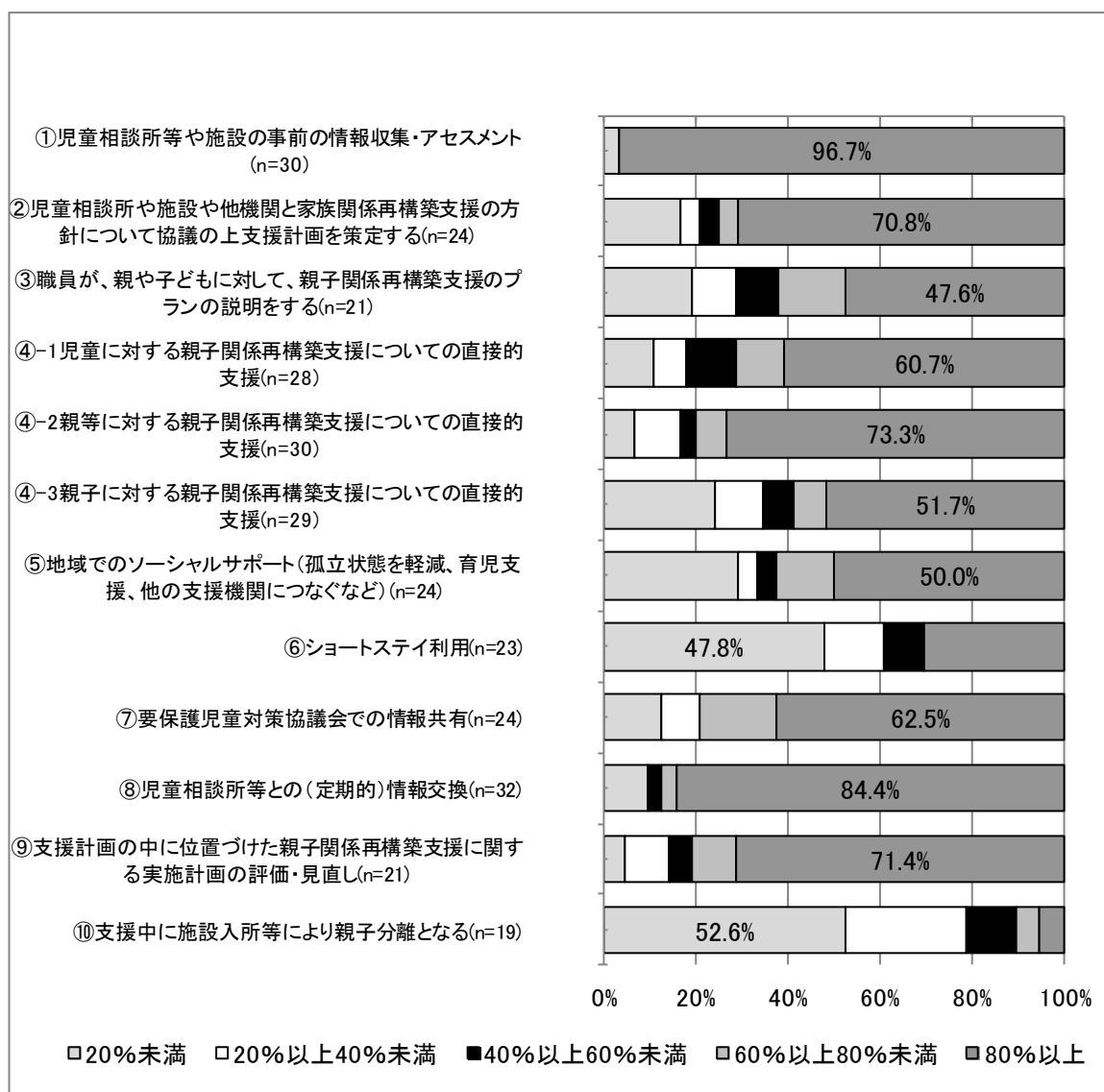
➤ 目標 F

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち、「目標 F」の児童に対して支援を行っている割合について回答のあった施設間の分布をみると、「支援①」、「支援②」、「支援③」、「支援④-1」、「支援④-2」、「支援④-3」、「支援⑤」、「支援⑦」、「支援⑧」、「支援⑨」のいずれも、「80%以上」の割合がそれぞれ、96.7%、70.8%、47.6%、60.7%、73.3%、51.7%、50.0%、62.5%、84.4%、71.4%と最も多くなっていた。

「支援⑥」、「支援⑩」は、「20%未満」がそれぞれ 47.8%、52.6%で最も多くなっていた。

これらの結果から、全員に実施されるべき、アセスメント（支援内容①に該当）、計画策定（支援内容②に該当）、プランの説明（支援内容③に該当）についてみると、目標 F の状況にある児童では、計画策定、プランの説明に関する実施状況の施設間格差が大きいことが伺われた。

図表Ⅲ-6-2-15 目標別にみた支援を実施している児童の割合 ①～⑩【単数回答】



③ 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

➤ 目標 A

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 A」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「コモンセンス・ペアレンティング」が 1 施設あるのみであった。

図表Ⅲ-6-2-16 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
		施設数	割合
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	38施設	0施設	0.0%
TF-CBT	38施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	38施設	0施設	0.0%
MY TREE	38施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	38施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	38施設	1施設	2.6%
ペアレントプログラム	38施設	0施設	0.0%
ノーバディズパーフェクト	38施設	0施設	0.0%
トリプルP	38施設	0施設	0.0%
親グループ活動	38施設	0施設	0.0%
CARE	38施設	0施設	0.0%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	38施設	0施設	0.0%
PCIT	38施設	0施設	0.0%
AF-CBT	38施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	38施設	0施設	0.0%

➤ 目標 B

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 B」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「コモンセンス・ペアレンティング」が 2 施設であった。

図表Ⅲ-6-2-17 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	44施設	0施設	0.0%
TF-CBT	44施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	44施設	0施設	0.0%
MY TREE	44施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	44施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	44施設	2施設	4.5%
ペアレントプログラム	44施設	0施設	0.0%
ノーバディズパーフェクト	44施設	0施設	0.0%
トリプルP	44施設	0施設	0.0%
親グループ活動	44施設	0施設	0.0%
CARE	44施設	0施設	0.0%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	44施設	0施設	0.0%
PCIT	44施設	0施設	0.0%
AF-CBT	44施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	44施設	0施設	0.0%

➤ 目標 C

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 C」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）」が 1 施設あるのみであった。

図表Ⅲ-6-2-18 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	38施設	1施設	2.6%
TF-CBT	38施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	38施設	0施設	0.0%
MY TREE	38施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	38施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	38施設	0施設	0.0%
ペアレントプログラム	38施設	0施設	0.0%
ノーバディズパーフェクト	38施設	0施設	0.0%
トリプルP	38施設	0施設	0.0%
親グループ活動	38施設	0施設	0.0%
CARE	38施設	0施設	0.0%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	38施設	0施設	0.0%
PCIT	38施設	0施設	0.0%
AF-CBT	38施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	38施設	0施設	0.0%

➤ 目標D

平成27年10月1日時点に在籍していた児童のうち「目標D」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「コモンセンス・ペアレンティング」が最も多く12.7%、次いで「親子（グループ）活動」7.3%、「MY TREE」、「ペアレントプログラム」、「親グループ活動」3.6%であった。

社会的養護入所型施設に比して、親を対象としたプログラムの実施率の高さが顕著である。目標E,Fにおいても同様である。

図表Ⅲ-6-2-19 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	55施設	0施設	0.0%
TF-CBT	55施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	55施設	0施設	0.0%
MY TREE	55施設	2施設	3.6%
精研式ペアレントトレーニング	55施設	1施設	1.8%
コモンセンス・ペアレンティング	55施設	7施設	12.7%
ペアレントプログラム	55施設	2施設	3.6%
ノーバディズパーフェクト	55施設	0施設	0.0%
トリプルP	55施設	1施設	1.8%
親グループ活動	55施設	2施設	3.6%
CARE	55施設	1施設	1.8%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サイズ・オブ・セーフティ	55施設	1施設	1.8%
PCIT	55施設	0施設	0.0%
AF-CBT	55施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	55施設	4施設	7.3%

➤ 目標 E

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 E」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「コモンセンス・ペアレンティング」が最も多く 21.6%、次いで「親グループ活動」5.9%、「ペアレントプログラム」、「トリプル P」、「親子（グループ）活動」3.9%であった。

図表Ⅲ-6-2-20 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
		施設数	割合
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	51施設	1施設	2.0%
TF-CBT	51施設	1施設	2.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	51施設	0施設	0.0%
MY TREE	51施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	51施設	1施設	2.0%
コモンセンス・ペアレンティング	51施設	11施設	21.6%
ペアレントプログラム	51施設	2施設	3.9%
ノーバディズパーフェクト	51施設	0施設	0.0%
トリプルP	51施設	2施設	3.9%
親グループ活動	51施設	3施設	5.9%
CARE	51施設	1施設	2.0%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	51施設	1施設	2.0%
PCIT	51施設	0施設	0.0%
AF-CBT	51施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	51施設	2施設	3.9%

➤ 目標 F

平成 27 年 10 月 1 日時点に在籍していた児童のうち「目標 F」の児童に対して実施した治療内容・プログラムについてみると、「コモンセンス・ペアレンティング」が最も多く 9.8%、次いで「ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）」、「ペアレントプログラム」、「トリプル P」、「サインズ・オブ・セーフティ」、「親子（グループ）活動」2.0%であった。

図表Ⅲ-6-2-21 目標別にみたプログラムを実施している施設数の割合

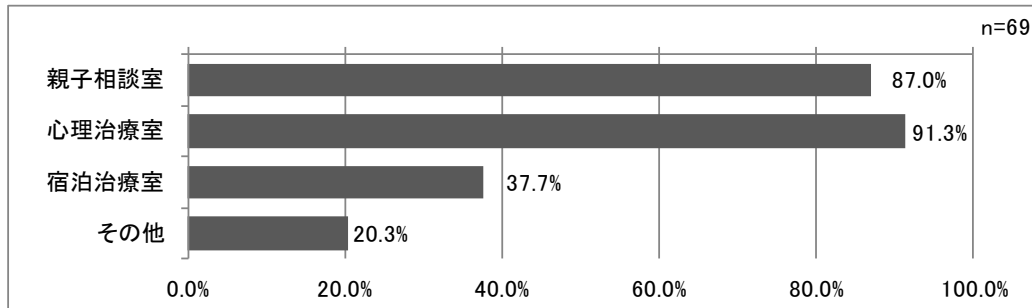
	目標児童数の記載 があった施設数	実施している児童 がいる施設とその割合	
		施設数	割合
○児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク(生き立ちの整理)	51施設	1施設	2.0%
TF-CBT	51施設	0施設	0.0%
○親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	51施設	0施設	0.0%
MY TREE	51施設	0施設	0.0%
精研式ペアレントトレーニング	51施設	0施設	0.0%
コモンセンス・ペアレンティング	51施設	5施設	9.8%
ペアレントプログラム	51施設	1施設	2.0%
ノーバディズパーフェクト	51施設	0施設	0.0%
トリプルP	51施設	1施設	2.0%
親グループ活動	51施設	0施設	0.0%
CARE	51施設	0施設	0.0%
○親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	51施設	1施設	2.0%
PCIT	51施設	0施設	0.0%
AF-CBT	51施設	0施設	0.0%
親子(グループ)活動	51施設	1施設	2.0%

3. 設備の整備状況

(1) 設備種類別の整備状況

施設設備の整備状況をみると、「親子相談室」87.0%、「心理治療室」91.3%、「宿泊治療室」37.7%で整備されていた。

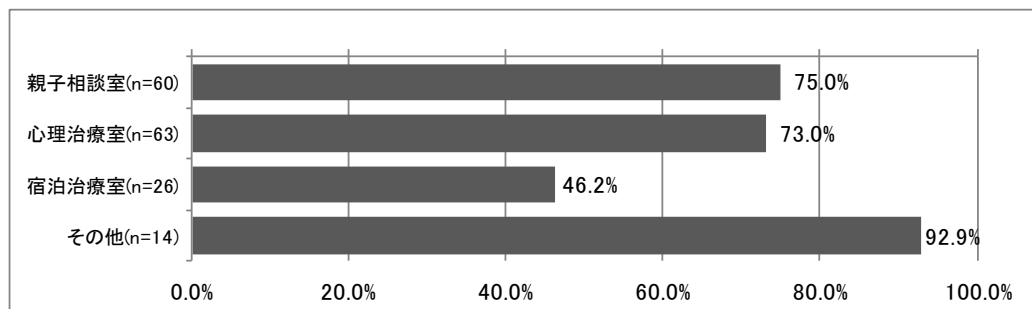
図表Ⅲ-6-3-1 設備種類別の整備状況 設備がある場合【複数回答】



(2) 親子関係再構築支援を目的とした使用状況

親子関係再構築支援を目的とした各施設の使用状況をみると、「親子相談室」75.0%、「心理治療室」73.0%、「宿泊治療室」46.2%で使用されていた。

図表Ⅲ-6-3-2 親子関係再構築支援を目的に使用している場合【複数回答】



4. 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況

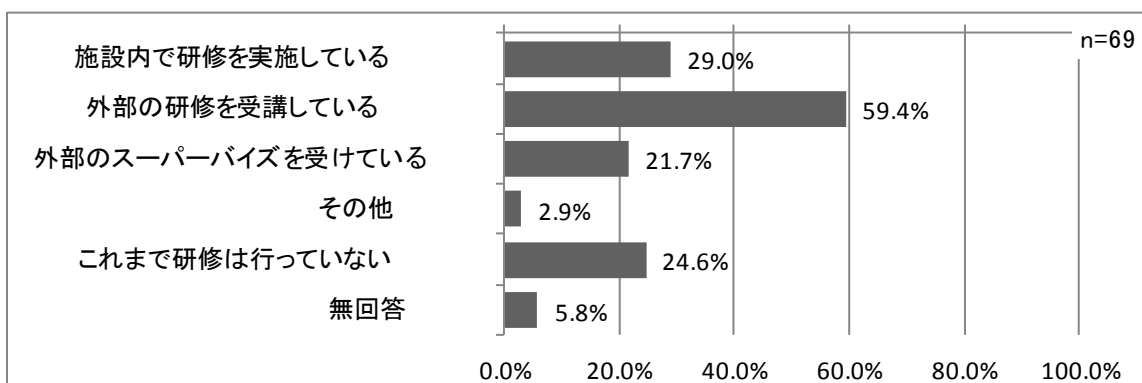
親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況を見ると、「施設内で研修を実施している」29.0%、「外部の研修を受講している」59.4%、「外部のスーパーバイズを受けている」21.7%、「その他」2.9%であった。「これまで研修を行っていない」割合は、24.6%であった。

施設内で研修を実施している場合の内容を見ると、「アセスメント方法」70.0%、「プログラムの実施方法」45.0%、「その他」50.0%であった。

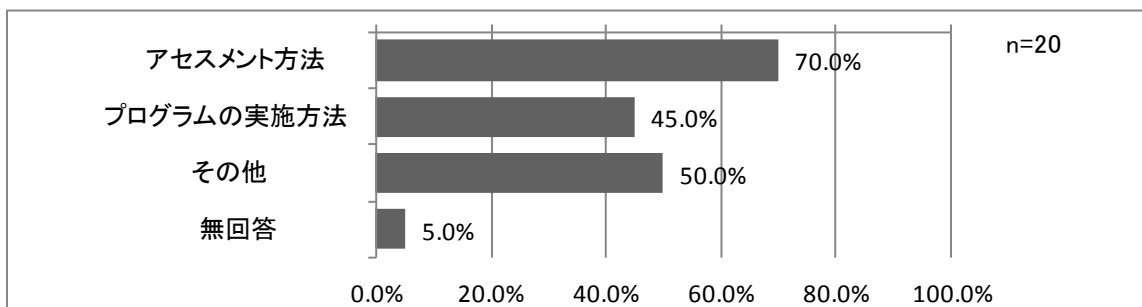
外部の研修を受講している場合の内容については、「アセスメント方法」70.7%、「プログラムの実施方法」56.1%、「その他」31.7%であった。

外部のスーパーバイズを受けている場合の内容については、「アセスメント方法」73.3%、「プログラムの実施方法」26.7%、「その他」がそれぞれ53.3%であった。

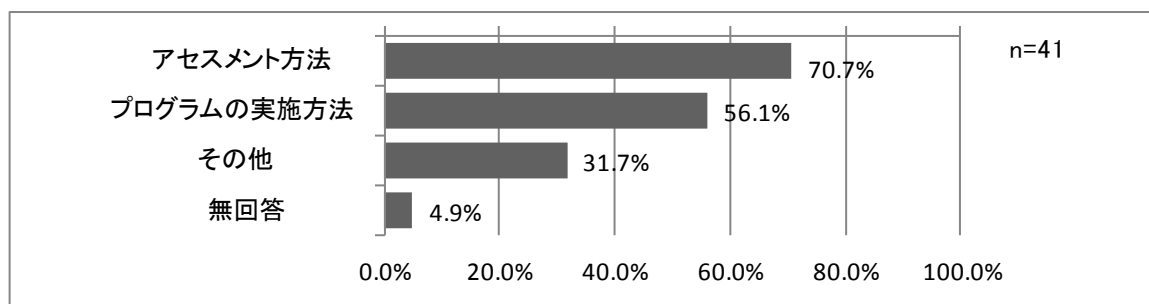
図表Ⅲ-6-4-1 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況【複数回答】



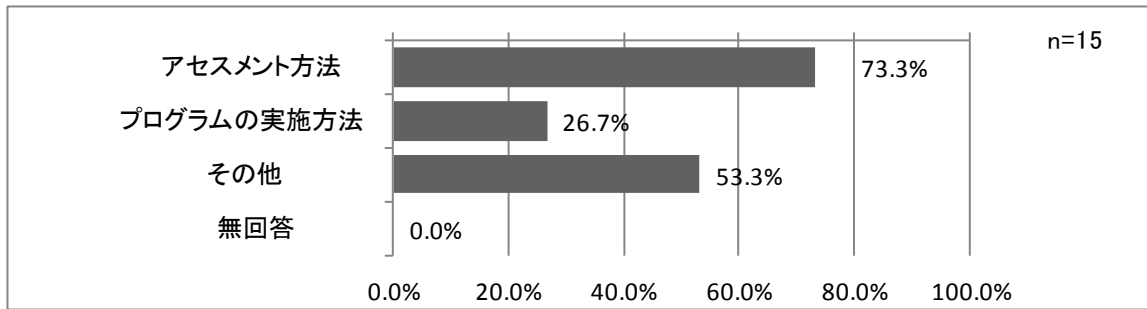
図表Ⅲ-6-4-2 施設内で研修を実施している場合の内容【複数回答】



図表Ⅲ-6-4-3 外部の研修を受講している場合の内容【複数回答】



図表Ⅲ-6-4-4 外部のスーパーバイズを受けている場合の内容【複数回答】

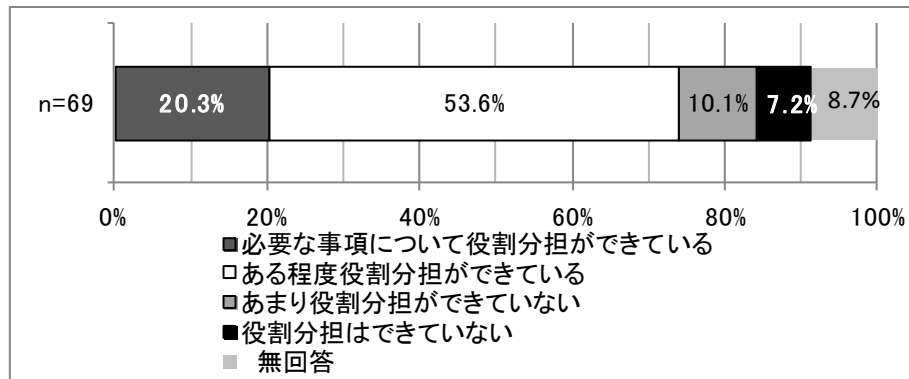


5. 親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携について

(1) 役割分担の状況

親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携について、役割分担の状況を見ると、「ある程度役割分担ができていない」53.6%が最も多く、次いで「必要な事項について役割分担ができていない」20.3%の順であり、役割分担ができていない（「必要な事項について役割分担ができていない」、「ある程度役割分担ができていない」の合計）が約7割であった。

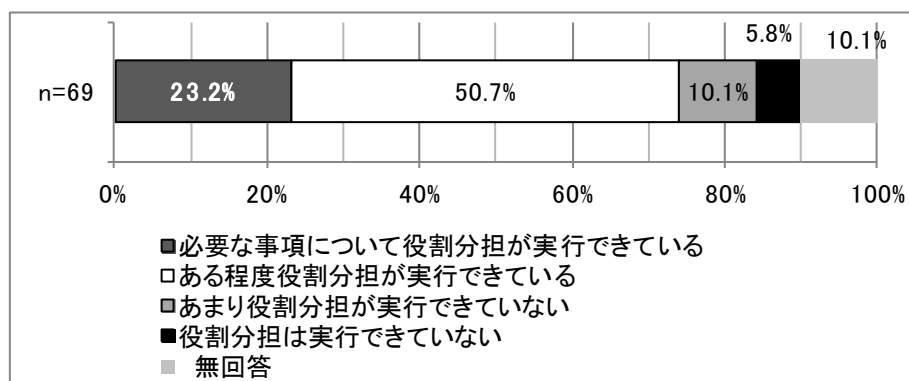
図表Ⅲ-6-5-1 役割分担の状況【単数回答】



(2) 役割分担の実行状況

役割分担の実行状況を見ると、「ある程度役割分担が実行できていない」50.7%、「必要な事項について役割分担が実行できていない」23.2%の順に多く、役割分担が実行できていない（「ある程度役割分担が実行できていない」、「必要な事項について役割分担が実行できていない」の合計）が約7割であった。

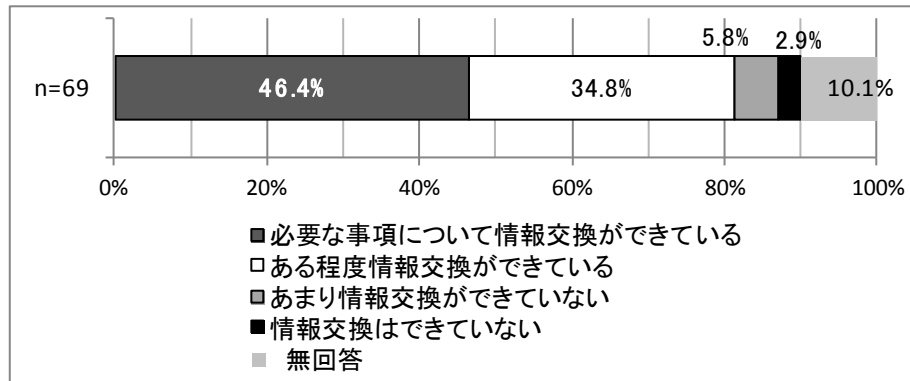
図表Ⅲ-6-5-2 役割分担の実行状況【単数回答】



(3) 情報交換の実施状況

情報交換の実施状況をみると、「必要な事項について情報交換ができている」46.4%、「ある程度情報交換ができている」34.8%、の順に多く、情報交換が実行できている（「ある程度情報交換ができている」、「必要な事項について情報交換ができている」の合計）が8割であった。

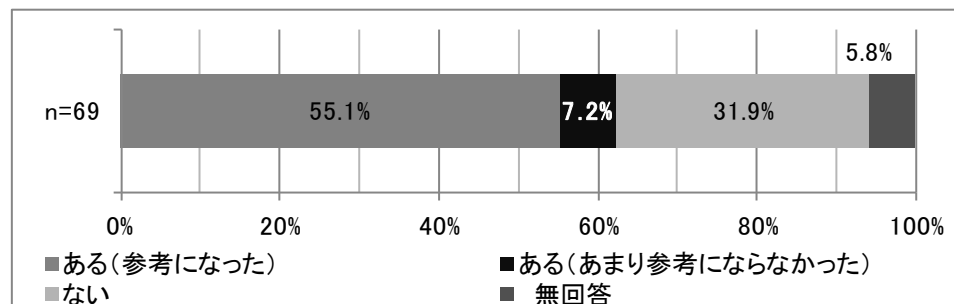
図表Ⅲ-6-5-3 情報交換の実施状況【単数回答】



(参考) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築ガイドライン」について

「社会的養護関係施設における親子関係再構築ガイドライン」(平成26年3月)を読んだことが、「ある(参考になった)」55.1%、「ある(あまり参考にならなかった)」7.2%、「ない」31.9%、「無回答」5.8%であった。

図表Ⅲ-6-5-4 「社会的養護関係施設における親子関係再構築ガイドライン」を読んだことがあるか【単数回答】



6. 自由回答

□児童相談所と方針が一致しない場合の対応

・ 協議の場、ケース会議等を開催する	29施設
・ 施設側で知りえた情報等を児童相談所に伝える等、情報共有を図る	9施設
・ 児童相談所の意見を優先する	8施設
・ 協議を行った上で、最終的には児童相談所の判断に委ねる	3施設
・ アセスメントを実施、結果を共有する	1施設

□関係機関との連携（児童相談所）

・ 情報共有がなされていない。定期的な情報交換の場作りの必要性	8施設
・ 指導委託について連携を強化していく必要がある	6施設
・ ケースワーカーの異動が頻繁にあるため、方針を共有化し、それに基づき継続的の支援することが難しい	5施設
・ 方針のすり合わせや市町村を含めた連携が不十分である	5施設
・ 担当者が多忙であり個別ケースに時間がかけられない	4施設
・ 職員のスキルに関する課題	4施設
・ 職員間の対応にばらつきがある	3施設
・ 施設としての支援方針を伝えきれていない	3施設
・ 役割分担を明確にする必要がある	2施設
・ 家庭復帰の目安や条件に関して認識のずれがある	2施設
・ 人員不足	2施設
・ 保護者への積極的な介入、プログラムの提供が行われていない	1施設

□関係機関との連携（福祉事務所）

・ 情報共有がなされていない	7施設
・ 役割分担が明確になっていない	6施設
・ 人員体制の見直しを行う	5施設
・ 自治体によって対応に差がある	4施設
・ 職員のスキルに関する課題	2施設
・ 退所に向けてのアフターケアの体制づくり	1施設

□今後導入したいと考えている取組み等

・ 専門的なプログラムの導入	10施設
・ 人員体制の見直しを行う	9施設
・ 家庭支援専門相談員等の人員増	9施設
・ 関係機関との連携強化	4施設
・ 協議の場を持ち情報共有を図る	4施設
・ EMDR、PTSD等の支援技術の導入	2施設
・ 職員のスキル強化	1施設
・ 退所後のアフターケアの実施	1施設

□親子関係再構築支援を強化する上で必要な条件

・ 職員のスキル強化	15施設
・ 人員増	14施設
・ 関係機関との連携強化	14施設
・ 関係機関との役割分担の明確化	4施設
・ 協議の場を持つなど情報共有に努める	4施設
・ プログラムの積極的導入	2施設
・ 国の制度を見直す	2施設
・ 地域の見守り体制の強化	2施設
・ 家庭復帰後のアフターケアの強化	1施設

□親子関係再構築支援を実施する上での課題

・ 職員のスキル強化	9施設
・ 人員増(量的)	6施設
・ 保護者との信頼関係構築、課題認識の共有化	5施設
・ 人材確保(質的)	5施設
・ 情報収集と共有化	5施設
・ 関係機関との連携強化	4施設
・ 業務内容の充実と認知度の向上	4施設
・ 児童相談所との役割分担、方針を一致させるための工夫	4施設
・ 人員体制の見直しを行う	4施設
・ 予算不足	1施設
・ 地域間格差	1施設
・ 家庭復帰後のアフターケアの実施	1施設
・ 親子プログラム等の実施	1施設
・ 関連プログラムの導入	1施設

□本調査に対する意見

・ 設問内容が当該センター向けの構成ではない、回答の判断がつかない	11施設
・ 予防的支援の重要性と課題	3施設
・ 地域で支えるネットワークの構築という視点が欠けている	3施設
・ 心理発達の観点から親子関係を捉える設問項目があればよかった	2施設
・ 関係機関との連携や家庭との関係性づくりに関する問題点	2施設

7. 考察

(1) 社会的養護関係施設が目標 D, E, F の児童に対して支援を行う意義

親子関係再構築支援の目標別にみると、目標 D、E、F を合わせ 75.5% を占めており、児童家庭支援センターの在宅支援を主とする特性を示している。親子分離に至る以前に回復への手立てを講じていくことは、子どもの最善の利益の観点からも非常に重要である。従来、この段階での支援は、児童相談所や市町村の母子保健、子育て支援の分野が中心であった。そこに、1998 年、社会的養護は児童家庭支援センターという手段を得てアプローチを開始したのである。児童家庭支援センターがここに参入する意義とは、まさしくこの親子関係再構築支援という視座を持っている点にある。

親子分離され、子どもが社会的養護関連施設に入所してしまうと、後は児童相談所と施設に任せきりになり、家族が暮らしていた地域の支援は分断されがちである。地域機関にはその後の親子関係を再構築するという概念自体が浸透しておらず、施設側も児童相談所を間に挟むため、家族が暮らしていた地域機関と積極的に連携を取ることがあまりないというのが実際のところではないだろうか。増してや、施設が地域の予防にまで手を出すことは物理的にも相当難しい。

児童家庭支援センターは親子関係再構築支援の連続性を確保すべく、社会的養護と地域の掛け橋となり得るのである。

(2) 要保護児童対策地域協議会の活性化

今回の調査では、児童家庭支援センターが支援に加わると要保護児童対策地域協議会との連携が促進されることを示す数値が出ている。

社会的養護入所型施設の支援目標 A～C の児童のうち、要保護児童対策地域協議会と連携したケースは概ね 10% を下回っていた。ほとんど連携を取っていないという状況である。これは、先述の“分断”を示唆する。背景には、施設側の意識が低いか、もしくは、地域の要保護児童対策地域協議会が施設とうまく連携できていないといった状況があることが推測される。これに比して、児童家庭支援センターが関わった A～C の児童では 11.1～27.5% と、明らかにポイントが高くなっている。また、支援 D では 61.5%、E では 35.9%、F では 69.4% といずれも高い値を示している。このことは同時に、これらの児童・家庭にネットワーク支援が行われている可能性が高いということを意味している。多くの児童家庭支援センターが地域の要保護児童対策地域協議会に委員として参加しているため、このようなことが可能になると考えられる。児童家庭支援センターが地域の要保護児童対策地域協議会に所属することでネットワークが活性化され、より実効性のある支援体制の構築が期待できるのである。

自由回答による意見においても、「関係機関との連携」についての課題が複数挙げられていた。親子関係再構築支援を強化するという側面からも、児童家庭支援センターの機能を活かしていくことが望まれる。

(3) 専門的プログラムの導入・親支援の強化

自由記述の回答において、今後の取組課題として「専門的プログラムの導入」という意見が多く挙がっていた。児童家庭支援センターが、他の地域機関にはない独自性を「親子関係再構築支援」という視点に見出すならば、こうしたプログラムを「手段」として装備することは強みになる。今回の調査でも4割を超えるセンターが何らかのプログラムを実施しており、さらなる導入が期待される。

また、児童家庭支援センターは親への直接的な支援の割合が、子どもへの支援よりも高率であった。入所施設は当然ではあるが、子どもへの支援が中心である。親へ関わることの多い児童家庭支援センターの特性を生かして、より入所施設との連携が促進されることが望まれる。施設は子どもを直接的に養育しており、親との関係においても時に対立的立場におかれることがあるため、第三者的な機関が親の指導、支援に当たった方が効果的なケースもあるだろう。今回の調査では目標A～C、即ち施設入所中の家庭への支援の割合が5%と低く、児童家庭支援センターの支援も“分断”に陥らぬように留意すべきであろう。また、目標Aの児童が家庭復帰し目標Fに移行する段階においても児童家庭支援センターの積極活用が望まれる。入所施設の家庭支援専門相談員との連携がより促進されるべきであろう。さらに、入所施設のみならず里親支援においても同様の働きが期待される。里親の場合、子どもと実親との関係調整は児童相談所に委ねられることが多い。児童家庭支援センターは里親支援機関としても位置付けられており、里親をサポートする形でファミリーソーシャルワークを行っていくことが可能である。

Ⅲ－7.各施設種別の調査結果：児童相談所

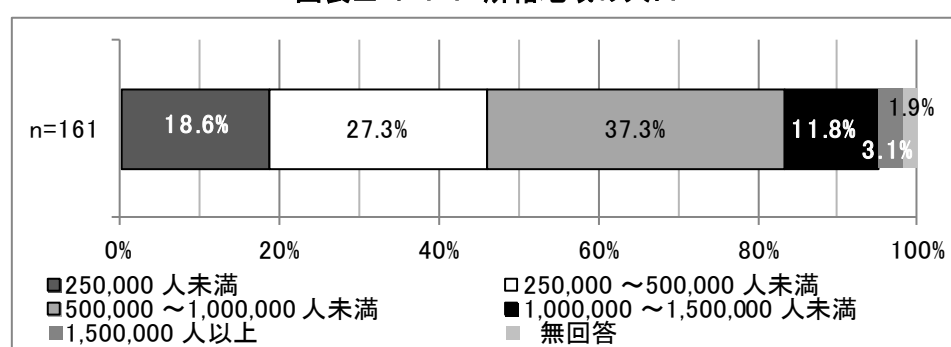
1. 施設の概要

(1) 施設の概要

➤ 所轄地域の人口

回答のあった児童相談所の所轄地域の人口構成をみると、「500,000～1,000,000人未満」が37.3%と最も多く、次いで「250,000～500,000人未満」27.3%、「250,000人未満」18.6%であった。

図表Ⅲ-7-1-1 所轄地域の人口

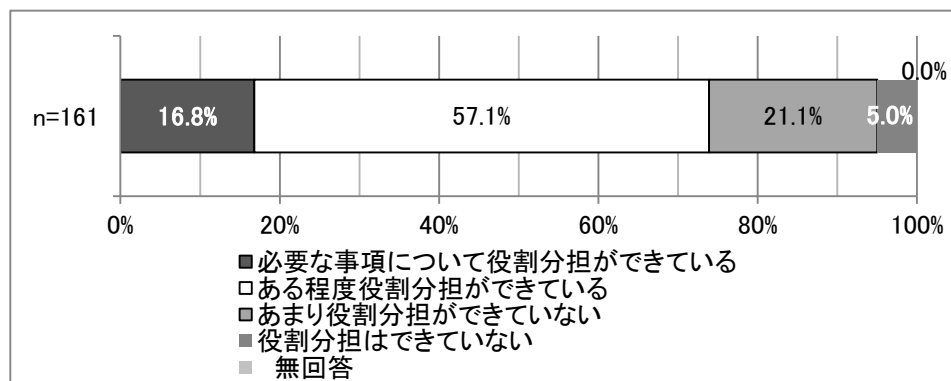


2. 親子関係再構築支援に関する社会的養護関係施設等との連携について

(1) 役割分担の状況

親子関係再構築支援に関する社会的養護施設等との連携について、役割分担の状況を見ると、「ある程度役割分担ができていない」が21.1%、「必要な事項について役割分担ができていない」16.8%の順であり、役割分担ができていない（「必要な事項について役割分担ができていない」、「ある程度役割分担ができていない」の合計）は約7割であった。

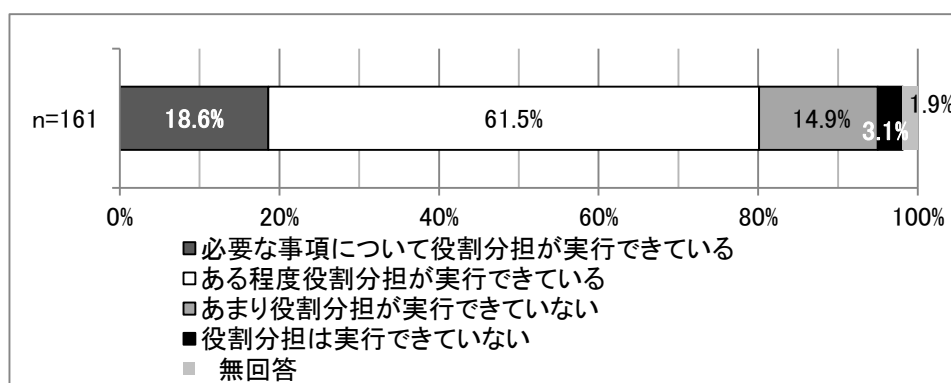
図表Ⅲ-7-2-1 役割分担の状況【単数回答】



(2) 役割分担の実行状況

役割分担の実行状況を見ると、「ある程度役割分担が実行できていない」61.5%、「必要な事項について役割分担が実行できていない」18.6%の順に多く、役割分担が実行できていない（「ある程度役割分担が実行できていない」、「必要な事項について役割分担が実行できていない」の合計）が約8割であった。

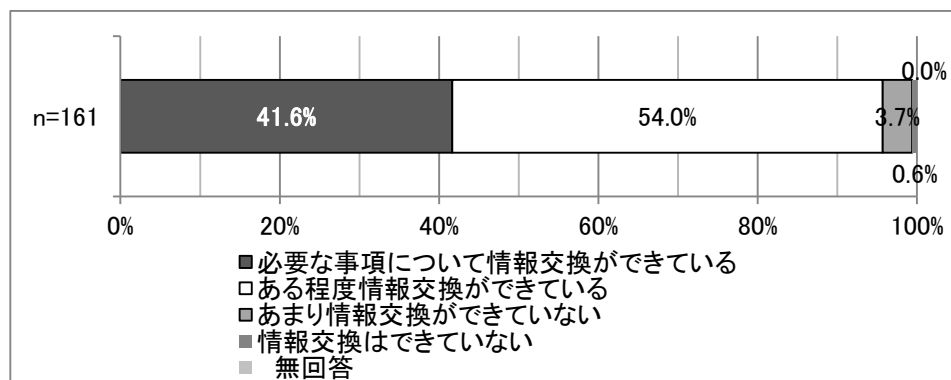
図表Ⅲ-7-2-2 役割分担の実行状況【単数回答】



(3) 情報交換の実施状況

情報交換の実施状況をみると、「ある程度情報交換ができていない」54.0%、「必要な事項について情報交換ができていない」41.6%の順に多く、情報交換が実行できている（「ある程度情報交換ができていない」、「必要な事項について情報交換ができていない」の合計）が9割以上であった。

図表Ⅲ-7-2-3 情報交換の実施状況【単数回答】

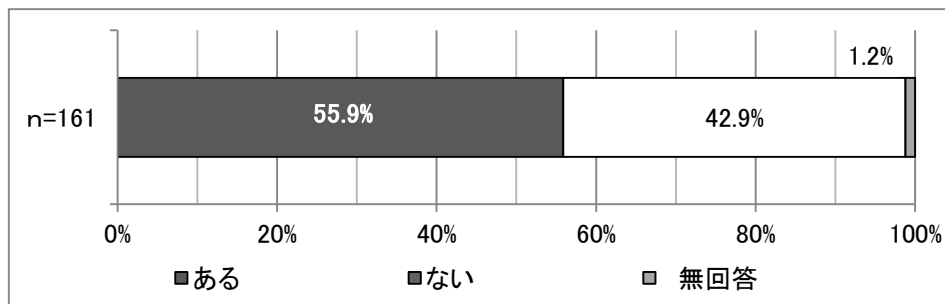


3. 里親を対象とした親子関係再構築支援の取組み状況

(1) 里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例

里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例をみると、「ある」55.9%、「ない」42.9%となっていた。

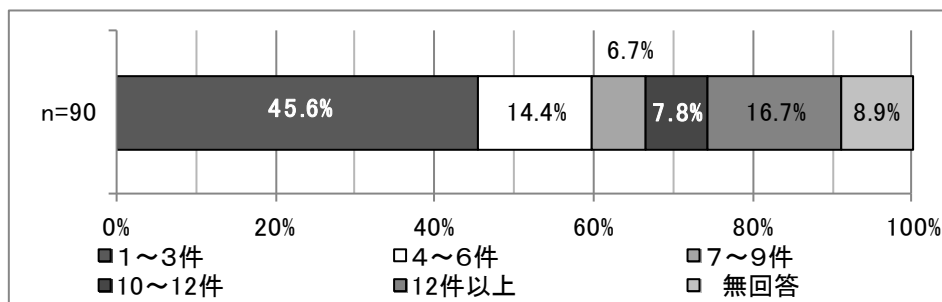
図表Ⅲ-7-3-1 里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例【単数回答】



(2) 里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例がある場合の件数

里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例がある場合をみると、「1～3件」45.6%と最も多く、次いで「12件以上」16.7%、「4～6件」14.4%であった。

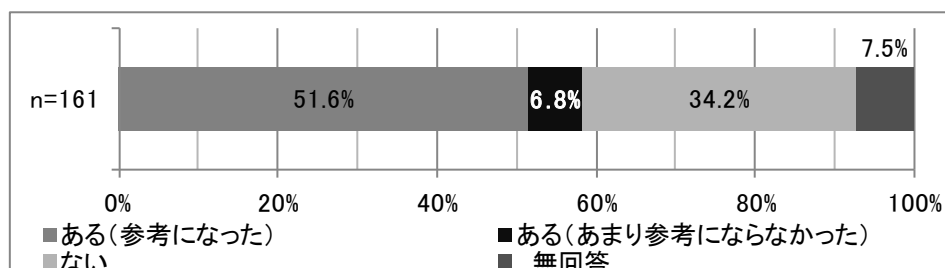
図表Ⅲ-7-3-2 里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例がある場合の件数【単数回答】



(参考) 「社会的養護関係施設における親子関係再構築ガイドライン」について

「社会的養護関係施設における親子関係再構築ガイドライン」(平成26年3月)を読んだことが、「ある(参考になった)」51.6%、「ある(あまり参考にならなかった)」6.8%、「ない」34.2%、「無回答」7.5%であった。

図表Ⅲ-7-3-3 「社会的養護関係施設における親子関係再構築ガイドライン」を読んだことがあるか【単数回答】



4. 自由回答

□関係機関との方針が一致しない場合の対応

・ 協議の場、ケース会議等を開催する	117施設
・ アセスメントの実施結果等の関連情報を施設側と共有する	29施設
・ 他機関、利用者を含めた三者で協議する	17施設
・ 最終的には児童相談所の決定方針に従ってもらう	7施設
・ 施設訪問を行う	3施設
・ 児童相談所の決定方針の根拠を施設側に伝える	3施設
・ 自立支援計画の見直しを行う	3施設
・ 児童相談所と施設の心理職、家庭支援専門相談員が話し合いを行う	2施設

□関係機関との連携（社会的養護関係施設）

・ 情報共有がなされていない。定期的な情報交換の場作りの必要性	38施設
・ 児童相談所と施設との方針が一致しない	18施設
・ 施設における保護者対応やペアレントトレーニングを行う人的資源に施設間の差異がある	17施設
・ 家庭復帰の目安や条件に関して認識のずれがある	12施設
・ 施設の職員間で支援方針が徹底されない	8施設
・ 施設職員は、生活支援におわれ、親子関係再構築支援の視点を実現しにくい状況にある	8施設
・ 施設側は、子どもの立場にたった親子関係再構築支援に偏りがちになる（親の状況が理解されにくい）	6施設
・ 業務多忙であるため情報交換等が行いにくい	5施設
・ 援助計画や自立支援計画の確認や見直しが定期的に行われていない	4施設
・ 児童相談所任せにする施設もある	3施設
・ 自立支援計画の見直し時の連携が弱い	2施設
・ 保護者への積極的な介入、プログラムの提供が行われていない	2施設
・ 段階的な親子交流の手法、考え方について理解がえられない	1施設
・ 施設側は、入所当初から、困難なケースであるほど親子関係再構築はありえないと判断してしまうことが多い	1施設

□関係機関との連携（福祉事務所）

・ 家庭復帰の目安や条件に関して認識のずれがある	21施設
・ 家庭での生活から施設入所に移行すると、行政側に親子関係再構築を目指すという意識が薄れる傾向がある	21施設
・ 児童相談所との情報連携に対する意識が薄い	13施設
・ 職員のスキルに関する課題	12施設
・ 自治体によって対応に差がある	11施設
・ 福祉事務所と児童相談所間の役割分担の明確化	9施設
・ 親の抱える課題への積極的な関わりが求められる	7施設
・ 継続的に児童を見守っていく意識が弱い	6施設
・ 施設を退所時に、要保護児童対策協議会を開催する等、地域の支援の仕組みを強化すること	6施設
・ 退所に向けてのアフターケアの体制づくり	5施設
・ 保護者の現状把握を積極的に行っていない	3施設
・ 他都道府県から入所してきた児童の福祉事務所からの情報が得にくい	2施設
・ 職員間の対応にばらつきがある	2施設
・ 職員の異動により支援や情報更新が継続しない	2施設

□今後導入したいと考えている取組み等

・その他の専門的プログラムの導入	33施設
・サインズ・オブ・セイフティーによるアプローチの導入	14施設
・家庭復帰に向けたアセスメント、家庭復帰に向けた計画策定の強化	11施設
・ペアレントトレーニングの導入	10施設
・人的資源の強化	6施設
・職員のスキル強化	3施設
・退所後のアフターケアの実施	1施設
・施設面の強化	1施設

□親子関係再構築支援を強化する上で必要な条件

・職員の専門性、スキルの強化	45施設
・関係機関との連携強化	31施設
・人員増	27施設
・アセスメント、再評価の定期的な実施	16施設
・関係機関との役割分担の明確化	8施設
・地域の見守り体制の強化	8施設
・親への支援、養育スキルの指導	7施設
・プログラムの積極的導入	5施設
・親子関係再構築支援に向けた計画策定の強化	4施設
・家庭復帰後のアフターケアの強化	3施設
・親子プログラムの積極的導入	1施設

□親子関係再構築支援を実施する上での課題

・人材確保(質的)	17施設
・人員体制の整備	17施設
・人員増(量的)	16施設
・職員のスキル強化	16施設
・保護者との信頼関係構築、課題認識の共有化	13施設
・地域における支援体制の見直しが必要	13施設
・施設職員との情報共有・連携強化	12施設
・家庭復帰後のアフターケアの強化	7施設
・親への支援、養育スキルの指導強化	5施設
・施設との役割分担、方針を一致させるための工夫	4施設
・保護者の情報把握	3施設

□児童相談所、施設、児童家庭支援センター間の役割分担のあり方

・児童家庭支援センターの機能強化	19施設
・援助方針を共有化するための協議の場づくり	15施設
・各機関との情報共有の推進	14施設
・児童家庭支援センターの整備	14施設
・保護者への支援、養育スキルの指導強化	6施設
・施設に親子関係再構築支援部門を設け、関係機関はその支援を行う	2施設
・入所中から施設と児童家庭支援センターとの連携を継続すること	1施設

5. 考察

(1) 調査データに見る連携の評価

児童相談所調査の結果を見る限り、親子関係再構築支援に関する社会的養護関係施設との役割分担は、おおむね良好であるとの認識が高いことがわかる。役割分担の状況に加え、役割分担を実行しているかどうかの状況については、さらに高い比率で「できている」との回答がなされていた（「できている」は、「必要な事項について役割分担が実行できている」と「ある程度役割分担が実行できている」の合計）。情報交換の実施状況については、これらよりも一層「できている」（「必要な事項について情報交換ができている」と「ある程度情報交換ができている」の合計）の比率が高くなっていた。

一方で、役割分担の状況で、21.1%が「あまり役割分担ができていない」と答えていることには留意したい。「役割分担はできていない」を合わせると約4分の1の児童相談所が否定的な回答をしている。まだまだ社会的養護関係施設との連携は十分成熟していないと言えよう。

里親を対象とした親子関係再構築支援には、過半数の児童相談所が取り組んでいた。里親に委託される子どもは、家庭復帰の見込みが乏しい場合が従来は多かった。今後里親委託率を高める取り組みを進めるためには、家庭復帰を想定し、実親と交流しながら里親委託を継続する事例が増えていく可能性がある。家庭復帰が見込めない子どもに対するライフストーリーワークなどの取り組みを含めて、里親を対象とした親子関係再構築支援は今後さらに取り組みを広げていくことが必要と考える。

(2) 自由回答に見る連携の課題

児童相談所と社会的養護関係施設との間で方針が一致しない場合の対応としては、「協議の場・ケース会議等を開催する」というカテゴリーに属する回答が多くを占めた。次いで「アセスメントの実施結果等の関連情報を施設側と共有する」というカテゴリーに属する回答が多かった。一方、連携に関する課題については、「情報共有がなされていない、定期的な情報交換の場づくりの必要性」のカテゴリーに属する回答が最も多く、方針不一致の背景に情報共有の不十分さがあり、そのために協議の場の設定が必要となっているのだと考えられる。

今後導入したい取り組みとしては、「専門的プログラムの導入」に関する回答が最も多かった。児童相談所ではプログラム実施の必要性について、認識が高まっていると言えよう。一方、親子関係再構築支援を強化する上で必要な条件としては、「職員の専門性、スキルの強化」に関する回答が最も多く、次いで「関係機関との連携強化」に関する回答が多かった。プログラムを実施するとしても、専門的なスキルが必要であり、その習得に対する要望が高いことがわかる。また、関係機関の連携の中で支援を行うことが必要であるとの認識も高いと言える。

親子関係再構築支援を実施する上での課題としては、人材の確保（質的）、人員体制の整備、人員増（量的）のカテゴリーに関する回答が多く、質量ともに十分な人材が確保されなければ実施は難しいとの認識がなされているといえる。

(3) 親子関係再構築支援をめぐる社会的養護関係施設と児童相談所との連携

今後の親子関係再構築支援を社会的養護関係施設と児童相談所とで連携して実施していくために、以下のような点を検討することが必要と考える。

□児童相談所の親子関係再構築支援の実情

現状の児童相談所は、虐待相談の初期対応に追われている面があり、その後の支援を十分に行うことができていない状況にある。特に社会的養護関係施設に入所（または里親等委託）後は、親子の支援になかなか関与できていないのが実態である。

そこで今後は、児童相談所の人員体制を強化し、支援を十分に実施できるようにすることが必要である。一方で、児童相談所だけで親子関係再構築支援を行うのではなく、むしろ社会的養護関係施設にその主体を移して、児童相談所との協力関係のもとに実施することも考えられる。その場合児童相談所は、進行管理や親子に対する枠組みの設定、あるいは合意形成の取り組みが中心になるだろう。もちろん、社会的養護関係施設が支援を行えるような体制整備と職員の専門性の強化は必須である。

□家族調査の充実

児童相談所と社会的養護関係施設が共働して親子関係再構築支援を実施するとしても、適切な支援を実施するために家族に関する情報を十分に収集し、その情報を両機関が共有しておく必要がある。保護者の生活歴や子どもの生育歴について不足している情報はないかを双方で確認し、児童相談所を中心とした追加調査を実施することが求められる。また、社会的養護関係施設職員も積極的に家庭訪問や地域訪問を実施して、子どもの養育環境に対する理解を深めることが、支援の実効性を高めるためにも必要である。

□児童相談所と社会的養護関係施設とのアセスメントの共有

支援の方針が明確にならないままに親子交流が進んだり、なし崩し的に家庭復帰が行われたりする事例が見られることがある。そうした事態を避けるためには方針を明確にして両機関が共有することが必要だが、その前提として、家族と子どもの状況に関する理解をきちんと共有しておかなければならない。そのため、アセスメントを適宜実施して、それを共有する必要がある。

アセスメントを行う際には、共通したツールを利用して両機関が共同でチェックするなど、共通理解を得るための取り組みを確実に行うことが必要である。そうしたアセスメントツールの開発も求められていると言えよう。

□保護者支援プログラム実施の留意点

親子関係再構築支援を進める上で、適切な時期に個々の事例に適したプログラムを実施することが有効である。現在いくつかのプログラムが実施されているが、各機関が導入できる体制整備が必要である。そのために、児童相談所と社会的養護関係施設職員が研修を受けられる機会を設ける必要がある。

ただ、プログラムの実施が、ただちに家庭復帰につながるという誤解を保護者が持たないようにしなければならない。プログラムは親子関係再構築支援の中の一つの手段であって、プログラムを実施したからと言ってただちに家庭復帰が適当になるとは言えない。保護者に対して、児童相談所・社会的養護関係施設が一致してそのことを伝え、プログラム実施後には評価を共有しながら、親子関係再構築の目的に向かっていくことが必要と考える。

IV 考察

1. 親子関係再構築支援に関する多様な支援ニーズの存在

本調査結果より、児童養護施設、乳児院に入所している子どもの3割が、家庭復帰（目標A）を目指した支援を受けていることが明らかになった。その一方で、家庭復帰は困難であると判断され、一定の距離を保った交流を続ける中で親子関係を再構築する支援を受けている子ども（目標B）が、児童養護施設5割、乳児院において4割を占め、構成比としては目標Bの児童が最も多くなっていた。さらに、親子の交流が望ましくないと判断され、生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供に向けた支援をうけている子ども（目標C）もそれぞれ2割を占める状況にあった。

入所年齢や入所期間が、前述の施設よりも限定されている情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設では、家庭復帰（目標A）の割合は、5割、6割と構成比の中で最も多くなっていた。

このように、各施設には、様々な家族状況を抱えている子どもが入所しており、それに応じた支援が、親子関係再構築（「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復する」）のために必要とされている実態が明らかになった。親子関係再構築支援は、家庭復帰を目指して、親の回復を図り、親の養育能力を高め、家族機能を高める支援や、子どもと保護者等の関係を安全なやり方でつないでいくための支援や、子どもの回復と成長を図り、ある程度回復した時点で、過去から現在までの子どもの生い立ちや家族関係を整理するための支援など、多様な支援が求められている。さらに調査結果から、親子関係再構築支援プラン策定の割合が、目標Aから目標B、目標Cになるにつれて、減少していくことが示された。家庭復帰が望めない子どもについても、その子どもに適した親子関係再構築支援を受けることによって、子どもが親との安全な距離を保ちながら肯定的なつながりを回復すること、あるいは生い立ちや家族との関係を整理し肯定的な自己イメージに統合していくことが、子どもの生きる基盤を強化し、自尊感情を高め、ひいては健全な自立の達成を可能にする。そのため、親子関係再構築支援がどの子どもにおいても必要不可欠であることを、常に意識して支援をすることが重要である。

2. 標準的な目標設定・見直しの在り方の検討

親子関係再構築支援に関する目標設定は、児童相談所と社会的養護関係施設で実施した家族のアセスメントに基づいて、両方で協議し、支援計画の中で設定したものと考えられる。しかしながら、その目標は、子どもの年齢、状態や保護者等の状況に応じて、適時見直され、子どもが求める支援が適切に実施されるように、アセスメントや支援計画が策定される必要があるといえる。

実際、本調査結果より、児童養護施設の目標別の子どもの構成比について施設単

位でのばらつきをみたところ、家庭復帰（目標 A）、永続的な養育の場の提供（目標 C）の子どもの割合が、施設によって異なる（ばらつきが大きい）ことが明らかにあった。

このばらつきは、施設の立地環境や施設特性等による影響とも考えられるが、アセスメント方法や目標設定の考え方や、家庭復帰可能性の判断や親子交流の可否の判断が、保護者や子どもに十分な支援を提供する努力を試みた結果導き出されたものであるかどうかの検討が、施設によって違いがあることも想定される。保護者は子どもを施設に預けたことに罪悪感を抱き、自信を失い、無力感を深め、引き取ることや問題解決への意欲を失ってしまうことも少なくない。子どもも親への強い思いがあればあるほど否定されることを恐れて、「家に帰りたい」ということを口にすることは少ない。家族に様々な課題があったとしても、積極的にその家族に適した支援を提供することによって、親子関係再構築へのプロセスをたどっていけることも多いため、十分な支援を試みたかどうかの検討は重要である。

これらの点から、アセスメント方法、標準的な目標設定の考え方、目標設定が親や子どもに対する十分なケアの提供に基づいてなされた結果かどうかの検討方法、見直しのタイミング、児童相談所等との協議、情報交換の在り方などについて検討していくことが求められていると考えられる。

3. 親子関係再構築支援プランの子ども、保護者等への説明の充実

親子関係再構築支援を通じて目指すところや、具体的な支援方法等を示した支援プランについて、子どもや保護者等に説明を行うことや、もう一歩進んで支援プラン作りに当事者である保護者や子どもが参加することなどを通じて、家族が主体的に問題解決に取り組んで行けるようにすることは、親子関係再構築を進めていく上で非常に重要である。しかし家庭復帰を目指している目標 A であっても、児童養護施設や乳児院では、支援プランを説明している割合が 5 割弱であり、情緒障害児短期治療施設では 75%、児童自立支援施設は 7 割弱であった。そして情緒障害児短期治療施設以外の施設では、施設間のばらつきが大きいことも示された。

さらに目標 B（施設入所のままの肯定的親子関係再構築）になると、乳児院以外はさらに割合が減り、児童養護施設が一番低く 4 割弱、乳児院 5 割弱、情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設は 6 割弱であった。目標 B では、保護者が親子関係再構築に向けて支援を受けの中で、養育の限界を受け入れて、当分の間は分離のまま施設と協力して子育てをすることを選んでいけるような支援が求められる。また、子どもは、ある程度回復した時点で生き立ちを振り返り、親との関係を捉え直し、入所の理由を理解し、親に対する現実的な認知が促される中で、子育てが適切にできなかった事情や、当分の間離れて暮らすことの理由を理解し、安全な距離を見出していけるような支援が求められる。そういったプロセスの中で支援プランを共有していくことは、主体的に回復していく上で欠かせない取り組みである。

そして目標 C（永続的な養育の場の提供）では、支援プランを親子へ説明している割合は、情緒障害児短期治療施設の 4 割弱が一番高く、他の施設では 1 割から 2 割強

という低い割合を示している。目標Cの場合、施設では親と会えないことも多いと考えられるため、主として子どもへの説明になる。親が行方不明の場合は十分な調査が実施されていることが前提であるが、ある程度回復した時点で、生い立ちを整理して行き、なぜ親と交流できないのかあるいはなぜ親が不在なのかを理解し、親との関係を子どもの肯定的な自己イメージの中に統合していくことが、健全な発達のためには欠かせない。

親子関係再構築支援を提供していく経過の中で、子どもの成長や保護者の状況変化等に応じて、何を目指していくかを一緒に考え共有していく姿勢が重要である。

4. 保護者や子どもに対する親子関係再構築の直接的支援の充実

(1) 目標C（永続的な養育の場の提供）の親子関係再構築支援の充実

子どもに対する直接支援は目標A（家庭復帰）⇒目標B（施設入所のまま肯定的親子関係構築）⇒目標C（永続的な養育の場の提供）の順番に減少している。目標AとBの差はわずかであるが、目標Cは情緒障害児短期治療施設の7割弱を除くと、児童養護施設5割、乳児院4割、児童自立支援施設3割と低い値である。前述したように、目標Cに対しても回復への支援がある程度進んだ段階で、親との関係を振り返り、親イメージを整理し統合していく親子関係再構築支援が、子どもの健全な成長に不可欠であるという意識を高めていく必要がある。

(2) 保護者等に対する親子関係再構築支援の充実

保護者等への支援は、目標A（家庭復帰）については、乳児院は子どもへの支援より高い割合で実施されていたが、他の施設では子どもの支援より低かった。目標B（施設入所のまま親子関係再構築）になると、全ての施設で親支援の実施割合が低く、特に児童養護施設と児童自立支援施設ではその差は大きくなる。目標AとBの親子関係再構築支援には、他機関との連携を図りながら、保護者との信頼関係を構築して保護者がエンパワーされるような支援から始まって、養育スキルや親子間の肯定的なコミュニケーションの習得への支援など、保護者への支援が欠かせないため、その充実が望まれる。自由記述においても、保護者との信頼関係の構築、課題認識の共有化、保護者への支援、養育スキルの指導の充実を多くの施設が課題として挙げていた。

(3) 専門的な治療・教育プログラムの導入の促進

プログラムを取り入れている施設はわずかではあったが、その中でも子どもを対象としたライフストーリーワーク（生い立ちの整理）は、乳児院を除くと2割から4割の施設で実施されており、他のプログラムに比して多く導入されていた。前項の再構築支援プランの説明のところ述べてきたように、これは、家庭復帰の可能性の有

無にかかわらず、どのような家族状況の子どもに対しても健全な成長過程を歩んでいくために必要なプログラムであるため、実施数が増加していくことが望まれる。

親や子どもに対して安全な居場所を提供し、信頼関係を結び、親と子をつないでいくことや、親の養育のモデルとなることなど、施設の特徴を活かしての日常生活レベルでの支援を充実していく必要性は言うまでもない。それに加えて、親や子どもの主体性を尊重してその力を強化するためのソーシャルワークの工夫として、サイズ・オブ・セイフティ・アプローチの方法が役に立つことが知られている。乳児院を除くと7%から19%で実施されていたが、低い値であり、充実が望まれる。さらに、親へのペアレントトレーニングプログラム（コモンセンス・ペアレンティング、精研式ペアレントトレーニング、トリプルPなど）や、親への回復プログラム（MY TREE、MCGなど）や、親の養育能力を高めて親子関係を改善し子どもの情緒行動上の問題を軽減することを目的とする親子を対象としたプログラム（PCIT、AF-CBTなど）や、子どものトラウマ治療（TF-CBT）などが実施されることにより、家庭復帰の可能性を高めたり、親子の肯定的関係を強めたりすることが期待される。治療的・教育的プログラム導入を推進していくことは今後の課題である。

（4）家庭復帰後の支援（アフターケア）の準備の充実と支援の連続性の重要性

目標Aにおいて、家庭復帰後の支援の準備の実施の割合が、児童養護施設と乳児院が4割、情緒障害児短期治療施設と児童自立支援施設が6割と、低い値であった。親子関係の再構築は家庭に戻ってからが本番である。転校、転園を含む生活の大きな変化や、親子の関係が近くなることにより生じる様々な問題は大きなストレスとなり、親子関係を不安定にさせる可能性がある。そのため、事前に家庭復帰後に一般的にみられる親子の行動の特徴を伝え、虐待が起こった時の安全プランを作っておくなど準備が必要である。

それに加えて、復帰後に必要な支援をアセスメントし、関係機関が協力して役割分担を決めて支援する体制を児童相談所を中心に準備しておくことは、退所後の良好な親子関係を維持するには必要不可欠である。その際、要保護児童対策地域協議会と情報を共有して連携していくことが重要であるが、いずれの施設も情報共有している割合は5%から9%と非常に低率であった。目標Aの子どもは特に、地域から社会的養護関係施設に入所し、家庭復帰が可能になれば地域に戻っていく。その連続性を確保するためには、入所中も地域で家族の支援を実施し、家庭復帰後は良好な親子関係が維持できるように支援を継続することが必要である。要保護児童対策地域協議会との連携の強化は今後の課題である。

5. 親子関係再構築支援の支援体制の検討と職員の専門性の強化

親子関係再構築支援には、家庭支援専門相談員を中心として、心理療法担当職員、個別対応職員、ケアワーカーなどが関与している。その中でも心理療法担当職員の関与が少ないという結果であったが、アセスメント技術や心理面接のトレーニングを受けているという特徴を活かして、支援の流れの中に有効に組み込まれることが望ましいと思われる。

自由記述を見ると、こういった親子関係再構築支援に関与している職員の人的配置の質的、量的な充実は、母子生活支援施設を除く全ての施設で、親子関係再構築支援を実施する上で必要な条件のトップに挙げられていた。そして、親子関係再構築支援を有効に実施していくには、これらの職員の役割分担や協力体制や誰がイニシアティブをとるのかなど、施設の機能に応じた支援体制を検討していくことが今後の課題となる。

次いで、親子関係再構築支援を実施する上で必要な条件に挙げられているのは、職員のスキルの向上である。親子関係再構築支援には、ある程度の専門性が要求されるため、研修体制の充実強化が必要となる。調査によると、外部の研修等を受講している施設が最も多かったが、上記のように親子関係再構築支援には施設の中のほとんどの職員が関与しているため、施設全体で家族支援を重視し取り組むには、施設内研修や、内部の指導体制の充実や、外部の専門家が来所する形でのスーパーバイズの実施が求められる。

6. 母子生活支援施設、児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援体制の強化

本調査では、母子生活支援施設に入所している子どものうち、虐待の予防(目標D)、不適切な養育の改善・家族保全(目標E)がそれぞれ24%、45%を占め、入所児童の8割において親子関係再構築支援が必要な母子であることが明らかになった。

さらに、児童家庭支援センターにおいても、44%、26%と同様に7割を占めた。母子生活支援施設と児童家庭支援センターは、リスクや虐待傾向を軽減して家族分離を防ぐ二次予防に、重要な役割を果たしていることが明らかになった。虐待が軽度の段階で早期に発見されることが急速に増えてきている現在、地域での親子関係再構築支援の強化は今後の大きな課題である。

さらに、社会的養護関係施設を退所し、実親等や里親と暮らす等、親子関係再構築を新たな生活環境の中で進めている母子や子どもの支援にも携わっていることが示された。親子の生活状況を身近に支援しながら、母子双方に親子関係再構築支援を行うことができる母子生活支援施設へのニーズのほどが読み取れると考えられる。また、その後、地域での生活に移行することを想定し、児童家庭支援センターとも連携した、一貫した親子関係再構築支援が行われることが求められているといえる。

7. 「家族療法事業」の推進

「家族療法事業」とは、児童福祉施設（児童家庭局所管施設）における施設機能強化推進費に基づき児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に実施する事業を指す。具体的には、閉じこもり対策、虐待予防・再発防止（虐待相談）、親子関係の再構築を目指した取組である。

本調査結果から、平成27年度時点で「家族療法事業」を実施している施設の割合は、児童養護施設の11.7%、乳児院13.0%、情緒障害児短期治療施設58.6%、児童自立支援施設4.3%に留まっていることが明らかになった。

今後、入所、通所児童を対象に「家族療法事業」を行う施設が増加するよう、事業の実施要件等、見直しを行うことも必要であると考えられる。

8. 社会的養護関係施設における今後の課題

(1) 理念形成

本調査の結果の分析により、社会的養護関係施設において、親子関係再構築支援を強化していくための課題をいくつか挙げたが、その前提として、親子関係再構築支援の本質についての理念形成が必要である。親子関係再構築支援とは、ここでは「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復すること」に向けて提供される様々な支援のことを指し、子どもの健全な成長発達を保障するために実施するものであり、分離が継続するかしないか如何に関わらず実施され、必ずしも現実の親子関係が改善されることを目標とするわけではない。子どもが親子関係の課題を整理して自身の育ちの中でそれを統合していけるような支援を提供し、子どもが自分自身を肯定的に眺めることができ、人との信頼感や周囲の世界への安全感を抱けるような発達をとげることが、最終的な目標である。そのため親子関係再構築支援は全ての子どもたちにとって必要な支援であることを常に意識し、子どもや家族の状況についての適切なアセスメントに基づいて、個々の子どもに応じた支援が提供される必要がある。

(2) 人材の質的な確保・有効な支援体制の構築・専門性の向上

こうした理念を具体的支援につなげていくには、上に述べたようなさまざまな課題がある。まずは人材が質的に必要であり、親子関係再構築支援が有効に機能するには、それらの職員によりどのような支援体制を構築すればよいのかという検討と、職員のスキル向上など専門性強化の研修等の在り方の検討が必要である。親子関係再構築支援には、ケアとソーシャルワークを統合した子ども家庭総合支援機関として機能することが求められている。

(3) 支援プランや支援目標の設定や見直しの在り方の検討

子どもに適切な親子関係再構築支援を提供するには、アセスメント方法、標準的な目標設定の考え方、目標設定が親や子どもに対する十分なケアの提供に基づいてなされた結果かどうかの検討方法、見直しのタイミング、児童相談所等との協議、情報交換の在り方などについて検討が必要である。

(4) 支援プランの説明など保護者と子どもが主体的に親子関係再構築の取り組みになる工夫

前述したように、親子関係再構築は保護者と子どもの主体性を引き出して始めて有効な支援が実施できる。信頼関係を構築した上で、抱えている問題を客観化し、支援プランを共有し、協働して主体的に取り組んで行けることが重要である。

(5) 保護者の支援の充実

保護者は不信感と無力感を抱えていることが多いため、信頼と安心の関係を築き、エンパワーすることが支援の基盤である。具体的には、親として人として尊重し、今までの子育ての苦労を汲み、施設が安全な居場所となり、支援者が適切な養育のモデルとなることなどである。しかし、保護者との信頼関係づくりは困難なこともあり、親が抱えている問題の理解や、問題解決への支援には専門的な知識とスキルが必要なことも多いため、保護者の支援の充実には専門スキルの向上も重要となる。

(6) 専門プログラムの導入

子どもに対してのプログラムとしては、ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）が、自らのアイデンティティを獲得して自尊感情を持って生きていくために非常に重要なプログラムである。サインズ・オブ・セイフティ・アプローチは、子どもと保護者が主体的に親子関係再構築に取り組めるようにするための、ソーシャルワークの枠組みを提供している。保護者に対しても、ソーシャルサポートを得てある程度の力とゆとりを取り戻した段階では、治療的・教育的プログラムを受講することが、自らを振り返り、自分の養育行動を客観化し、感情コントロールや養育スキルを身につけるのに有効な場合が多いため、今後の導入の推進が望まれる。

(7) 長期的な視点に立った切れ目のない支援体制の構築

親子関係再構築支援を進めるためには、長期的視点の中で子どもの成長・家族の歩みに継続的に関与していくことが求められているといえる。その際、親子関係再構築支援の取組について、社会的養護の視点から継続的に記録を残し、関係機関の間で引き継いでいくことが有効な支援体制を構築することになるといえる。児童相

談所との連携や情報共有は欠かせない。

親子分離し、その後家庭復帰する場合は、支援が分断しないように、要保護児童対策地域協議会と情報共有するなど、施設と地域の関係機関との連携を継続していくことは、アフターケアという観点からも重要である。

(8) 二次予防の充実

児童相談所が扱った虐待を受けた子どもの数は増加傾向にあり、9万件に及ぼうとしているが、そのうち約2割が一時保護され、分離となるのは1割にも満たない。虐待問題を抱える多くの親子は地域でともに暮らしている。これらの家族に対して親子関係再構築支援が必要とされており、母子生活支援施設や児童家庭支援センターが、その受け皿として機能していることが明らかとなった。早期に支援を提供して虐待問題を解決し、親子分離を防ぐことができれば、子どもの健全な成長にとって最も望ましいことであるため、その充実は今後の課題である。

社会的養護関係施設における 親子関係再構築支援に関する調査

調査ご協力をお願い

社会的養護関係施設 施設長 殿

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

厚生労働省では、平成 23 年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会に取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の提言等を踏まえ、社会的養護に関する様々な課題について調査検討を行うことを目的とする「平成 27 年度 先駆的ケア策定・検証調査事業」を、みずほ情報総研株式会社への委託事業として実施しております。

要保護児童の増加に伴い、貴施設をはじめ、全国の社会的養護関係施設では、直接処遇される職員に加え、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員の配置等により、心理的関わりと生活面での関わり
の両面から家族全体に対する支援が様々な形で展開されています。

今般、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰、家庭復帰後の再発防止さらに親子関係の回復への支援の重要性が指摘される中で、子どもの養育を担う社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組の強化が一層期待されるところです。

そこで厚生労働省では、全国の社会的養護関係施設および児童相談所における親子関係再構築支援について取組みの実態を把握し、さらなる取組に向けての課題について調査し、社会的養護関係施設における効果的な手法等についてとりまとめることと致しました。

つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、調査へご協力いただきたく、お願いいたします。なお、本調査結果はとりまとめの上、公表いたしますが、とりまとめ及び公表に際しては統計的処理を行うものとし、個人情報等の記載は一切いたしません。以下の回答方法をご確認の上、ご回答賜りますようよろしくお願い申し上げます。 謹白

平成 27 年 12 月
厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

【回答方法】

- ・本調査票は、特に指定がない限り、平成 27 年 10 月 1 日時点についてご回答下さい。
- ・ご回答の後、**平成 28 年 1 月 18 日（月）**までに、返信用封筒を用いてご投函下さい（切手は不要です）。回収期限を過ぎた場合にも、回答結果は貴重な資料として活用させていただきます。回収期限に間に合わない場合もご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 調査の趣旨等に関するお問い合わせ
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課（担当：鈴木）
TEL：03-5253-1111（内線7895）
- 調査の回答方法に関するお問い合わせ
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
調査事務局（天羽、山本、佐藤）
TEL：0120-825-571（平日10：00～17：30）

I 貴施設の概要

所在地	都・道・府・県	市区町村		
施設名				
設置主体 (番号1つに○)	1. 都道府県 4. 財団法人	2. 市区町村 5. その他()	3. 社会福祉法人	
運営主体 (番号1つに○)	1. 都道府県 4. 財団法人	2. 市区町村 5. その他()	3. 社会福祉法人	
開設年月	(西暦) 年 月			
施設種類	1. 児童養護施設 2. 乳児院 3. 情緒障害児短期治療施設 4. 児童自立支援施設 5. 母子生活支援施設			
入所定員(世帯)数	()人・世帯			
平成26年度入所児童数・世帯数 ※平成26年度に在籍していた児童数もしくは世帯数	()人・世帯			
平成26年度退所児童・世帯数 ※平成26年度に退所した児童数もしくは世帯数	()人・世帯			
※児童養護施設のみ 回答下さい	養育形態種別	当該形態の有無(1つに○)		
	大舎(20人以上)	1. なし	2. あり(定員 人)	
	中舎(13~19人)	1. なし	2. あり(定員 人)	
	小舎(12人以下、小規模グループケアを除く)	1. なし	2. あり(定員 人)	
	本体施設内 小規模グループケア	1. なし	2. あり(定員 人)	
	分園型小規模グループケア	1. なし	2. あり(定員 人)	
	地域小規模児童養護施設	1. なし	2. あり(定員 人)	
	その他グループホーム	1. なし	2. あり(定員 人)	
	児童家庭支援センター	1. なし	2. あり	
その他児童福祉関連施設等	1. なし	2. あり →(具体的に:)		
通所支援の実施状況	1. 実施している ⇒(平成26年度対象となった実児童数_____人) 2. 実施していない			
職員配置		実人数	常勤	非常勤※
	全職員	人	人	人
	(うち)家庭支援専門員	人	人	人
	(うち)心理療法担当職員	人	人	人
	(うち)個別担当職員	人	人	人
(うち)里親支援専門員	人	人	人	

※「非常勤」は、常勤者の1ヶ月あたりの従事時間を目安に、常勤換算した数値を記入して下さい(少数点第1位まで記入)。

Ⅱ 親子関係再構築支援の実施状況

□本調査における親子関係再構築支援を以下のように定義します。また、親子関係再構築支援の種類（目的）として以下を想定しています。

□ご回答にあたっては、「家族療法事業」として実施しているか否かに関わらず、貴施設での親子関係再構築支援の取組みについてご回答下さい。

「定義」

親子関係再構築を子どもの回復を支えるという視点から捉え、「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復することと定義します。そのため、必ずしも家庭復帰や家族との同居による直接の親子関係再構築への支援だけでなく、子どもの内的な親子関係再構築への支援も含まれます。

〔親子関係再構築支援の種類（目標）〕（図を参照）

□分離となった家族に対して

家族の状況によって三つに分類し、以下の支援方針で親子関係の再構築を目指します。
本調査では、次頁以降の設問で、以下の A、B、C の目標別に貴施設で取組まれた支援の実施状況等についてお伺いしています。

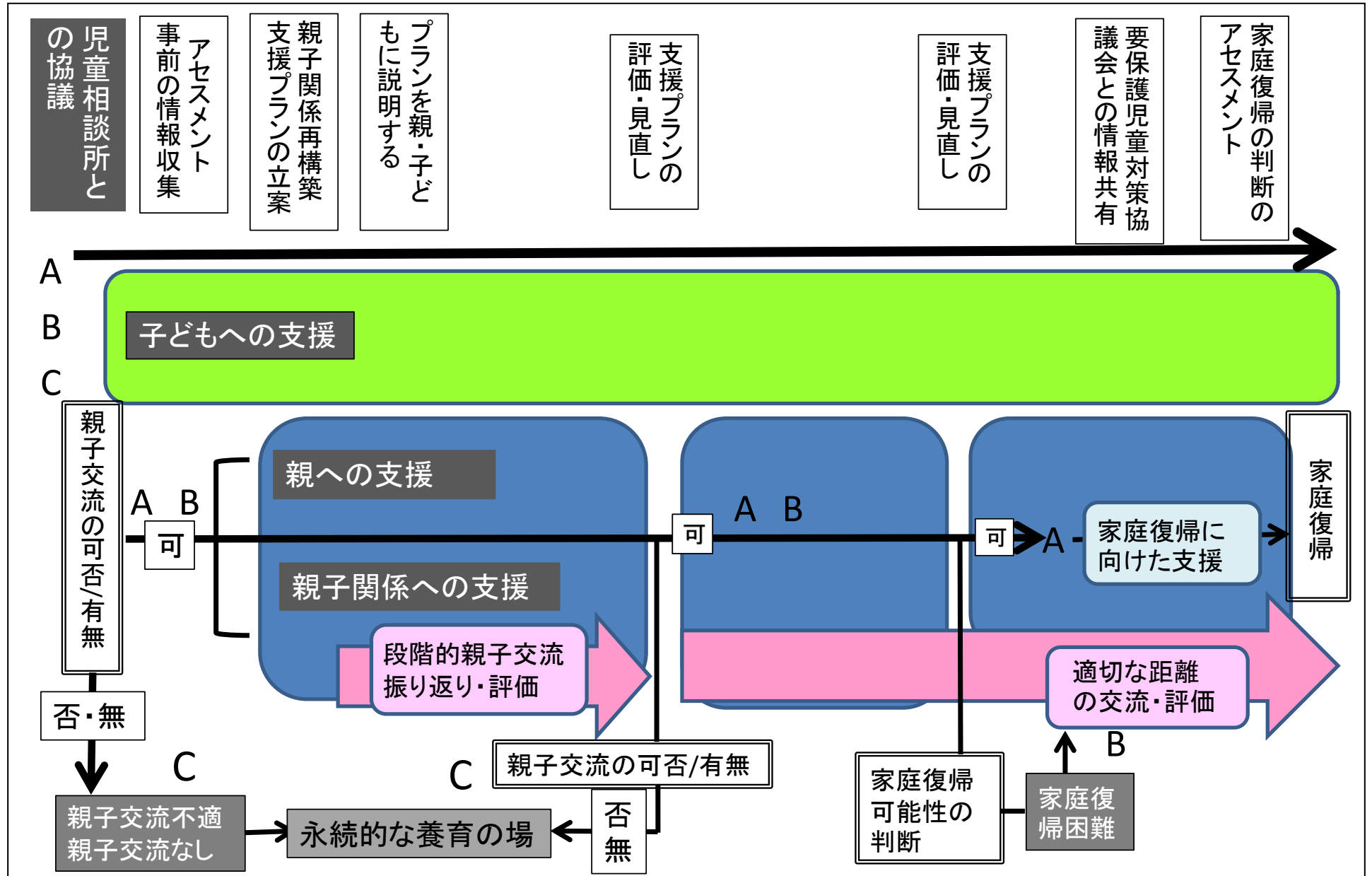
- A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する
- B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する
- C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う

参考：ともに暮らす家族に対して

- A. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する
- B. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）
- C. 家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する（アフターケア）

出典：「親子関係再構築支援ガイドライン」平成 25 年度 親子関係再構築支援ワーキンググループ

親子関係再構築支援の全体像



〔社会的養護関係施設票〕

問1 貴施設の入所児童に対する親子関係再構築支援の実施状況についてお伺いします。
平成27年10月1日時点に在籍していた全児童（一時保護委託児童は除く）を対象に、目標別の該当児童数をご回答下さい。

調査時点における 親子関係再構築支援の 目標の種類	該当する児童数 ※平成27年10月1 日時点に在籍してい た全児童を対象	入所期間別の児童数 ※平成27年10月1日時点	
A. 親の養育行動と親子関係の改善を 図り、家庭に復帰する。	人 ⇒問1-1の点線枠内 にも同じ人数を記載 して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の 距離をとった交流を続けながら、 納得しお互いを受け入れ認めあう 親子関係を構築する。	人 ⇒問1-2の点線枠内 にも同じ人数を記載 して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
C. 現実の親子の交流が望ましくない 場合あるいは親子の交流がない場 合は、生き立ちや親との関係の心 の整理をしつつ、永続的な養育の 場の提供を行う。	人 ⇒問1-3の点線枠内 にも同じ人数を記載 して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
D. その他。	人	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
Q. 主な支援目的を具体的に記入し て下さい。			

問1-1 「A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Aの「該当児童数」(平成27年10月1日時点に入所していた全児童対象)に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑩の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	人	理由：
②児童相談所との親子関係再構築支援の方針について協議の上、施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由(選択肢)：あてはまるもの全てに○ a. 児童相談所から方針の提示がなかったため b. その他() 「a. 児童相談所から方針の提示がなかったため」を選択した際の施設側の対応 【具体的に記述下さい】
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(日常的ケアの中で行われる支援も含む)	人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由

注)：日常生活を通じて、子どもの親への思いや、家庭引き取りの要求の強さ、子どもの生活態度が親にとってどう受け止められるか(問題行動があると感じることができるか等)、を行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。			
□児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）	人	TF-CBT	人
□親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	人	MY TREE	人
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング	人
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト	人
トリプルP	人	親グループ活動	人
CARE	人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	人	PCIT	人
AF-CBT	人	親子（グループ）活動	人
□その他	※具体的に記入して下さい		
④-4 親子での外出訓練	人	理由：	
④-5 親子での施設内での宿泊訓練	人	理由：	
⑤-1a 親子での外泊訓練（自宅以外）	人	理由：	
⑤-1b 親子での帰宅訓練（自宅）	人	理由：	
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	人	理由：	
⑦児童相談所との定期的情報交換・共有（家庭復帰に向けた評価）	人	理由：	

[社会的養護関係施設票]

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
⑧家庭復帰に向けたアセスメント、協議・合議 ※社会的養護施設と児童相談所間を対象とする	人	理由：
⑨児童・親等への家庭復帰後の支援の準備 ※子どもへの支援：相談できる人、場所の確保、心理療法等の継続。親等への支援：退所後の相談関係の確立、ペアレント・トレーニング等の実施。親子等への支援：親子の気持ちの橋渡し、遊べる場、時間の確保、地域の支援機関と連携。	人	理由：
⑩要保護児童対策協議会との情報共有	人	理由：

問1-2 「B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

□問1 Bの「該当児童数」に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑨の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	人	理由：
②児童相談所との親子関係再構築支援の方針について協議の上、施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由（選択肢）：あてはまるもの全てに○ a. 児童相談所から方針の提示がなかったため b. その他（ ） 「a. 児童相談所から方針の提示がなかったため」を選択した際の施設側の対応 【具体的に記述下さい】
③職員が親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（日常的ケアの中で行われる支援を含む）	人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。		
□児童を対象とした治療内容・プログラム		
ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）	人	TF-CBT
		人

注)：日常生活を通じて、子どもの親への思いや、家庭引き取りの要求の強さ、子どもの生活態度が親にとってどう受け止められるか（問題行動があると感じることができるか等）、を行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

[社会的養護関係施設票]

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
□親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	人	MY TREE	人
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング	人
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト	人
トリプルP	人	親グループ活動	人
CARE	人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	人	PCIT	人
AF-CBT	人	親子（グループ）活動	人
□その他：	※具体的に記入して下さい		
④-4 親子での外出訓練	人	理由：	
④-5 親子での施設内での宿泊訓練	人	理由：	
⑤ 親子での外泊訓練	人	理由：	
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	人	理由：	
⑦児童相談所との定期的情報交換・共有（家庭復帰に向けた評価）	人	理由：	
⑧家庭復帰に向けたアセスメント、協議・合議 ※社会的養護施設と児童相談所間を対象とする	人	理由：	
⑨要保護児童対策協議会との情報共有	人	理由：	

問1-3 「C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Cの「該当児童数」に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑦の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	人	理由：
②児童相談所との親子関係再構築支援の方針について協議の上、施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由（選択肢）：あてはまるもの全てに○ a. 児童相談所から方針の提示がなかったため b. その他（ ） 「a. 児童相談所から方針の提示がなかったため」を選択した際の施設側の対応 【具体的に記述下さい】
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（日常的ケアの中で行われる支援を含む）	人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（面接、プログラムの実施）	人	理由：
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。		
□児童を対象とした治療内容・プログラム		
ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）	人	TF-CBT
□親等を対象とした治療内容・プログラム		
MCG	人	MY TREE
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト
トリプルP	人	親グループ活動
CARE	人	

[社会的養護関係施設票]

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
<input type="checkbox"/> 親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	人	PCIT	人
AF-CBT	人	親子グループ活動	人
<input type="checkbox"/> その他：	※具体的に記入して下さい		
⑤児童相談所との定期的情報交換・共有	人	理由：	
⑥自立に向けた支援	人	理由：	
⑦要保護児童対策協議会との情報共有	人	理由：	

注)：日常生活を通じて、子どもの親への思いや、家庭引き取りの要求の強さ、子どもの生活態度が親にとってどう受け止められるか(問題行動があると感じることができるか等)、を行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

〔社会的養護関係施設票〕

問2 貴施設では、親子関係再構築支援に関わる以下の支援のプロセスについて、どのように業務分担をされていますか。関わっている職員の番号に○、そのうち、主担当者には◎をつけて下さい。

〔選択肢〕

1. 家庭支援専門員	2. 心理療法担当職員	3. 個別担当職員	4. 里親支援専門員	5. ケアワーカー	6. その他
------------	-------------	-----------	------------	-----------	--------

支援プロセス	関わっている職員=○ 主担当者=◎					
	1	2	3	4	5	6
①施設内での事前の情報収集・アセスメント	1	2	3	4	5	6
②児童相談所との親子関係再構築支援の方針について協議の上、自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	1	2	3	4	5	6
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明に関わる	1	2	3	4	5	6
④-1 児童に対する直接的支援（日常的ケアの中で行われる支援を含む）	1	2	3	4	5	6
④-2 親等に対する直接的支援（面接、プログラムの実施）	1	2	3	4	5	6
④-3 親子での外出訓練	1	2	3	4	5	6
④-4 親子での施設内での宿泊訓練	1	2	3	4	5	6
⑤-1a 親子での外泊訓練	1	2	3	4	5	6
⑤-1b 親子での帰宅訓練	1	2	3	4	5	6
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	1	2	3	4	5	6
⑦児童相談所との定期的情報交換・共有（家庭復帰に向けた評価）	1	2	3	4	5	6
⑧家庭復帰に向けたアセスメント、協議・合意・合議	1	2	3	4	5	6
⑨児童・親等への家庭復帰後の支援の準備	1	2	3	4	5	6
⑩要保護児童対策協議会との情報共有	1	2	3	4	5	6

問3 貴施設内の以下の設備の有無、および有る場合には、親子関係再構築支援を実施する際に以下の設備を使用しているか回答下さい（それぞれ、あてはまるもの1つに○）。

設備の種類	設備の有無		親子関係再構築	
	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
親子相談室	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
心理治療室	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
宿泊治療室	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
その他	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない

問4 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況についてご記入下さい(あてはまるもの全てに○)。

1. 施設内で研修を実施している	
⇒実施している場合の内容(あてはまるもの全てに○)	
a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法(具体的に:)
c.その他()
2. 外部の研修を受講している	
⇒実施している場合の内容(あてはまるもの全てに○)	
a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法(具体的に:)
c.その他()
3. 外部のスーパーバイズを受けている	
⇒実施している場合の内容(あてはまるもの全てに○)	
a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法(具体的に:)
c.その他()
4. その他(具体的に:)
5. これまで研修は行っていない	

Ⅲ 「家族療法事業」の実施状況

問1 貴施設は、「家族療法事業」※を実施していますか。(〇は1つ)

1. 本年度(平成27年度)実施している	⇒問1-1ハ
2. 平成26年度以前は実施していたが本年度は実施していない	⇒問1-1ハ
3. これまで実施したことがないが、今後実施を予定している	⇒問2ハ
4. これまで実施したことがなく、今後も実施の予定はない	⇒問2ハ

※:「家族療法事業」とは、児童福祉施設(児童家庭局所管施設)における施設機能強化推進費に基づき、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設を対象に実施する事業を指す。

問1-1 貴施設では、「家族療法事業」をいずれの目的のもと申請しましたか。(当てはまるもの全てに〇)。

1. 閉じこもり対策	2. 虐待予防・再発防止(虐待相談)
3. 親子関係の再構築	
4. その他()	

問1-2 平成26年度、平成27年度(10月1日まで)に取組まれた「家族療法事業」の対象家族数を記入して下さい。

〔入所児童〕

	入所児童	通所児童
平成26年度	_____ 家族	_____ 家族
平成27年度(10月1日まで)	_____ 家族	_____ 家族

問1-3 平成26年度の家族療法事業推進費はいずれの経費として支出したかについてご回答下さい。

人件費	推進費合計額の()割
施設整備費	推進費合計額の()割
物件費	推進費合計額の()割
委託費	推進費合計額の()割
その他()	推進費合計額の()割

問2 「家族療法事業」を実施する上での課題もしくは、現在は実施していない理由をご記入下さい。

〔課題〕(例:推進費の申請要件が実態と合わない)
〔現在実施していない理由〕(例:人員増ができない)

IV 親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携について

問1 親子関係再構築支援について、児童相談所との役割分担、情報交換といった取組みの状況についてお答え下さい。

〔予め役割分担は明確になっているか〕

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について役割分担ができている
2. ある程度役割分担ができている
3. あまり役割分担ができていない
4. 役割分担はできていない |
|--|

〔予め取決めた役割分担が実行されているか〕

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について役割分担が実行できている
2. ある程度役割分担が実行できている
3. あまり役割分担が実行できていない
4. 役割分担は実行できていない |
|--|

〔情報交換ができているか〕

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について情報交換ができている
2. ある程度情報交換ができている
3. あまり情報交換ができていない
4. 情報交換はできていない |
|--|

問2 貴施設と児童相談所の間で、親子関係再構築支援の方針が一致しない場合、どのように対応していますか。具体的にご記入下さい。

--

問3 親子関係再構築支援に関わる関係機関との連携に関する課題をご記入下さい。

〔児童相談所〕
〔福祉事務所〕
〔その他関係機関 1（具体的機関名： ）〕
〔その他関係機関 2（具体的機関名： ）〕

V 親子関係再構築支援に関する今後の取組みの方向性・課題

問1 親子関係再構築支援について今後導入したいと考えている取組み、施設整備、人員配置の変更等があればご記入下さい。

問2 親子関係再構築支援を強化するために必要な条件についてご記入下さい。

問3 親子関係再構築支援を実施する上での課題についてご記入下さい。

(参 考)

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(平成26年3月)を読んだことはありますか。

1. ある(参考になった) 2. ある(あまり参考にならなかった) 3. ない

補問① 「1」と回答された方にお伺いします。どのような点が参考になりましたか。

補問② 「2」と回答された方にお伺いします。どのような記述を期待されておりましたか。

質問項目は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。
返信用封筒をお使いの上、平成28年1月18日(月)までにご投函下さいますようお願い申し上げます。

社会的養護関係施設における 親子関係再構築支援に関する調査

調査ご協力をお願い

母子生活支援施設 施設長 殿

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

厚生労働省では、平成 23 年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の提言等を踏まえ、社会的養護に関する様々な課題について調査検討を行うことを目的とする「平成 27 年度 先駆的ケア策定・検証調査事業」を、みずほ情報総研株式会社への委託事業として実施しております。

要保護児童の増加に伴い、貴施設をはじめ、全国の社会的養護関係施設では、直接処遇される職員に加え、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員の配置等により、心理的関わりと生活面での関わり
の両面から家族全体に対する支援が様々な形で展開されています。

今般、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰、家庭復帰後の再発防止さらに親子関係の回復への支援の重要性が指摘される中で、子どもの養育を担う社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組の強化が一層期待されるところで

そこで厚生労働省では、全国の社会的養護関係施設、児童相談所および児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援について取組の実態を把握し、さらなる取組に向けての課題について調査し、社会的養護関係施設における効果的な手法等についてとりまとめることと致しました。

つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、調査へご協力いただきたく、お願いいたします。なお、本調査結果はとりまとめの上、公表いたしますが、とりまとめ及び公表に際しては統計的処理を行うものとし、個人情報等の記載は一切いたしません。以下の回答方法をご確認の上、ご回答賜りますようよろしくお願い申し上げます。 謹白

平成28年1月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

【回答方法】

- ・本調査票は、特に指定がない限り、平成 27 年 10 月 1 日時点についてご回答下さい。
- ・ご回答の後、**平成28年1月31日(日)**までに、返信用封筒を用いてご投函下さい(切手は不要です)。回収期限を過ぎた場合にも、回答結果は貴重な資料として活用させていただきます。回収期限に間に合わない場合もご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 調査の趣旨等に関するお問い合わせ
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課(担当:鈴木)
TEL:03-5253-1111(内線7895)
- 調査の回答方法に関するお問い合わせ
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
調査事務局(山崎、山本、佐藤)
TEL:0120-825-571(平日10:00~17:30)

I 貴施設の概要

都 道 府 県		市区町村	
施 設 名			
設 置 主 体 (番号1つに○)	1. 都道府県 4. 財団法人	2. 市区町村 5. その他 ()	3. 社会福祉法人
運 営 主 体 (番号1つに○)	1. 都道府県 4. 財団法人	2. 市区町村 5. その他 ()	3. 社会福祉法人
開 設 年 月	(西暦)	年	月
平成26年度入所世帯数 ※平成26年度に入所した世帯数(年度中に入所実績があった世帯数)			世帯数:()世帯
平成26年度退所世帯数 ※平成26年度に退所した世帯数			児童数:()人 ()世帯
職 員 配 置		実人数	常勤
	全 職 員	人	人
	(うち) 家庭支援専門員等	人	人
	(うち) 心理療法担当職員	人	人
	(うち) 個別対応職員	人	人
			非常勤※
			人
			人
			人

※「非常勤」は、常勤者の1ヶ月あたりの従事時間を目安に、常勤換算した数値を記入して下さい(小数点第1位まで記入)。

Ⅱ 親子関係再構築支援の実施状況

本調査における親子関係再構築支援を以下のように定義します。また、親子関係再構築支援の種類（目的）として以下を想定しています。

ご回答にあたっては、貴施設での親子関係再構築支援の取組についてご回答下さい。

「定 義」

親子関係再構築を子どもの回復を支えるという視点から捉え、「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復する」と定義します。そのため、必ずしも家庭復帰や家族との同居による直接の親子関係再構築への支援だけでなく、子どもの内的な親子関係再構築への支援も含まれます。

〔親子関係再構築支援の種類（目標）〕（図を参照）

 分離となった家族に対して

家族の状況によって三つに分類し、以下の支援方針で親子関係の再構築を目指します。

本調査では、次頁以降の設問で、以下の A、B、C の目標別に貴施設で取組まれた支援の実施状況等についてお伺いしています。

- A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する
- B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する
- C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う

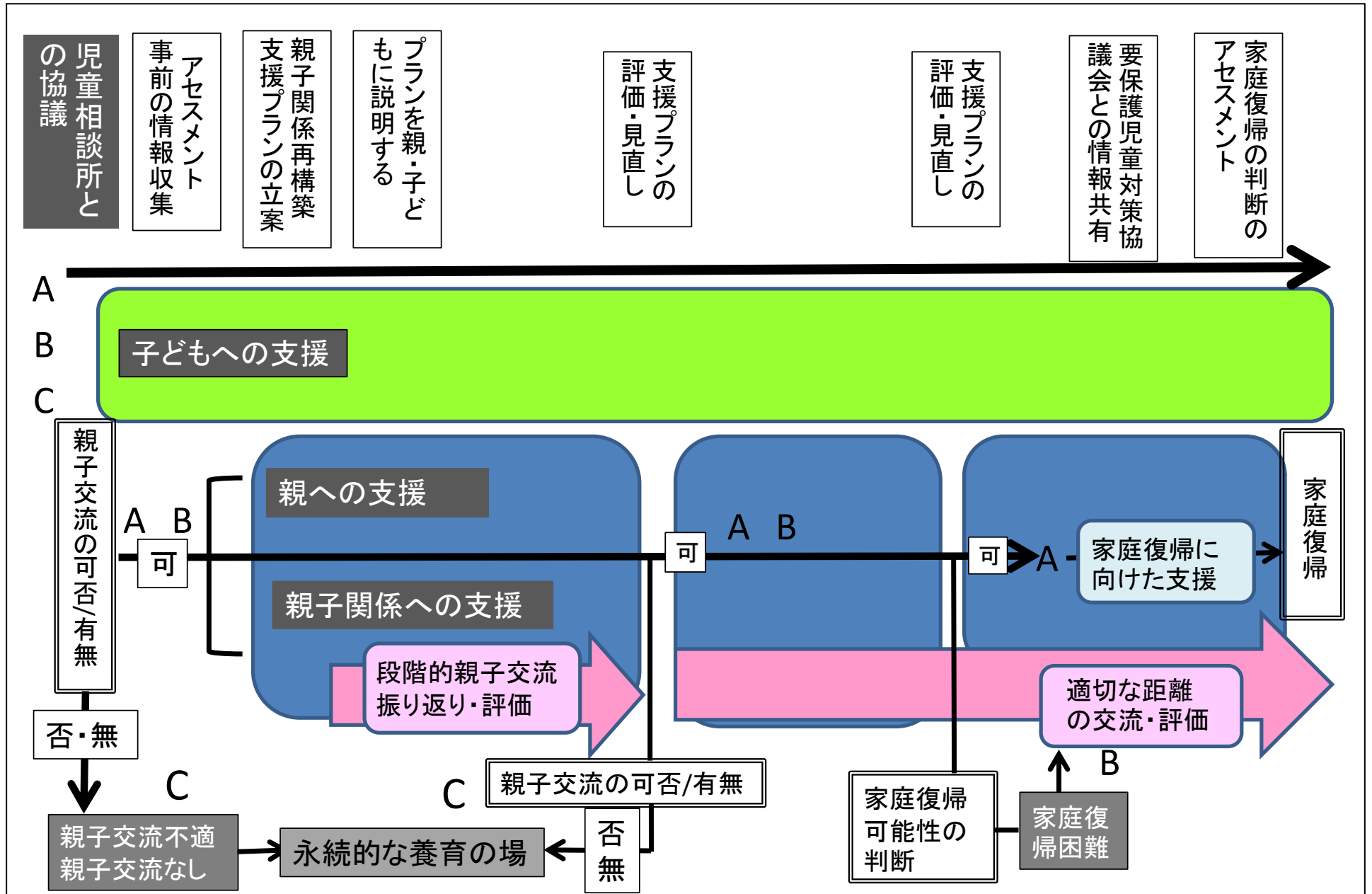
 ともに暮らす家族に対して

次頁以降の設問で、以下の D、E、F の目標別に貴施設で取組まれた支援の実施状況等についてお伺いしています。

- D. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する
- E. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）
- F. 家庭復帰後（児童養護施設等を退所後）、虐待を防止し良好な親子関係を維持する

出典：「親子関係再構築支援ガイドライン」平成 25 年度 親子関係再構築支援ワーキンググループ

親子関係再構築支援の全体像(分離中の家族に対して)



問1-1 「D. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する」の目標に該当する児童と母親に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Dの「該当児童数」(平成27年10月1日時点に入所していた全児童対象)に記載した人数を転記して下さい。

_____人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑥の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った 児童数もしくは 世帯数	必要であったが、 <u>支援が行われなかった児童がいた場合</u> の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	児童数： _____人	理由：
②(必要があれば児童相談所や福祉事務所などと親子関係再構築支援の方針について協議の上)施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	児童数： _____人	理由(選択肢)：あてはまるもの全てに○ a. 児童相談所や福祉事務所から方針の提示がなかったため b. その他(_____) a. 「児童相談所や福祉事務所から方針の提示がなかったため」を選択した際の施設側の対応 〔具体的に記述下さい〕
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	児童数： _____人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(心理ケア、面接、子どもグループ、日常的ケアの中で行われる支援も含む)	児童数： _____人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係改善を意識した関わり、面接、養育指導、親グループなどの実施)	児童数： _____人 世帯数： _____世帯	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子面接、親子活動、などの実施)	児童数： _____人	理由

注)：日常生活を通じて、親の子どもへの思い、子どもの親への思いや、親子の関係性や、親の養育能力などを行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

〔母子生活支援施設票〕

支援の内容	支援を行った 児童数もしくは 世帯数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。			
<input type="checkbox"/> 児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）	児童数： _____ 人	TF-CBT	_____ 人
<input type="checkbox"/> 親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	児童数： _____ 人	MY TREE	児童数： _____ 人
精研式ペアレントトレーニング	児童数： _____ 人	コモンセンス・ペアレンティング	児童数： _____ 人
ペアレントプログラム	児童数： _____ 人	ノーバディズパーフェクト	児童数： _____ 人
トリプルP	児童数： _____ 人	親グループ活動	児童数： _____ 人
CARE	児童数： _____ 人		
<input type="checkbox"/> 親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	児童数： _____ 人	PCIT	児童数： _____ 人
AF-CBT	児童数： _____ 人	親子（グループ）活動	児童数： _____ 人
<input type="checkbox"/> その他	※母子生活支援施設で実施しているプログラム等があれば具体的に記入して下さい		
⑤ 自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築 支援に関する実施計画の評価・見直し	児童数： _____ 人	理由：	
⑥ 要保護児童対策地域協議会との情報共有	児童数： _____ 人	理由：	

問1-2 「E. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）」の目標に該当する児童と母親に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

□問1 Eの「該当児童数」に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑥の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	児童数： 人	理由：
②(必要があれば児童相談所や福祉事務所と親子関係再構築支援の方針について協議の上)施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	児童数： 人	理由(選択肢):あてはまるもの全てに○ a. 児童相談所や福祉事務所から方針の提示がなかったため b. その他() 「a. 「児童相談所や福祉事務所から方針の提示がなかったため」を選択した際の施設側の対応【具体的に記述下さい】
③職員が親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	児童数： 人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(心理ケア、面接、子どもグループ、日常的ケアの中で行われる支援を含む)	児童数： 人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係改善を意識した関わり、面接、養育指導、親グループなどの実施)	児童数： 人 世帯数： 人	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子面接、親子活動等の実施)	児童数： 人	理由：

注)：日常生活を通じて、親の子どもへの思い、子どもの親への思いや、親子の関係性、親の養育能力などを行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

〔母子生活支援施設票〕

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。			
□児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）	児童数： 人	TF-CBT	児童数： 人
□親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	児童数： 人	MY TREE	児童数： 人
精研式ペアレントトレーニング	児童数： 人	コモンセンス・ペアレンティング	児童数： 人
ペアレントプログラム	児童数： 人	ノーバディズパーフェクト	児童数： 人
トリプルP	児童数： 人	親グループ活動	児童数： 人
CARE	児童数： 人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	児童数： 人	PCIT	児童数： 人
AF-CBT	児童数： 人	親子（グループ）活動	児童数： 人
□その他：	※母子生活支援施設で実施しているプログラム等があれば具体的に記入して下さい		
⑤自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	児童数： 人	理由：	
⑥要保護児童対策地域協議会との情報共有	児童数： 人	理由：	

問1-3 「F. 家庭復帰後（児童養護施設等を退所後）、虐待を防止し良好な親子関係を維持する」の目標に該当する児童と母親に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

□問1 Fの「該当児童数」に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑦の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	児童数： _____人	理由：
②(必要があれば児童相談所や福祉事務所と親子関係再構築支援の方針について協議の上)施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	児童数： _____人	理由(選択肢)：あてはまるもの全てに○ a. 児童相談所や福祉事務所から方針の提示がなかったため b. その他(_____) 「a. 「児童相談所や福祉事務所から方針の提示がなかったため」を選択した際の施設側の対応 〔具体的に記述下さい〕
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	児童数： _____人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(心理ケア、面接、子どもグループ、日常的ケアの中で行われる支援も含む)	児童数： _____人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係改善を意識した関わり、面接、養育指導、親グループ等の実施)	児童数： _____人 世帯数： _____世帯	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子面接、親子活動等の実施)	児童数： _____人	理由：

注)：日常生活を通じて、親の子どもへの思いや、子どもの親への思いや、親子の関係性、親の養育能力などを行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。			
<input type="checkbox"/> 児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）	児童数： _____ 人	TF-CBT	児童数： _____ 人
<input type="checkbox"/> 親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	児童数： _____ 人	MY TREE	児童数： _____ 人
精研式ペアレントトレーニング	児童数： _____ 人	コモンセンス・ペアレンティング	児童数： _____ 人
ペアレントプログラム	児童数： _____ 人	ノーバディズパーフェクト	児童数： _____ 人
トリプルP	児童数： _____ 人	親グループ活動	児童数： _____ 人
CARE	児童数： _____ 人		
<input type="checkbox"/> 親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	児童数： _____ 人	PCIT	_____ 人
AF-CBT	児童数： _____ 人	親子グループ活動	_____ 人
<input type="checkbox"/> その他：	※母子生活支援施設で実施しているプログラム等があれば具体的に記入して下さい		
⑤児童相談所や福祉事務所との定期的情報交換・共有	児童数： _____ 人	理由：	
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	児童数： _____ 人	理由：	
⑦要保護児童対策地域協議会との情報共有	児童数： _____ 人	理由：	

〔母子生活支援施設票〕

問2 貴施設では、親子関係再構築支援に関わる以下の支援のプロセスについて、どのように業務分担をされていますか。関わっている職員の番号に○、そのうち、主担当者には◎をつけて下さい。

〔選択肢〕

1. 家庭支援専門員等	2. 心理療法担当職員	3. 個別対応職員	4. ケアワーカー（支援員・指導員等）	5. その他
-------------	-------------	-----------	---------------------	--------

支援プロセス	関わっている職員=○ 主担当者=◎				
	1	2	3	4	5
①施設内での親子関係再構築支援のための事前の情報収集・アセスメント ^(注)	1	2	3	4	5
②（必要があれば児童相談所や福祉事務所と親子関係再構築支援の方針について協議の上）施設が自立支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	1	2	3	4	5
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	1	2	3	4	5
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（心理ケア、面接、子どもグループ、日常的ケアの中で行われる支援も含む）	1	2	3	4	5
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子関係改善を意識した関わり、面接、養育指導、親グループ等の実施）	1	2	3	4	5
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子面接、親子活動等の実施）	1	2	3	4	5
⑤児童相談所や福祉事務所との定期的情報交換・共有	1	2	3	4	5
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	1	2	3	4	5
⑦要保護児童対策地域協議会との情報共有	1	2	3	4	5

注）：日常生活を通じて、親の子どもへの思いや、子どもの親への思いや、親子の関係性、親の養育能力などを行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

問3 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況についてご記入下さい(あてはまるもの全てに○)。

1. 施設内で研修を実施している ⇒実施している場合の内容（あてはまるもの全てに○） a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法（具体的に：) c.その他（)
2. 外部の研修を受講している ⇒実施している場合の内容（あてはまるもの全てに○） a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法（具体的に：) c.その他（)
3. 外部のスーパーバイズを受けている ⇒実施している場合の内容（あてはまるもの全てに○） a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法（具体的に：) c.その他（)
4. その他（具体的に：)
5. これまで研修は行っていない

Ⅲ 児童相談所が関わっている場合の親子関係再構築支援に関する児童相談所との連携について

問1 親子関係再構築支援について、児童相談所との役割分担、情報交換といった取組の状況についてお答え下さい。

〔予め役割分担は明確になっているか〕

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について役割分担ができています
2. ある程度役割分担ができています
3. あまり役割分担ができていない
4. 役割分担はできていない |
|--|

〔予め取決められた役割分担が実行されているか〕

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について役割分担が実行できている
2. ある程度役割分担が実行できている
3. あまり役割分担が実行できていない
4. 役割分担は実行できていない |
|--|

〔情報交換ができていますか〕

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について情報交換ができています
2. ある程度情報交換ができています
3. あまり情報交換ができていない
4. 情報交換はできていない |
|--|

問2 貴施設と児童相談所の間で、親子関係再構築支援の方針が一致しない場合、どのように対応していますか。具体的にご記入下さい。

--

問3 親子関係再構築支援に関わる関係機関との連携に関する課題をご記入下さい。

〔児童相談所〕
〔福祉事務所〕
〔その他関係機関 1（具体的機関名： ）〕
〔その他関係機関 2（具体的機関名： ）〕

Ⅳ 親子関係再構築支援に関する今後の取組の方向性・課題

問1 親子関係再構築支援について今後導入したいと考えている取組、施設整備、人員配置の変更等があればご記入下さい。

問2 親子関係再構築支援を強化するために必要な条件についてご記入下さい。

問3 親子関係再構築支援を実施する上での課題についてご記入下さい。

問4 母子生活支援施設における親子関係再構築支援のあり方を検討していくための情報収集をするという観点から、本調査票に対するご意見等があればご記入下さい。

(参 考)

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(平成26年3月)を読んだことはありますか。

1. ある(参考になった) 2. ある(あまり参考にならなかった) 3. ない

補問① 「1」と回答された方にお伺いします。どのような点が参考になりましたか。

補問② 「2」と回答された方にお伺いします。どのような記述を期待されておりましたか。

質問項目は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。
返信用封筒をお使いの上、**平成28年1月31日(日)**までにご投函下さいますようお願い申し上げます。

社会的養護関係施設における 親子関係再構築支援に関する調査

調査ご協力のお願い

児童家庭支援センター長 殿

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

厚生労働省では、平成 23 年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の提言等を踏まえ、社会的養護に関する様々な課題について調査検討を行うことを目的とする「平成 27 年度 先駆的ケア策定・検証調査事業」を、みずほ情報総研株式会社への委託事業として実施しております。

要保護児童の増加に伴い、貴施設をはじめ、全国の社会的養護関係施設では、直接処遇される職員に加え、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員の配置等により、心理的かかわりと生活面でのかかわりの両面から家族全体に対する支援が様々な形で展開されています。

今般、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰、家庭復帰後の再発防止さらに親子関係の回復への支援の重要性が指摘される中で、子どもの養育を担う社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組の強化が一層期待されるところです。

そこで厚生労働省では、全国の児童家庭支援センター、社会的養護関係施設および児童相談所における親子関係再構築支援について取組の実態を把握し、さらなる取組に向けての課題について調査し、社会的養護関係施設における効果的な手法等についてとりまとめることと致しました。

つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、調査へご協力いただきたく、お願いいたします。なお、本調査結果はとりまとめの上、公表いたしますが、とりまとめ及び公表に際しては統計的処理を行うものとし、個人情報等の記載は一切いたしません。以下の回答方法をご確認の上、ご回答賜りますようお願い申し上げます。 謹白

平成 27 年 12 月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

【回答方法】

- ・本調査票は、特に指定がない限り、平成 27 年 10 月 1 日時点についてご回答下さい。
- ・ご回答の後、平成 28 年 1 月 18 日（月）までに、返信用封筒を用いてご投函下さい（切手は不要です）。回収期限を過ぎた場合にも、回答結果は貴重な資料として活用させていただきます。回収期限に間に合わない場合もご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 調査の趣旨等に関するお問い合わせ
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課（担当：鈴木）
TEL：03-5253-1111（内線7895）
- 調査の回答方法に関するお問い合わせ
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
調査事務局（天羽、山本、佐藤）
TEL：0120-825-571（平日10:00~17:30）

I 貴センターの概要

所在地	都・道・府・県	市区町村		
施設名				
設置主体 (番号1つに○)	1. 都道府県 4. 財団法人	2. 市区町村 5. その他 ()	3. 社会福祉法人	
運営主体 (番号1つに○)	1. 都道府県 4. 財団法人	2. 市区町村 5. その他 ()	3. 社会福祉法人	
開設年月	(西暦) 年 月			
職員配置		実人数	常勤	非常勤※
	全職員	人	人	人
	(うち) 相談員	人	人	人
	(うち) 心理療法担当職員	人	人	人
	(うち) その他 ()	人	人	人

※「非常勤」は、常勤者の1ヶ月あたりの従事時間を目安に、常勤換算した数値を記入して下さい(少数点第1位まで記入)。

II 親子関係再構築支援の実施状況

本調査における親子関係再構築支援を以下のように定義します。また、親子関係再構築支援の種類(目的)として以下を想定しています。

ご回答にあたっては、「家族療法事業」として実施しているか否かに関わらず、貴センターでの親子関係再構築支援の取組についてご回答下さい。

「定義」

親子関係再構築を子どもの回復を支えるという視点から捉え、「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復する」とことと定義します。そのため、必ずしも家庭復帰や家族との同居による直接の親子関係再構築への支援だけでなく、子どもの内的な親子関係再構築への支援も含まれます。

〔親子関係再構築支援の種類(目標)〕(図を参照)

 分離となった家族に対して

家族の状況によって三つに分類し、以下の支援方針で親子関係の再構築を目指します。

本調査では、次頁以降の設定で、以下のA、B、Cの目標別に貴施設で取組まれた支援の実施状況等についてお伺いしています。

A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する

B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する

C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う

 ともに暮らす家族に対して

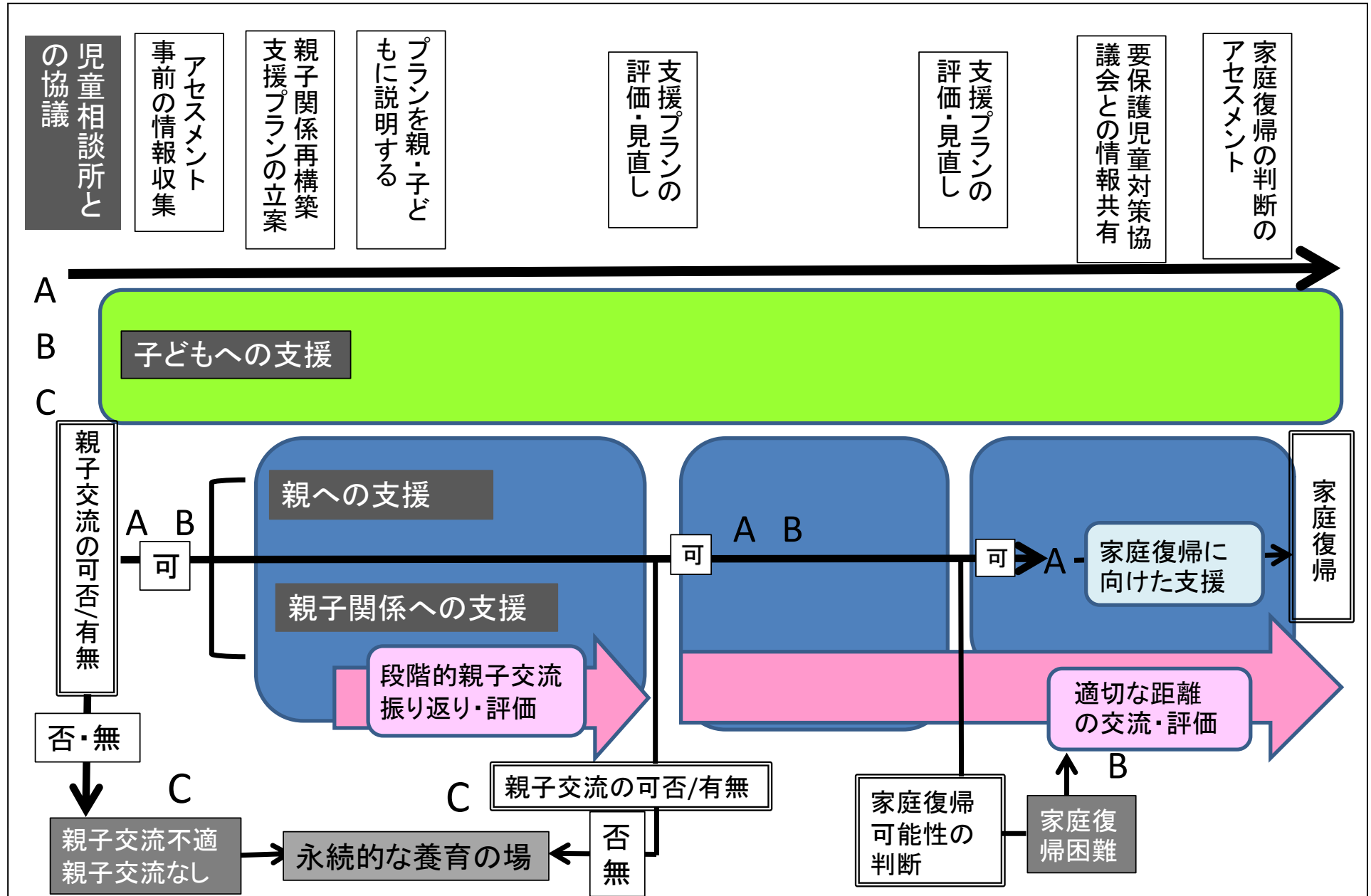
D. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する

E. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する(家族保全)

F. 家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する(アフターケア)

出典：「親子関係再構築支援ガイドライン」平成25年度 親子関係再構築支援ワーキンググループ

社会的養護施設における親子関係再構築支援の全体像（分離中の家族に対して）



〔児童家庭支援センター票〕

問1 措置・委託（入所施設・ファミリーホーム・里親等）および指導委託、相談等で貴センターが支援する児童を対象に、親子関係再構築支援の実施状況についてお伺いします。平成27年10月1日時点で、貴センターが支援をしていた全児童を対象に、目標別の該当児童数をご回答下さい。

調査時点における親子関係再構築支援の目標の種類	該当児童数 ※平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象	支援期間別の児童数 ※平成27年10月1日時点 ※D、E、Fは、ケース受理からの期間別に記入して下さい。	
A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する。	人 ⇒問1-1の点線枠内にも同じ人数を記載して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する。	人 ⇒問1-2の点線枠内にも同じ人数を記載して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う。	人 ⇒問1-3の点線枠内にも同じ人数を記載して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
D. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する	人 ⇒問1-4の点線枠内にも同じ人数を記載して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
E. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）	人 ⇒問1-5の点線枠内にも同じ人数を記載して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
F. 家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する（アフターケア）	人 ⇒問1-6の点線枠内にも同じ人数を記載して下さい。	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
その他	人	6ヶ月未満	人
		6ヶ月～1年未満	人
		1年～1年6ヶ月未満	人
		1年6ヶ月～2年未満	人
		2年～2年6ヶ月未満	人
		2年6ヶ月～3年未満	人
		3年以上	人
Q. 主な支援目的を具体的に記入して下さい。			

問1-1 「A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Aの「該当児童数」(平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象)に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑩の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設・里親・児童相談所等への事前の情報収集・アセスメント <small>(注)</small>	人	理由：
②施設・里親・児童相談所等と家族関係再構築支援の方針について協議の上、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由：
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(日常的ケアの中で行われる支援も含む)	人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由：
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。		
□児童を対象とした治療内容・プログラム		
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	人	TF-CBT
□親等を対象とした治療内容・プログラム		
MCG	人	MY TREE
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト
トリプルP	人	親グループ活動

〔児童家庭支援センター票〕

支援の内容		支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
CARE		人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム				
サインズ・オブ・セーフティ		人	PCIT	人
AF-CBT		人	親子（グループ）活動	人
□その他	※具体的に記入して下さい			
④-4 親子での外出訓練		人	理由：	
④-5 親子での施設内での宿泊訓練		人	理由：	
⑤-1a 親子での外泊訓練（自宅以外）		人	理由：	
⑤-1b 親子での帰宅訓練（自宅）		人		
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し		人	理由：	
⑦施設・里親・児童相談所等との定期的情報交換・共有（家庭復帰に向けた評価）		人	理由：	
⑧家庭復帰に向けたアセスメント、協議・合議		人	理由：	
⑨児童・親等への家庭復帰後の支援の準備 ※子どもへの支援：相談できる人、場所の確保、心理療法等の継続。親等への支援：退所後の相談関係の確立、ペアレント・トレーニング等の実施。親子等への支援：親子の気持ちの橋渡し、遊べる場、時間の確保、地域の支援機関と連携。		人	理由：	
⑩要保護児童対策協議会との情報共有		人	理由：	

注）：日常生活を通じて、子どもの親への思いや、家庭引き取りの要求の強さ、子どもの生活態度が親にとってどう受け止められるか（問題行動があると感じることができるか等）、を行動観察したり、アセスメントすること等を指す。

問1-2 「B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

□問1 Bの「該当児童数」(平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象)に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑨の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設・里親・児童相談所等への事前の情報収集・アセスメント	人	理由：
②施設・里親・児童相談所等との親子関係再構築支援の方針について協議の上、支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由：
③職員が親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（日常的ケアの中で行われる支援も含む）	人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。		
□児童を対象とした治療内容・プログラム		
ライフストーリーワーク（生い立ちの整理）	人	TF-CBT
□親等を対象とした治療内容・プログラム		
MCG	人	MY TREE
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
トリプルP	人	親グループ活動	人
CARE	人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	人	PCIT	人
AF-CBT	人	親子（グループ）活動	人
□その他：	※具体的に記入して下さい		
④-4 親子での外出訓練	人	理由：	
④-5 親子での施設内での宿泊訓練	人	理由：	
⑤ 親子での外泊訓練（自宅以外）	人	理由：	
⑥自立支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	人	理由：	
⑦施設・里親・児童相談所等との定期的情報交換・共有（家庭復帰に向けた評価）	人	理由：	
⑧家庭復帰に向けたアセスメント、協議・合議	人	理由：	
⑨要保護児童対策協議会との情報共有	人	理由：	

問1-3 「C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生き立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

□問1 Cの「該当児童数」(平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象)に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑦の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①施設・里親・児童相談所等への事前の情報収集・アセスメント	人	理由:
②施設・里親・児童相談所等との家族関係再構築支援の方針について協議の上、支援計画の中で、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由:
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由:
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(日常的ケアの中で行われる支援も含む)	人	理由:
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由:
補問:以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。		
□児童を対象とした治療内容・プログラム		
ライフストーリーワーク(生き立ちの整理)	人	TF-CBT
□親等を対象とした治療内容・プログラム		
MCG	人	MY TREE
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンディング
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト
トリプルP	人	親グループ活動
CARE	人	

□親子を対象とした治療内容・プログラム			
サインズ・オブ・セーフティ	人	PCIT	人
AFCBT	人	親子グループ活動	人
□その他：	※具体的に記入して下さい		
⑤施設・里親・児童相談所等との定期的情報交換・共有	人	理由：	
⑥自立に向けた支援	人	理由：	
⑦要保護児童対策協議会との情報共有	人	理由：	

問1-4 「D. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Dの「該当児童数」(平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象)に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑩の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
①児童相談所等や他機関への事前の情報収集・アセスメント	人	理由：
②(児童相談所や他機関と家族関係再構築支援の方針について協議の上、)親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由：
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(日中の居場所の確保、ショートステイの利用、心理ケアなど)	人	理由：
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由：
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援(親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施)	人	理由：
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。		
□児童を対象とした治療内容・プログラム		
ライフストーリーワーク(生い立ちの整理)	人	TF-CBT
□親等を対象とした治療内容・プログラム		
MCG	人	MY TREE
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト
トリプルP	人	親グループ活動

〔児童家庭支援センター票〕

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
CARE	人	

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい
□親子を対象とした治療内容・プログラム		
サインズ・オブ・セーフティ	人	PCIT
AF-CBT	人	親子（グループ）活動
□その他	※具体的に記入して下さい	
⑤ 地域でのソーシャルサポート（孤立状態を軽減、育児支援、他の支援機関につなぐなど）	人	理由：
⑥ ショートステイ利用	人	理由：
⑦ 要保護児童対策協議会での情報共有	人	理由：
⑧ 児童相談所等との（定期的）情報交換	人	理由：
⑨ 支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	人	理由：
⑩ 支援中に施設入所等により親子分離となる	人	理由：

問1-5 「E. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Eの「該当児童数」（平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象）に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうちの、①から⑩の各支援を行った児童数を記入して下さい。

〔児童家庭支援センター票〕

支援の内容	支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
①児童相談所等や他機関への事前の情報収集・アセスメント	人	理由：	
②(児童相談所や他機関と家族関係再構築支援の方針について協議の上、) 親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由：	
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：	
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（日中の居場所の確保、面接、心理ケアなど）	人	理由：	
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：	
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：	
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。			
□児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）	人	TF-CBT	人

〔児童家庭支援センター票〕

支援の内容		支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
□親等を対象とした治療内容・プログラム				
MCG		人	MY TREE	人
精研式ペアレントトレーニング		人	コモンセンス・ペアレンティング	人
ペアレントプログラム		人	ノーバディズパーフェクト	人
トリプルP		人	親グループ活動	人
CARE		人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム				
サインス・オブ・セーフティ		人	PCIT	人
AF-CBT		人	親子（グループ）活動	人
□その他	※具体的に記入して下さい			
⑤ 地域でのソーシャルサポート（孤立状態を軽減、育児支援、他の支援機関につなぐなど）		人	理由：	
⑥ ショートステイ利用		人	理由：	
⑦ 要保護児童対策協議会での情報共有		人	理由：	
⑧ 児童相談所等との（定期的）情報交換		人	理由：	
⑨ 支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し		人	理由：	
⑩ 支援中に施設入所等により親子分離となる		人	理由：	

問1-6 「F. 家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する（アフターケア）」の目標に該当する児童に対して行われた支援内容等をご回答下さい。

問1 Fの「該当児童数」（平成27年10月1日時点で支援していた全児童を対象）に記載した人数を転記して下さい。

人

※上記の「該当児童数」のうち、①から⑩の各支援を行った児童数を記入して下さい。

支援の内容	支援を行った児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
①児童相談所等や施設の事前の情報収集・アセスメント	人	理由：	
②児童相談所や施設や他機関と家族関係再構築支援の方針について協議の上、親子関係再構築支援に関する支援計画を策定する	人	理由：	
③職員が、親や子どもに対して、親子関係再構築支援のプランの説明をする	人	理由：	
④-1 児童に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（日中の居場所の確保、面接、心理ケアなど）	人	理由：	
④-2 親等に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子関係改善を意識した関わり、養育指導、親グループ等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：	
④-3 親子に対する親子関係再構築支援についての直接的支援（親子面接、親子活動等を家庭訪問、面接、電話等で実施）	人	理由：	
補問：以下の治療内容、プログラムを実施した延べ児童数を記入して下さい。			
□児童を対象とした治療内容・プログラム			
ライフストーリーワーク（生き立ちの整理）	人	TF-CBT	人
□親等を対象とした治療内容・プログラム			
MCG	人	MY TREE	人
精研式ペアレントトレーニング	人	コモンセンス・ペアレンティング	人
ペアレントプログラム	人	ノーバディズパーフェクト	人

〔児童家庭支援センター票〕

支援の内容		支援を行った 児童数	必要であったが、支援が行われなかった児童がいた場合の主な理由 ※具体的に記入して下さい	
トリプルP		人	親グループ活動	人
CARE		人		
□親子を対象とした治療内容・プログラム				
サインス・オブ・セーフティ		人	PCIT	人
AF-CBT		人	親子（グループ）活動	人
□その他	※具体的に記入して下さい			
⑤ 地域でのソーシャルサポート（孤立状態を軽減、育児支援、他の支援機関につなぐなど）	人	理由：		
⑥ ショートステイ利用	人	理由：		
⑦ 要保護児童対策協議会での情報共有	人	理由：		
⑧ 児童相談所等との（定期的）情報交換	人	理由：		
⑨ 支援計画の中に位置づけた親子関係再構築支援に関する実施計画の評価・見直し	人	理由：		
⑩ 支援中に施設入所等により親子分離となる	人	理由：		

〔児童家庭支援センター票〕

問2 貴センター内の以下の設備の有無、および有る場合には、親子関係再構築支援を実施するにあたり以下の設備を使用しているか回答下さい（それぞれ1つに○）。

設備の種類	設備の有無		親子関係再構築支援での使用状況	
	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
親子相談室	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
心理治療室	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
宿泊治療室	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない
その他	1. なし	2. あり	1. 使っている	2. 使っていない

問3 親子関係再構築支援に関する研修等の実施状況についてご記入下さい（あてはまるもの全てに○）。

1. センター内で研修を実施している ⇒実施している場合の内容（あてはまるもの全てに○） a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法（具体的に： c.その他（))
2. 外部の研修を受講している ⇒実施している場合の内容（あてはまるもの全てに○） a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法（具体的に： c. その他（))
3. 外部のスーパーバイズを受けている ⇒実施している場合の内容（あてはまるもの全てに○） a.アセスメント方法 b.プログラムの実施方法（具体的に： c. その他（))
4. その他（具体的に：)
5. これまで研修は行っていない	

Ⅲ 親子関係再構築支援に関する施設、里親、児童相談所等との連携について

問1 親子関係再構築支援について、施設、里親、児童相談所等との役割分担、情報交換といった取組の状況についてお答え下さい。

〔予め役割分担は明確になっているか〕（あてはまるもの1つに○）

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について役割分担ができている
2. ある程度役割分担ができている
3. あまり役割分担ができていない
4. 役割分担はできていない |
|--|

〔予め取決めた役割分担が実行されているか〕（あてはまるもの1つに○）

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について役割分担が実行できている
2. ある程度役割分担が実行できている
3. あまり役割分担が実行できていない
4. 役割分担は実行できていない |
|--|

〔情報交換ができているか〕（あてはまるもの1つに○）

- | |
|--|
| 1. 必要な事項について情報交換ができている
2. ある程度情報交換ができている
3. あまり情報交換ができていない
4. 情報交換はできていない |
|--|

問2 貴センターと施設、里親、児童相談所等の間で、親子関係再構築支援の方針が一致しない場合、どのように対応していますか。具体的にご記入下さい。

--

問3 親子関係再構築支援に関わる関係機関との連携に関する課題をご記入下さい。

〔児童相談所〕
〔福祉事務所〕
〔その他関係機関 1（具体的機関名： ）〕
〔その他関係機関 2（具体的機関名： ）〕

Ⅳ 親子関係再構築支援に関する今後の取組の方向性・課題

問1 親子関係再構築支援について今後導入したいと考えている取組、施設整備、人員配置の変更等があればご記入下さい。

問2 親子関係再構築支援を強化するために必要な条件についてご記入下さい。

問3 親子関係再構築支援を実施する上での課題についてご記入下さい。

問4 親子分離をしない家庭への親子関係再構築支援のあり方について今後研究を深めていく観点から、本調査票の中で答えにくかった点、追加すべき事項等ご意見をご記入下さい。

(参 考)

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(平成26年3月)を読んだことはありますか。

1. ある (参考になった) 2. ある (あまり参考にならなかった) 3. ない

補問① 「1」と回答された方にお伺いします。どのような点が参考になりましたか。

補問② 「2」と回答された方にお伺いします。どのような記述を期待されていましたか。

質問項目は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。
返信用封筒をお使いの上、平成28年1月18日(月)までに
ご投函下さいますようお願い申し上げます。

社会的養護関係施設における 親子関係再構築支援に関する調査

調査ご協力をお願い

児童相談所 所長 殿

謹啓 時下、皆様におかれましてはますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

厚生労働省では、平成 23 年に社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会で取りまとめられた「社会的養護の課題と将来像」の提言等を踏まえ、社会的養護に関する様々な課題について調査検討を行うことを目的とする「平成 27 年度 先駆的ケア策定・検証調査事業」を、みずほ情報総研株式会社への委託事業として実施しております。

要保護児童の増加に伴い、貴施設をはじめ、全国の社会的養護関係施設では、直接処遇される職員に加え、家庭支援専門相談員や心理療法担当職員の配置等により、心理的関わりと生活面での関わり の両面から家族全体に対する支援が様々な形で展開されています。

今般、虐待を受けた児童の早期の家庭復帰、家庭復帰後の再発防止さらに親子関係への回復を必要とする支援の重要性が指摘される中で、子どもの養育を担う社会的養護関係施設における親子関係再構築支援の取組の強化が一層期待されるところで。

そこで厚生労働省では、全国の児童相談所、社会的養護関係施設および児童家庭支援センターにおける親子関係再構築支援について取組みの実態を把握し、さらなる取組に向けての課題について調査し、社会的養護関係施設における効果的な手法等についてとりまとめることと致しました。

つきましては、ご多用の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、調査へご協力いただきたく、お願いいたします。なお、本調査結果はとりまとめの上、公表いたしますが、とりまとめ及び公表に際しては統計的処理を行うものとし、個人情報等の記載は一切いたしません。以下の回答方法をご確認の上、ご回答賜りますようよろしくお願い申し上げます。 謹白

平成 27 年 12 月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

【回答方法】

- ・本調査票は、特に指定がない限り、平成 27 年 10 月 1 日時点についてご回答下さい。
- ・ご回答の後、**平成 28 年 1 月 18 日 (月)**までに、返信用封筒を用いてご投函下さい (切手は不要です)。回収期限を過ぎた場合にも、回答結果は貴重な資料として活用させていただきます。回収期限に間に合わない場合もご協力賜りますようお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 調査の趣旨等に関するお問い合わせ
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課 (担当：鈴木)
TEL：03-5253-1111 (内線7895)
- 調査の回答方法に関するお問い合わせ
みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部
調査事務局 (天羽、山本、佐藤)
TEL：0120-825-571 (平日10:00~17:30)

□本調査における親子関係再構築支援を以下のように定義します。また、親子関係再構築支援の種類（目的）として以下を想定しています。

□ご回答にあたっては、貴児童相談所での親子関係再構築支援の取組みについてご回答下さい。

「定義」

親子関係再構築を子どもの回復を支えるという視点から捉え、「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に回復する」と定義します。そのため、必ずしも家庭復帰や家族との同居による直接の親子関係再構築への支援だけでなく、子どもの内的な親子関係再構築への支援も含まれます。

〔親子関係再構築支援の種類（目標）〕（図を参照）

□分離となった家族に対して

家族の状況によって三つに分類し、以下の支援方針で親子関係の再構築を目指します。
本調査では、次頁以降の設問で、以下のA、B、Cの目標別に貴施設で取組まれた支援の実施状況等についてお伺いしています。

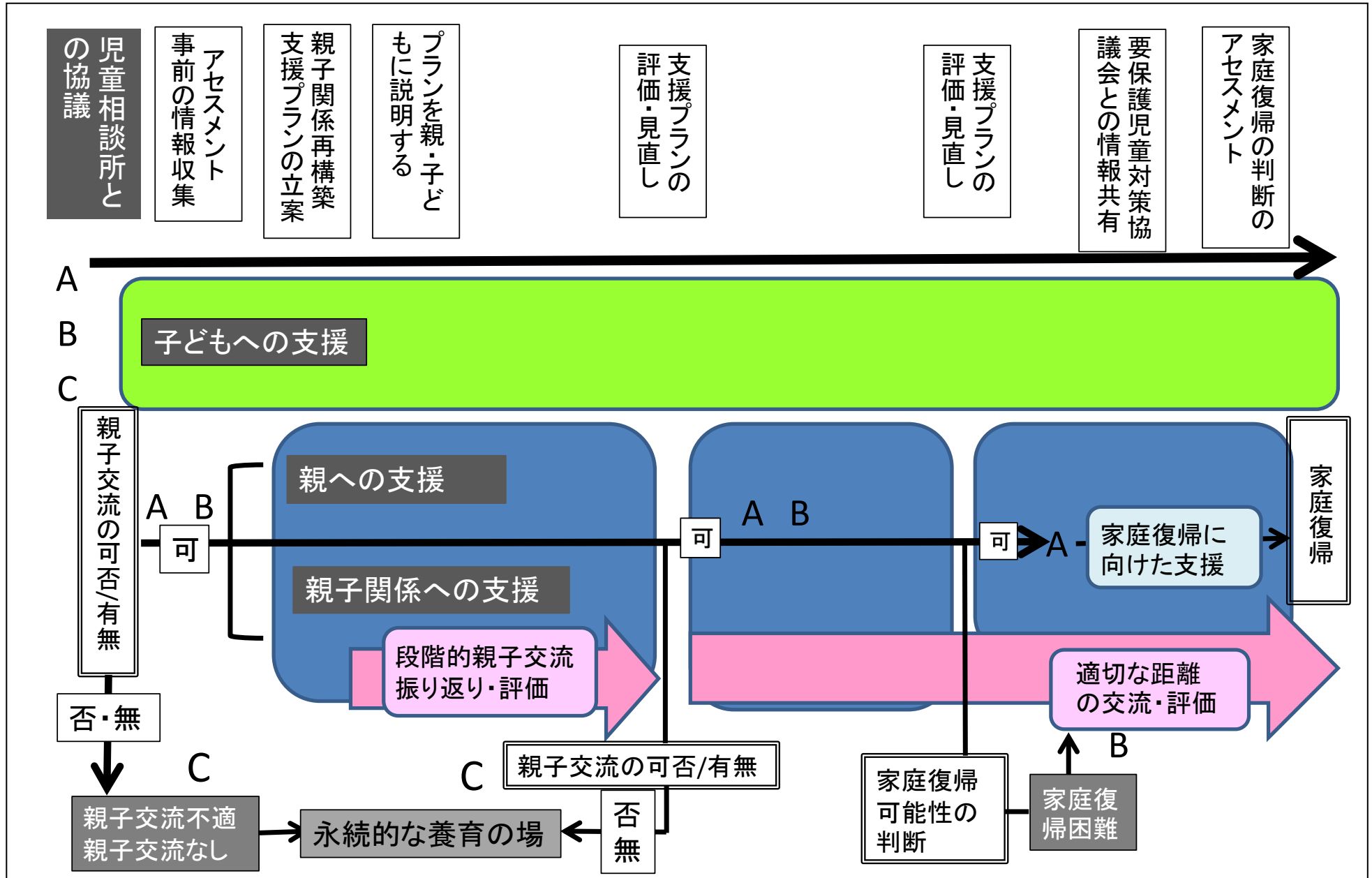
- A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、家庭に復帰する
- B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離をとった交流を続けながら、納得しお互いを受け入れ認めあう親子関係を構築する
- C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あるいは親子の交流がない場合は、生い立ちや親との関係の心の整理をしつつ、永続的な養育の場の提供を行う

参考：ともに暮らす家族に対して

- A. 虐待リスクを軽減し、虐待を予防する
- B. 不適切な養育を改善し、親子関係を再構築し維持する（家族保全）
- C. 家庭復帰後、虐待の再発を防止し良好な親子関係を維持する（アフターケア）

出典：「親子関係再構築支援ガイドライン」平成 25 年度 親子関係再構築支援ワーキンググループ

親子関係再構築支援の全体像



I 貴相談所について

設置自治体名	
相談所名	
所管地域の人口	人（直近で把握している人口）

※「非常勤」は、常勤者の1ヶ月あたりの従事時間を目安に、常勤換算した数値を記入して下さい（少数点第1位まで記入）。

II 親子関係再構築支援に関する社会的養護関係施設等との連携について

問1 親子関係再構築支援について、社会的養護関係施設等との役割分担、情報交換といった取組みの状況についてお答え下さい。本設問は、貴児童相談所において親子関係再構築支援に関わっておられる職員もしくは当該部門長がご回答下さい。

〔予め役割分担は明確になっているか〕

1. 必要な事項について役割分担ができています
2. ある程度役割分担ができています
3. あまり役割分担ができていない
4. 役割分担はできていない

〔予め取決められた役割分担が実行されているか〕

1. 必要な事項について役割分担が実行できています
2. ある程度役割分担が実行できています
3. あまり役割分担が実行できていない
4. 役割分担は実行できていない

〔情報交換〕

1. 必要な事項について情報交換ができています
2. ある程度情報交換ができています
3. あまり情報交換ができていない
4. 情報交換はできていない

問2 貴児童相談所と社会的養護関係施設の間で、親子関係再構築支援の方針が一致しない場合、どのように対応していますか。具体的にご記入下さい。

問3 親子関係再構築支援に関わる関係機関との連携に関する課題をご記入下さい。

〔社会的養護関係施設〕
〔福祉事務所〕
〔その他関係機関1（具体的機関名： ）〕
〔その他関係機関2（具体的機関名： ）〕

問4 貴児童相談所において親子関係再構築支援を目的に取り組まれている事項（概要）をご記入下さい（平成27年10月時点）。

--

Ⅲ 親子関係再構築支援に関する今後の取組みの方向性・課題

問1 親子関係再構築支援について今後導入したいと考えている取組み等があればご記入下さい。

--

問2 親子関係再構築支援を強化するために必要な条件についてご記入下さい。

--

問3 親子関係再構築支援を実施する上での課題についてご記入下さい。

問4 親子関係再構築支援に関して、児童相談所と社会的養護関係施設および児童家庭支援センターとの間でどのような役割分担を行っていくことができるかご記入下さい。

IV 里親を対象とした親子関係再構築支援の取組み状況

問1 貴児童相談所では、里親を対象とした親子関係再構築支援に取り組んでいる事例がありますか。

1. ある（平成 27 年 10 月 1 日時点 _____ 件）	⇒問1-1, 1-2 へ
2. ない	⇒問1-3 へ

問1-1 問1で「1. ある」と回答した児童相談所にお伺いします。里親を対象とした親子関係再構築支援の実施状況についてお伺いします。平成 27 年 10 月 1 日時点において実施していた里親（全児童）を対象に、具体的な実施事例をご記入下さい。

調査時点における親子関係再構築支援の 目標の種類	事 例 ※平成 27 年 10 月 1 日時点で支援を行っていた全里親（児童）に 対して実施していた具体的な内容
A. 親の養育行動と親子関係の改善を図り、 家庭に復帰する。	
B. 家庭復帰が困難な場合は、一定の距離を とった交流を続けながら、納得しお互い を受け入れ認めあう親子関係を構築す る。	
C. 現実の親子の交流が望ましくない場合あ るいは親子の交流がない場合は、生い立 ちや親との関係の心の整理をしつつ、永 続的な養育の場の提供を行う。	
D. その他。	

〔児童相談所票〕

問1-2 問1で「1. ある」と回答した児童相談所にお伺いします。里親を対象とした親子関係再構築支援の実施にあたり配慮した点はどのようなことか具体的にご回答下さい。

問1-3 問1で「2. ない」と回答した児童相談所にお伺いします。
事例がない理由を具体的にご記入下さい。

問2 里親を対象とする親子関係再構築支援に関する課題についてご記入下さい。

(参 考)

「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(平成26年3月)を読んだことはありますか。

1. ある(参考になった) 2. ある(あまり参考にならなかった) 3. ない

補問① 「1」と回答された方にお伺いします。どのような点が参考になりましたか。

補問② 「2」と回答された方にお伺いします。どのような記述を期待されておりましたか。

質問項目は以上です。ご協力頂き誠にありがとうございました。
返信用封筒をお使いの上、平成28年1月18日(月)までにご投函下さいますようお願い申し上げます。